企業・医療機関連携マニュアル

事業場における治療と仕事の
両立支援のためのガイドライン（参考資料）

令和3年3月改訂版

厚生労働省

目次

○ **企業・医療機関連携マニュアル（解説編）** …… 2

○ **企業・医療機関連携マニュアル（事例編）**

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：がん） …… 20

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：脳卒中） …… 56

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：肝疾患） …… 90

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病） …… 116

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：心疾患） …… 150

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：糖尿病） …… 176

［検討経過］

● 平成 30 年 3 月作成

・企業・医療機関連携マニュアル（解説編）

・企業・医療機関連携マニュアル（事例編：がん）

● 平成 31 年 3 月作成

・企業・医療機関連携マニュアル（事例編：脳卒中）

・企業・医療機関連携マニュアル（事例編：肝疾患）

● 令和２年３月作成

・企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）

● 令和３年３月作成

・企業・医療機関連携マニュアル（事例編：心疾患）

・企業・医療機関連携マニュアル（事例編：糖尿病）

企業・医療機関連携マニュアル（解説編）

本参考資料は、治療と仕事の両立支援のため、企業と医療機関が情報のやりとりを行う際の参考となるよう、ガイドライン掲載の様式例（ガイドライン「様式例集」）に沿って、各様式例の作成のポイントを示すものである。

実際に様式例を活用する場合には、ガイドラインP.6「５　両立支援の進め方」に示す手続きや手順を十分に理解の上、運用することが重要である。

なお、本項では、各様式例の名称を以下のように示す。

様式例の名称	略称	（参考）作成者
勤務情報を主治医に提供する際の様式例	勤務情報提供書	労働者 事業者
治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例	主治医意見書	医師 医療機関
職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例		
両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成例	両立支援プラン/ 職場復帰支援プラン	事業者

※いずれの様式も、労働者本人と十分に話し合い、作成することが望ましい。

＜構成＞

はじめに

１　両立支援に当たって知っておくべきこと

２　両立支援の流れに沿った各様式の作成

（１）勤務情報提供書の作成

（２）主治医意見書の作成

（３）両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成

はじめに

治療と仕事の両立支援を行うに当たっては、労働者本人の理解と同意の下、事業場や医療機関等の関係者が必要に応じて連携することで、労働者本人の治療や業務の状況に応じた、より適切な支援の実施が可能となる。

円滑な連携のためには、まず事業者と医療機関が、お互いの支援における役割や考え方等を理解することが重要である。

1　両立支援に当たって知っておくべきこと

（1）事業場及び労働者本人の状況に応じた対応

治療が必要な疾病を抱える労働者の中には、それまでと同じように働くことができる者も多い。そのため、治療が必要な疾病を抱える労働者すべてに様式を用いた情報のやりとりが求められるものではなく、事業場及び労働者本人の状況に応じた対応が重要である。

（2）労働者本人及び関係者の共通の理解の形成

様式を用いた情報のやりとりを行う場合、様式は、あくまで関係者間で情報を共有し、必要な就業上の措置や配慮等を検討するための手段であり、様式の作成過程において労働者本人と関係者が十分に話合いを行うことで、共通の理解を形成することが重要である。

なお、一連の情報のやりとりは、経過に応じて繰り返し行う場合がある点に留意が必要である。

（3）医療機関における治療と仕事の両立支援

事業場における両立支援は労働者からの申出を起点とするが、労働者に対する両立支援は、医療機関等において開始されることもある。

労働者の中には、病気の診断による精神的な動揺や不安から、早まって退職を選択する場合もあることから、医療機関においては、診断後早期から、就業の継続に関する働きかけを行うことが重要である。

（4）労働契約に基づく労務の提供

労働者は事業者と労働契約を結んでおり、労働時間等の労働条件が定められている。詳細な労働時間や休憩、休日・休暇、賃金等に関する項目は就業規則において定められている。労働者においては、これらの労働契約のもと、一定の労務を提供することが求められており、事業者は、就業規則等とも照らし合わせながら、就業継続の可否や就業上の措置、配慮の検討を行う。

労働契約法においては、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」とされている。

（5）情報共有・連携に関する留意点

ア　事業場の関係者

- 主治医意見書については、労働者本人にその利用目的を説明し、同意を得た上で取得し、目的の範囲内で利用しなければならない。
- 主治医の意見を求める際には、機微な健康情報を取り扱うこととなることから、産業医等がいる場合には産業医等を通じて情報のやり取りを行うことが望ましい。
- 病状に関する情報は要配慮個人情報であるため、上司・同僚等との共有が必要なする場合は、両立支援を行うという目的を明示して情報収集し、本人と協議の上で共有の範囲を検討するとともにし、どのような情報を共有するのか本人の同意を得た上で共有することる必要がある。

イ　医療機関の関係者

- 事業場における産業保健体制及び産業保健活動を踏まえて、支援や連携を行うことが求められる。
  - ・産業医の選任義務は事業場規模に応じて異なっており、常時50人以上の労働者を使用する事業場では1人以上、1000人以上の事業場（一定の有害な業務がある事業場は500人以上）は専属産業医1人以上、3000人以上の事業場では2人以上の産業医の選任が義務付けられている。
  - ・実際には労働者が50人未満の事業場が大半であるため、産業医がいない場合は、事業場との連携の際、事業者や人事労務担当者、産業保健スタッフが窓口となることもある。
- 治療と仕事の両立支援にあたる医師、看護師、医療ソーシャルワーカー等においては、治療と仕事の両立に関する患者本人の悩みや職場におけるキーパーソンを引き出すコミュニケーションスキルが重要である。

（6）その他

- 治療と仕事の両立支援に関する診療報酬については、「治療と仕事の両立支援ナビ」をご覧下さい。
  https://chiryoutoshigoto.mhlw.go.jp/

2　両立支援の流れに沿った各様式の作成

ガイドライン掲載の各様式例（ガイドラインP.12「様式例集」）に沿って、各様式例の作成のポイントを示す。

様式例はあくまで参考として示すものであり、それぞれの事業場で運用する際には、本様式例を参考に必要な事項を追加するなどにより、事業場の実態に合った様式を作成することが重要である。

（1）勤務情報提供書の作成　【労働者・事業者において作成】

ア　様式例

- ガイドラインP.13「勤務情報を主治医に提供する際の様式例」参照

イ　作成の目的

- 勤務情報提供書は、主治医が労働者の業務に関する情報を踏まえた上で、就業継続の可否や就業上の措置、治療に対する配慮について意見を述べることができるよう、以下のような情報を主治医に提供するために作成するものである。
  - ・職務上、最低限必要となる作業や要件（公共交通機関で単独で安全に通勤できること等）
  - ・どのような働き方をしているか（1日8時間勤務、立ち仕事、出張あり等）
  - ・職場環境（休暇等が取りやすい環境かどうか等）
- また、医療機関の関係者にとっては、勤務情報提供書を通じて労働者の業務の状況を把握することは、患者の社会的背景に応じた治療説明や意思決定の支援、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）の検討を行う上で有用である。

ウ　作成方法

- 勤務情報提供書の作成に当たっては、あらかじめ労働者本人と十分話し合った上で、職務上、最低限必要となる作業や要件、想定される就業上の措置や配慮事項について、具体的に記載することが望ましい。
- その際、事業者としてどの程度まで配慮が可能かについても記載があると、主治医はより現実的な意見を述べやすい。
- また、事業者や労働者が、治療と仕事の両立に当たって特に悩んでいること、主治医に相談したいことについて記載をすると、主治医から具体的な助言が得られやすい。

医療機関が確認する際のポイント

- 作業内容や作業負荷など、労働者がどのような働き方をしているかを確認
- 繁忙期や、仕事の都合上どうしても対応しなければならない業務、出張等の有無、勤務時間が柔軟に調整できるか、休憩が柔軟に取れるか等について確認し、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）の検討に活用

- 休暇等がとりやすい環境かどうか確認し、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）の検討に活用

- 事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいことを確認し、主治医意見書で特に意見すべき内容を検討
- 避けるべき作業等がある場合、当該作業を制限することで、就業継続・職場復帰に当たっての要件等に照らして問題がないか確認し、主治医意見書の記載内容（就業上の措置や配慮事項）を労働者とも話し合って検討

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容について職場
だくための従業員の勤務に関する情報です。
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	
住所	
職　　種	※事務職、自動車の運転手、
職務内容	（作業場所・作業内容） □体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 □車の運転 □遠隔地出張（国内）
勤務形態	□常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	____時____分　～____時_____ （時間外・休日労働の状況： （国内・海外出張の状況：
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 □自動車　□その他（ 通勤時間：（
休業可能期間	____年____月____日まで（____
有給休暇日数	残_____日間
その他 特記事項	
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給休暇 □短時間勤務制度 □その他（

上記内容を確認しました。
平成　　年　　月　　日　　（本人

平成　　年　　月　　日　　（会社

（勤務情報提供書）の記載のポイント

で配慮したほうがよいことなどについて、先生にご意見をいた

	生年月日	年　月　日

建設作業員など

□体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　□対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

＿＿分（休憩＿＿時間。週＿＿日間。）
）
）

（着座可能）　□公共交通機関（着座不可能）
）
）分

＿＿日間）（給与支給　□有り　□無し 傷病手当金●%）

□傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
）

署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 正社員か非正規か、内勤か外勤か、出張等の有無、仕事の進め方に裁量があるか、勤務時間が柔軟に調整できるか、業務に繁閑があるか、休憩は柔軟に取れるか等が分かるよう、具体的に記載

- 休暇が取りやすい環境か、どの程度柔軟に休暇が取れるか（1 日単位、半日単位、時間単位）についても記載

就業継続・職場復帰に当たっての要件等

- 最低限必要とされる作業・要件や、想定される就業上の措置や配慮事項、具体的な働き方について記載した上で、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいことを記載
- 通院日や通院の時間帯など、主治医に相談したいことがあれば記載

- 両立支援を行う上で想定される勤務形態についても情報を記載

- 主治医等からの問い合わせに対応できるよう、事業場における担当者や連絡先を記載する方法もある

（2）主治医意見書の作成　【医師において作成】

ア　様式例

- ガイドラインP.14「治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」及びP.15「職場復帰の可否等について主治医の意見を求める際の様式例」参照

イ　作成の目的

- 主治医意見書は、事業者が、労働者の就業継続・職場復帰の可否や、就業継続・職場復帰する場合の就業上の措置や配慮事項について検討する際の参考資料として活用されるものであり、事業者にとって重要な役割を持つものである。

ウ　作成方法

- 主治医意見書の作成に当たっては、勤務情報提供書等をもとに、労働者の仕事の内容や、治療と仕事を両立する上で事業者や労働者が悩んでいること、就業制限をした場合に生じうる問題について、労働者と話し合うなどして確認することが重要である。
- 主治医は、特に、事業者や労働者からの相談のあった事項を中心に、労働者の体調の悪化の防止や治療継続の観点を踏まえ、就業継続等の可否や望ましいと考えられる就業上の措置、治療に対する配慮について医学的な立場から意見を記載する。
- なお、就業継続等の可否に関する主治医の意見は、事業者が労働者の安全と健康の確保を図るための医学的な見解を示すものであり、事業者が就業継続等の可否を判断する際の重要な判断材料の１つとなるものであるが、主治医の意見はあくまで参考情報として扱われるものであり、最終的な就業継続等の可否の判断や、就業上の措置、配慮の実施は事業者が決定することとなる。
- 就業上の措置や配慮事項について意見を記載する際は、労働者の体調悪化の防止や治療継続の観点から必ず対応が必要な事項を除いては、事業者における裁量を残すような記載が望ましい。
- その他、以下の点に留意して意見を記載することが望ましい。
  - ・事業者にとっては、専門的かつ詳細な医学情報よりも、疾病や治療に伴う副作用が業務にどのような影響を及ぼすのか、いつまでその影響が続くのか、といった見通しに関する情報が重要である。
  - ・がんの進行度などの、必ずしも両立支援のためには必要ではない情報は、かえって事業者の不安をあおりかねないので留意が必要である。
  - ・医療機関の受診スケジュールや入院・療養等が必要な期間などの情報は、事業者が時間的な配慮を行うためにも重要な情報となる。
  - ・複数科受診している場合は、必要に応じて他科の受診状況や治療状況も確認した上で、主治医意見書を作成することが望ましい。
  - ・主治医意見書の措置期間の欄は、事業者にとって、対応の見直しを行ったり、労働者や主治医に状況を再度確認したりする時期の目安として参考となる。
- 治療の経過によって、必要な就業上の措置や配慮事項が変わる場合があることから、経過に応じて主治医意見書の作成が繰り返し求められる場合がある。
- 繁忙期や、仕事の都合上どうしても対応しなければならない業務、出張等の有無、勤務時間が柔軟に調整できるか、休憩が柔軟に取れるか等について労働者に確認した上で、治療上の配慮（通院日や通院の時間帯の調整等）が可能である場合には、治療の予定に反映することが望ましい。

治療の状況や就業継続の可否等について主治医の意見

医療機関が作成する際のポイント

- 見通しが立っている範囲の情報を記載
- 不確定な予定に関しては、いつごろ目途が立つかについて記載があると、事業者にとって就業上の措置や配慮を見直す時期の目安となる
- 複数科受診の場合、他科受診の頻度等も考慮して記載
- 勤務情報提供書の記載内容や労働者の意見等を踏まえ、通院日や通院の時間帯等に関して配慮できる場合には、労働者と話し合った上で治療の予定に反映

- 労働者の体調悪化の防止や治療継続の観点から、事業者による就業継続の検討の可否について意見を記載（就業継続の可否の最終的な判断は、労働者の安全と健康確保の観点からあくまで事業者が行うものであり、その判断の参考とするため、主治医の意見を求めるものである）

- 勤務情報提供書等を通じて事業者や労働者から相談のあった事項に対する意見を中心に記載
- 職務上、必要となる作業・要件に対して制限が必要な場合には、その理由と制限が必要となる期間について併記すると、事業者も計画的に対応を検討しやすい

- 職場において治療のために必要と考えられる配慮等について記載があると、労働者からの申出があった際に事業者においてスムーズな対応がなされやすい

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	
住所	

病名	
現在の症状	（通勤や業務遂行に影響を
治療の予定	（入院治療･通院治療の必要等））
退院後／治療中の就業継続の可否	□可　（職務の健 □条件付きで可（就業上の □現時点で不可（療養の継
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	例：重いものを持たない、長期の出張や海外出張 注）提供された勤務情報ををお願いします。
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、 注）治療のために必要と考
上記の措置期間	年　月

上記内容を確認しました。
平成　年　月　日　（本人

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等に

平成　年　月　日　（主治医

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治
ものです。この書類は、患者本人から会社に提供

を求める際の様式例（主治医意見書）の記載のポイント

	生年月日	年　月　日

及ぼし得る症状や薬の副作用等）

性、今後のスケジュール（半年間、月1回の通院が必要、

康への悪影響は見込まれない）
措置があれば可能）
続が望ましい）

暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、
は避ける　など
踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載

休憩場所を確保する　など
えられる配慮等の記載をお願いします。

日　～　　年　　月　　日

署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

関する意見を提出します。

署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用する
され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 労働者の就業継続の可否や事業場における就業上の措置や配慮事項に関しては、主治医意見書をもとに、産業医等の意見も勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定する

- 入院や通院のスケジュールは、就業上の措置や治療に対する配慮の内容が変わる時期の目安になる
- 入院や通院のスケジュールは、必ずしも確定していない場合もある点に留意
- 通院日や通院の時間帯等がどの程度柔軟に調整できるのかを確認し、通院時間確保のための配慮を検討

- 主治医意見書の措置期間は、就業上の措置や配慮事項の見直しや、次の主治医の意見の取得のタイミングの目安になる

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

医療機関が作成する際のポイント

- 労働者の体調悪化の防止や治療継続の観点から、事業者による職場復帰検討の可否について意見を記載
（職場復帰の可否の最終的な判断は安全と健康確保の観点からあくまで事業者が行うものであり、その判断の参考とするため、主治医の意見を求めるものである）
- 見通しが立っている範囲の情報を記載
- 不確定な予定に関しては、いつごろ目途が立つかについて記載があると、事業者にとって就業上の措置や配慮を見直す時期の目安となる
- 複数科受診の場合、他科受診の頻度等も考慮して記載
- 勤務情報提供書の記載内容や労働者の意見等を踏まえ、通院日や通院の時間帯等に関して配慮できる場合には、労働者と話し合った上で治療の予定に反映

- 勤務情報提供書等を通じて事業者や労働者から相談のあった事項に対する意見を中心に記載
- 職務上、必要となる作業・要件に対して制限が必要な場合には、その理由と制限が必要となる期間について併記すると、事業者も計画的に対応を検討しやすい
- 職場において治療のために必要と考えられる配慮等について記載があると、労働者からの申出があった際に事業者においてスムーズな対応がなされやすい

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	
住所	
復職に関する意見	□ 復職可　□ 条件付き可 意見
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	例：重いものを持たない、長期の出張や海外出張 注）提供された勤務情報ををお願いします。
その他配慮事項	例：通院時間を確保する、 注）治療のために必要と考
上記の措置期間	年　月

上記内容を確認しました。
平成　年　月　日　（本人

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する意見

平成　年　月　日　（主治医

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治
ものです。この書類は、患者本人から会社に提供

際の様式例（主治医意見書）の記載のポイント

	生年月日	年　月　日

□ 現時点で不可（休業：～　年　月　日）

暑い場所での作業は避ける、車の運転は不可、残業を避ける、
は避ける　など
踏まえて、医学的見地から必要と考えられる配慮等の記載

休憩場所を確保する　など
えられる配慮等の記載をお願いします。

日　～　年　月　日

署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

を提出します。

署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用する
され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 労働者の職場復帰の可否や事業場における就業上の措置や配慮事項に関しては、主治医意見書をもとに、産業医等の意見も勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で、事業者が最終的に決定する

- 入院や通院のスケジュールは、就業上の措置や治療に対する配慮の内容が変わる時期の目安になる
- 入院や通院のスケジュールは、必ずしも確定していない場合もある点に留意
- 通院日や通院の時間帯等がどの程度柔軟に調整できるのかを確認し、通院時間確保のための配慮を検討

- 主治医意見書の措置期間は、就業上の措置や配慮事項の見直しや、次の主治医の意見の取得のタイミングの目安になる

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

（3）両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成　【事業者において作成】

ア　様式例

- ガイドラインP.16「両立支援プラン／職場復帰支援プランの作成例」参照

イ　作成の目的

- 事業者は、労働者が治療を継続しながら就業を継続することが可能である[1]と判断した場合、業務によって疾病が増悪することのないよう、就業上の措置や治療に対する配慮の内容及び実施時期などについて決定し、実施する必要がある。この際必要に応じて、両立支援プラン/職場復帰支援プランを作成することが望ましい。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成過程を通じて、労働者本人や産業医、人事労務担当者、上司等との十分な話合いを行い、その内容を共有し、必要な就業上の措置や治療に対する配慮が実施されるよう、環境を整えることが重要である。

ウ　作成方法

- 事業者は、主治医意見書の内容をもとに、産業医等の意見を勘案しつつ、労働者と十分話し合った上で両立支援プラン/職場復帰支援プランを作成する。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランの作成に当たっては、労働者との十分な話合いを通じて本人の了解が得られるよう努めることが必要である。作成した両立支援プラン/職場復帰支援プランには署名欄を設け、労働者本人、事業者及び関係者（産業医、人事労務担当者、上司等）による話合いの上作成されたものであることが分かるようにすることが望ましい。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランが対象とする期間は、1週間から数か月、半年等、様々であることが想定されるため、労働者の状況等に応じて個別に適切な期間を設定する。期間を検討する際は、主治医意見書の措置期間が一つの目安となる。
- 両立支援プラン/職場復帰支援プランは、労働者の状況等に応じて適時見直すことが重要である。そのため、見直しの時期についても記載することが望ましい。見直しを行った場合には、その経緯や経過が分かるよう、記録することも重要である。
- 職場において、プランに定めた就業上の措置や治療に対する配慮が適切に実施されるよう、労働者本人の同意を得た上で、プランの内容のうち必要な情報に限定して同僚や上司等に可能な限り情報を開示し、理解を得ることが望ましい。

[1] 具体的には、労働者の申出や主治医や産業医の意見を参考に、配慮事項を踏まえながら事業者の要求する最低限の作業や要件を達成できると判断した場合を指す。

作成日：　　年　　月　　日

従業員 氏名		
所属		
治療・投薬等の 状況、今後の予定	・入院による手術済み。 ・今後１か月間、平日5日 ・その後薬物療法による 移行予定。 ・治療期間を通し副作用 ※職場復帰支援プランの	
期間	勤務時間	就業上の措
（記載例） １か月目	10：00 ～ 15：00 （1時間休憩）	短時間勤務 毎日の通院 残業･深夜 作業転換
２か月目	10：00 ～ 17：00 （1時間休憩）	短時間勤 通院日の時 残業･深夜 作業転換
３か月目	9：00 ～ 17：30 （1時間休憩）	通常勤務に 残業１日当 深夜勤務･ 作業転換
業務内容	・治療期間中は負荷軽減 ●● 業務に変更する。	
その他 就業上の配慮事項	・副作用により疲れやすく 認める。	
その他	・治療開始後は、2週間ご てプランの見直しを行う。 ・労働者においては、通院 変化に留意し、体調不良 ・上司においては、本人か すみやかに総務担当ま	

支援プランの記載のポイント

生年月日	性別
年　月　日	男・女
従業員番号	

間の通院治療が必要。
治療の予定。週1回の通院１か月、その後月1回の通院に

として疲れやすさや免疫力の低下等の症状が予想される。
場合は、職場復帰日についても記載

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
配慮要 勤務･遠隔地出張禁止	平日毎日通院・放射線治療 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
務 間単位の休暇取得に配慮 勤務･遠隔地出張禁止	週1回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
復帰 たり１時間まで可 遠隔地出張禁止	月1回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）

のため作業転換を行い、製品の運搬･配達業務から部署内の

なることが見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を

とに産業医･本人･総務担当で面談を行い、必要に応じ
（面談予定日：●月●日●～●時）
・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の
の訴えは上司に伝達のこと。
らの訴えや労働者の体調等について気になる点があれば
で連絡のこと。

事業者が作成する際のポイント

- 主治医意見書等をもとに、就業上の措置や配慮事項に関連する情報に限定して記載
- 職場復帰支援プランの場合には、職場復帰日も明記

- 主治医意見書の内容をもとに、産業医等の意見を勘案にしながら、労働者本人と十分に話し合い、就業上の措置や配慮事項、実施時期について検討し、記載
- 実施期間は、１週間から数か月、半年等、様々であることが想定されるため、労働者の状況等に応じて個別に適切な期間を設定

- 治療の経過に応じて、必要な就業上の措置や配慮事項が変わることから、適時プランの見直しが必要
- 主治医意見書を参考にしながら、プランの見直しの時期や方法について記載
- 就業上の措置や配慮の実施に当たり、上司や同僚等へ情報を開示する場合には、共有する情報の範囲や対象者等について記載することも想定される

- 作成した両立支援プラン / 職場復帰支援プランには署名欄を設け、労働者本人、事業者及び関係者（産業医、人事労務担当者、上司等）による話合いの上作成されたものであることが分かるようにすることが望ましい

事例一覧

疾患		事例表題	年代性	治療の状況		企業の状況			掲載ページ
				病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等	
がん	1	大腸がんと診断され、人工肛門の管理を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例	50歳代男性	大腸がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員（情報サービス業 営業職）	嘱託産業医・保健師	21
	2	乳がんと診断され、通院による治療と仕事の両立を目指すも、疲労感が強く、いったん治療に専念することとした事例	40歳代女性	乳がん	手術 放射線治療	中小企業	パートタイマー（百貨店店頭販売員）	嘱託産業医	30
	3	胃がんと診断され、一時的な短時間勤務や作業転換を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例	40歳代男性	胃がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員（食品製造業生産工程職）	なし	40
	4	肺がんと診断され、業務体制を調整しながら通院による治療と仕事の両立を目指す事例	40歳代男性	肺がん	放射線治療 薬物療法	大企業	正社員（建設会社事務職）	専属産業医	48
脳卒中	1	脳梗塞による入院後、通院による治療と仕事の両立を目指す事例	40歳代男性	脳梗塞	薬物療法	中小企業	正社員（建設会社技能職）	なし	57
	2	脳出血発症後、感覚障害を認め、作業転換を行いながら治療と仕事の両立を目指す事例	50歳代女性	脳出血	薬物療法	中小企業	正社員（家電部品製造業生産工程職）	嘱託産業医	66
	3	くも膜下出血による入退院後に職場復帰し、その後記憶障害を認め、業務内容を調整しながら治療と仕事の両立を目指す事例	40歳代男性	くも膜下出血	手術 薬物療法	大企業	正社員（電子部品製造業 事務職）	専属産業医	74
	4	脳卒中後、高次脳機能障害を認め、治療と仕事の両立に向けた検討を行った事例	40歳代男性	脳出血	薬物療法	中小企業	正社員（鉄鋼業生産工程職）	嘱託産業医	82
肝疾患	1	B型肝炎でインターフェロン治療の開始に伴い、一時的に業務内容の調整を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例	30歳代男性	B型肝炎	薬物療法	中小企業	正社員（商社 営業職）	嘱託産業医	91
	2	C型肝炎の治療終了後、経過観察中に肝がんが見つかり、シフトの調整等を行いながら、入院と通院による治療と仕事の両立を目指す事例	60歳代男性	C型肝炎 肝がん	ラジオ波焼灼療法 薬物療法	中小企業	契約社員（警備会社交通誘導警備員）	なし	100

疾患		事例表題	年代性	治療の状況		企業の状況			掲載ページ
				病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等	
肝疾患	3	肝硬変の治療中、合併症を発症したため、業務内容の変更などを行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例	50歳代男性	肝硬変	薬物療法	大企業	正社員（製造業生産工程職）	専属産業医・保健師	108
難病	1	全身性エリテマトーデス（SLE）の診断後、体調面にも配慮しながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例	30歳代女性	全身性エリテマトーデス	薬物療法	中小企業	正社員（印刷業事務職）	なし	117
	2	潰瘍性大腸炎（UC）の再燃による入院後、一時的な配置転換を行いながら、治療と仕事の両立を目指す事例	30歳代男性	潰瘍性大腸炎	薬物療法	中小企業	正社員（出版社 記者）	嘱託産業医	126
	3	HTLV-1関連脊髄症（HAM）の診断後、症状の進行に備えて、長期的に治療と仕事の両立に関する方針を検討する事例	40歳代男性	HTLV-1関連脊髄症（HAM）	薬物療法	中小企業	正社員（広告会社営業職）	専属産業医	142
心疾患	1	虚血性心疾患（狭心症）によるバイパス手術を経て職場復帰をし、治療と仕事の両立を目指す事例	50歳代男性	虚血性心疾患（狭心症）	手術 薬物療法	中小企業	正社員（私立高校教諭）	なし	151
	2	心不全に対する心臓リハビリテーションを行いながら、治療と仕事の両立を目指す事例	30歳代女性	心不全	薬物療法 心臓リハビリテーション	中小企業	正社員（スーパー店員）	嘱託産業医	160
	3	不整脈のため植込み型除細動器（ICD）の植込み手術を行い、治療と仕事の両立を目指す事例	40歳代男性	不整脈	手術 薬物療法	大企業	正社員（製造業エンジニア）	専属産業医	168
糖尿病	1	糖尿病教育入院を行う初期の２型糖尿病で、退院後、通院による治療と仕事の両立を目指す事例	40歳代男性	2型糖尿病	薬物療法（経口薬）	中小企業	正社員（建設会社作業員）	なし	177
	2	部署異動がきっかけで経口薬治療を中断していた２型糖尿病で、治療を再開し仕事の両立を目指す事例	50歳代男性	2型糖尿病	薬物療法（経口薬）	中小企業	正社員（運送会社営業職）	嘱託産業医・保健師	186
	3	インスリン治療中の１型糖尿病で、交替制勤務を継続しながら、治療と仕事の両立を目指す事例	40歳代男性	１型糖尿病	薬物療法（インスリン）	大企業	正社員（製造業生産工程職）	専属産業医	194

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：がん）

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドラインP.12「様式例集」）の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

＜構成＞

事例１　大腸がんと診断され、人工肛門の管理を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例２　乳がんと診断され、通院による治療と仕事の両立を目指すも、疲労感が強く、いったん治療に専念することとした事例

事例３　胃がんと診断され、一時的な短時間勤務や作業転換を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例４　肺がんと診断され、業務体制を調整しながら通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例１　大腸がんと診断され、人工肛門の管理を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
50歳代 男性	大腸がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員 （情報サービス業、営業職）	嘱託産業医 ・保健師

（1）事例の概要

ア　基本情報

Aさんは、情報サービス業の中小企業において営業課長（正社員）として勤務する50代男性である。

週５日勤務であり、1日当たりの所定労働時間は8時30分～ 17時30分（休憩１時間）の８時間であるが、ほぼ毎日時間外労働がある。管理職として部下20名程のマネジメントを行うほか、自身も営業で客先に出向くことが多く、遠隔地（国内・国外）への出張も日常的にある。

会社には産業医が１名選任されており、産業医は月１回、会社に来訪する。その他、会社には常勤保健師が１名おり、日常的な健康相談に対応している。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Aさんががん検診を受けたところ、大腸がんが見つかった。手術が必要であったため、Aさんは職場の上司に相談し、しばらく休職して手術を受け、無事退院した。手術では肛門に近い大腸の一部（直腸）を切除したことから、人工肛門を造設した。退院後は、病院に定期的に通院しながら約半年間、飲み薬での薬物療法（抗がん剤治療）を行うこととなっていた。

薬物療法開始から約4か月が経過した頃、主治医からAさんに対し、体調も落ち着き、人工肛門の管理にも慣れてきたことから、そろそろ復職しても大丈夫だろうとの声かけがあった。Aさん自身もできれば早く仕事に戻りたいと考えていたため、上司に復職について相談することにした。

相談を受けた上司は、復職後すぐに営業を含めた元の業務ができるのかどうか分からなかったため、産業医も交えて復職後の働き方について検討することとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Aさん、人事、上司、産業医とで復職後の働き方について話し合った結果、Aさん自身の希望もあり、元の営業職での復帰を長期的な目標にしつつ、復職後しばらくは治療の内容や体調を考慮し、外勤や出張、残業は避け、デスクワーク中心の業務とすることとした。また、利用可能な休暇制度・勤務制度についても確認した。

日常的な体調や健康管理に関する注意点や、業務調整を行うために必要な今後の見通し（当面の通院スケジュール、営業職として元の業務内容が可能となるおおよその時期など）に関しては主治医に確認する必要があったため、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

薬物療法に伴う副作用や、人工肛門の管理に伴い配慮が望ましい事項について、その理由や配慮が必要な時期の目安とともに明記した。元の業務内容への復帰について質問があったため、治療スケジュールを勘案して現時点の主治医としての見解を記載した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Aさん、人事、上司、産業医とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し時差出勤を適用することとした。また、最初の１～２か月は、身体的負荷の軽減のため、時差出勤・短時間勤務とした。元の業務内容への復帰は薬物療法が終了し、体調が落ち着いてから再度検討することとし、プランを作成した。

プランは経過に応じて見直しが必要になることから、産業医の来社日に合わせて月1回面談し、就労状況について確認することとした。また、人工肛門の管理など、日常的な相談に対しては保健師が対応することとした。

（3）その他留意事項

大腸がんの手術後は、人工肛門の造設の有無に関わらず、下痢等の消化器症状が長く残る場合があり、職場環境や業務内容の調整が必要となることがある点に留意が必要である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認

- 通院スケジュールを勘案して、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認
- 通院にはかなりの時間を要するため、主治医意見書で事業者への情報提供が必要と判断

- 記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
- **特に意見を求められている点について確認**
- 外勤や出張業務への復帰時期に関しては、「職務内容」等の内容から、薬物療法中は難しいと判断。復帰時期としては薬物療法終了後、さらに副作用の心配がなくなってからが妥当ではないかと予想

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

○○○○病院　○○○○　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に
生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区
職　　種	営業職　課長
職務内容	営業職として、客先で 地出張（国内・海外） や部下約20名のマネ □体を使う作業（重作 □暑熱場所での作業 □車の運転 ☑遠隔地出張（国内）
勤務形態	☑常昼勤務　□二交
勤務時間	8時30分 ～ 17 ※定時退社は稀であ ※営業職のため、顧客 ※月数回は遠隔地出
通勤方法 通勤時間	徒歩・公共交通機関
休業可能期間	○○○○年○○月 ※給与支給なし。た
有給休暇日数	残　15日間　※業 次回付与予定日(付与
その他 特記事項	復職後は、体調優先で 定。体調や健康管理の 通院時間確保のため、 後の見通しとして、従 では、いつ頃戻すのが
利用可能な 制度	□時間単位の年次有 ☑短時間勤務制度 □その他（

上記内容を確認しました。
○○○○年5月8日

○○○○年5月8日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○月○日

の打ち合わせや商談のため、近地外勤（都内）や遠隔
が日常的にある。そのほか、PC 作業（資料作成等）
ジメント等のデスクワークにも取り組む必要がある。

業）□体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　☑対人業務
☑海外出張　□単身赴任

替勤務　□三交替勤務　□その他（　　）

時 30 分（休憩 1 時間。週 5 日勤務。）
り、月 1～2 回の休日出勤がある。
優先で休憩などは柔軟に取りづらい。
張が入り、不規則な生活になることがある。

（着座不可能）にて通勤、片道 75 分

○○日まで
だし傷病手当金の支給あり。

務調整によりある程度計画的に休暇は取得可能
日数）　○○○○年○○月○○日（○日）

デスクワーク(残業・休日出勤なし）が中心となる予
ため必要な配慮、注意点があれば教えていただきたい。
当面の通院のスケジュールを教えていただきたい。今
来の外勤や出張業務に戻せるとすれば、治療との関係
良いか、ご意見を頂きたい。

給休暇　☑傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度
☑在宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
）

（本人署名）　○○○○

株式会社　○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 元の業務内容への復帰が可能な時期を主治医に尋ねるにあたって、仕事の負荷が分かるよう、外勤や出張があること、休憩が取りづらいことなどについて情報を記載
- 通院には有給休暇の利用で対応する予定であり、計画的に取得可能であることを確認し、記載
- 労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問
- 体調不良時には在宅勤務の活用も視野に入れているため、チェック
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

医療機関が作成する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載
- 元の業務内容への復帰の目途について質問があったため、治療予定も踏まえ、現時点の見解を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
- 事業者から質問のあった、体調や健康管理のため必要な配慮や留意点について、具体的に記載
- 出張があるとのことから、4）において、外勤・出張が可能な時期の目安を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 主治医意見書の措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求めるべき時期の目安になる

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区

復職に関する意見	□ 復職可 ☑ 条件付
	意見：術後経過は順 現在、術後の薬物療 投与は終了予定です。 ご本人も希望なさっ さらに副作用の心配 月後には可能と予想
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	1）薬物療法施行中 がん剤による下痢 などにて対応せね 勤が望ましいです。 2）抗がん剤の副作 めに、頻繁に手足 すので、その時間 3）突然の悪寒や発 中であっても当院 の結果では、場合 す。 4）抗がん剤治療中 ってからご検討い
その他配慮事項	3週間に一度の通院 の管理のための外来 受診でも午後3時頃 人工肛門の自己管理 願いいたします。
上記の措置期間	○○○○年6月5日

上記内容を確認しました。
○○○○年6月5日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関す
○○○○年6月5日

(注) この様式は、患者が病状を悪化させることなく
るものです。 この書類は、 患者本人から会社

意見を求める際の様式例（主治医意見）の記載例

	生年月日	○○○○年○月○日

き可　□ 現時点で不可（休業：～＿＿年＿月＿日）

調で人工肛門の扱いにも患者さんは慣れてきています。
法を経口抗がん薬にて施行中で、7月17日で抗がん剤
現時点でもデスクワークに限定した復職は可能です。
ている外勤・出張業務への復帰は、薬物療法が終了し、
がなくなってから可能と考えます。おそらくは2～3か
しています。

は、免疫力低下の懸念から人混みを避けたい点、また抗
などの人工肛門トラブルが通勤中に発生し、駅のトイレ
ばならない可能性もあり、通勤ラッシュを避けた時差通

用による、手や足のしびれや痛みなどの症状の予防のた
に予防薬（軟膏・クリーム）の塗布を行う必要があります
を確保して下さい。
熱等は抗がん剤の副作用の可能性がありますので、勤務
医師に連絡できるようにしていただき、担当医との相談
によっては当院を緊急に受診していただくこともありま

は外勤・出張は避けていただき、副作用の心配がなくな
ただくようご配慮ください。

が必要です。同日施行の検査やその結果説明、人工肛門
も同時に受診する必要もあり、1度の通院は午前一番の
まではかかります。
を行う場所（オストメイト対応トイレなど）の確保をお

～○○○○年8月31日

（本人署名）○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用す
に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 現在想定しているデスクワークでの復職について、問題がない旨確認
- 2～3か月後には元の業務内容へ復帰することを目標として、プラン作成を検討

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
- 「業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと」のうち2）と3）は対応必須であり、1）と4）は対応方法について労働者や職場との調整により対応する内容であると判断
- 「その他配慮事項」の記載から、通院日は1日単位での有給休暇により対応することを想定。多目的トイレ（オストメイト対応）については社内に既にあり、使用できることを確認

- 9月以降については改めて労働者に状況を確認し、必要に応じて主治医意見書を求めることを念頭にプラン作成を検討

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員氏名	○○○○	
所属	営業部	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・主治医意見書からは術後経 ○○○○年６月１７日より ・復職後も３週間に１回(月 （有給休暇にて対応予定） ・産業医の来社日に合わせ、 の確認を行い、課題があれ ・薬物療法が終了し体調が落 今後の担当業務（外勤・出 いて本人・人事・上司・産	
期間	勤務時間	就業上
１～２か月目	９：30 ～ 16：00 時差出勤 短時間勤務	・薬物療法中 ラッシュ時 面、時差出 医面談で状 ・副作用によ 勤務も認め ・少なくとも しのデスク
３か月目	時間外勤務 禁止 (時差出勤可)	・今後の担当 （元の業務内
４か月目	通常勤務 (時差出勤可)	・１～２か月
業務内容	デスクワーク（営業支援、部	
その他就業上の配慮事項	・職場において、人工肛門の 間確保が必要。 ・不調時は、通院先と連絡を ・総務部門は、既存の多目的 面で当該者の人工肛門の	
その他	・社内外の業務関係者への 原則、本人に委ねる。 ・産業医の勤務日以外でも	

上記内容について確認しました。

○○○○年６月１０日

○○○○年６月１０日

○○○○年６月１０日

○○○○年６月１０日

帰支援プランの記載例

作成日：　○○○○年６月１０日

	生年月日	性別
	○○○○年○月○日	(男)・女
	従業員番号	XXXXXX

過良好であり、体力の回復も十分であることから、
復職とする。
曜日）は外来受診し、薬物療法や経過観察を受ける予定。

月１回は、本人・人事・上司で、健康状態や業務遂行状況
ば、調整を行う。
ち着き、また、仕事での人工肛門管理にも慣れた時点で、
張を伴う営業に戻るかどうか等）やキャリアプランにつ
業医で改めて協議する。

の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
は、身体的過負荷を軽減し、通勤の風邪等の感染を避けるため、当勤、短時間勤務とし、毎月の産業況確認や見直しを行う。 る一時的な体調不良の際は、在宅る。通院日は有給休暇で対処する。 薬物療法が終わるまでは、残業なワーク（出張禁止）とする。	・３週間に１回通院 ・薬物療法は、○○○○年７月１７日の投与をもって全コース終了予定
業務について、関係者で協議。 容への復帰について検討）	・主治医の方針に従い通院
毎に産業医面談で就労状況確認。	・主治医の方針に従い通院

下のマネジメント）

管理や副作用対策（クリームの塗布等）のために必要な時

取り合い、必要があれば、迅速に受診させること。
トイレに不備がないか状況を確認し、そのほか・職場環境
管理に不都合があれば、相談に乗ること。

個人情報（大腸がん罹患や人工肛門造設等）開示に関しては、

保健師が日常的な健康相談に対応可能。

（本　人）　○○○○
（所属長）　○○○○
（人事部）　○○○○
（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 主治医意見書を踏まえ、元の業務内容への復帰は薬物療法が終了して体調が落ち着いた後、関係者で協議し検討する

- 主治医の意見に従い、薬物療法中は通勤ラッシュを避けるため時差出勤とし、１～２か月は身体的負荷軽減のために短時間勤務も適用
- ３か月目には薬物療法が終わることから、体調を確認しつつ元の業務内容への復帰について検討する旨、計画
- その後は定期的に産業医面談により問題がないかどうか確認する予定を記載

- 主治医の意見を勘案し、人工肛門の管理や副作用の対応について記載
- 特定の関与がある場合は、その役割について記載

- 労働者本人との話合いの結果、個人情報の開示に関しては労働者本人の判断に委ねることとしたため、その旨記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例２　乳がんと診断され、通院による治療と仕事の両立を目指すも、疲労感が強く、いったん治療に専念することとした事例

Bさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40歳代 女性	乳がん	手術 放射線治療	中小企業	パートタイマー （百貨店、店頭販売員）	嘱託産業医

（1）事例の概要

ア　基本情報

Bさんは、百貨店で店頭販売員（パートタイマー）として勤務する40代女性である。

週5日勤務（土曜日・水曜日が休日）であり、1日当たりの所定労働時間は10時～ 18時（休憩1時間）の7時間である。セールなどの繁忙期は時間外労働が多く、休みがとりづらい。Bさんは経験年数が長く、人の出入りが多い職場で頼りにされる存在となっている。

本社に嘱託産業医が1名おり、月1回会社に来訪し、従業員の面談等を行っている。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Bさんが乳がん検診を受けたところ、がんが見つかった。治療については、入院して手術を行い、その後放射線治療、ホルモン療法をすることを主治医より提案された。手術のための入院期間は数日の予定であったため、Bさんは職場の上司に相談し、入院とその後の自宅療養期間については有給休暇を利用することとし、手術を受けることにした。手術は無事終わり、予定どおり退院できた。

その後の自宅療養期間中に、経過観察のため病院を受診したところ、主治医から、今後は放射線治療を行うこととするので、平日毎日の通院が必要であること、またこの治療は仕事をしながら行う人もいるとの話があった。早く仕事に戻りたいと考えていたBさんは上司に相談することとした。

相談を受けた上司としても、これから繁忙期を迎える時期であり、短時間でも仕事に戻ってきてほしいと考えていたところであったため、さらに産業医も交え、治療を受けながらどのように働くか、検討することとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

手術後の自宅療養中に、Bさんと人事、上司、産業医とで今後の働き方について話し合った結果、これからは繁忙期のため休憩がとりづらいこと、毎日通院が必要であることを踏まえ、放射線治療中は短時間勤務で働くプランを検討することとした。

話し合った案で問題がないかどうかについて、当面の治療スケジュールや治療による仕事への影響、体調管理のための注意点を主治医に確認する必要があると考えられたため、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Bさんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

放射線治療は平日毎日の通院が必要となることから、通院への配慮が得られるよう、所要時間も明記した。立ち仕事で身体的負荷がかかることから、休憩等の配慮が望ましい旨を記載した。また、放射線治療後はホルモン療法を実施する予定であるが、副作用の症状や強さは個人差があり、現段階では望ましい配慮について意見ができないため、状況に応じた対応を求める内容とした。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

○初回のプラン作成

主治医意見書を踏まえ、再度Bさんと人事、上司、産業医とで話し合った結果、当初の予定どおり、放射線治療中は午後のみの短時間勤務とし、職場では体調不良時の休憩場所を確保することとした。その後、ホルモン療法が予定されているが、体調を見ながら徐々に通常勤務に戻すことを計画した。産業医とは月1回の来社日に合わせて面談し、問題があればプランを見直すこととした。

○プランの見直し

放射線治療開始から2週間ほど経ったころ、Bさんから上司に対し、予想以上に倦怠感が強く、通勤が辛くなったため、しばらく休みたいとの申出があった。上司、人事、産業医で相談を行い、プランを見直すこととした。具体的には申出のとおりしばらく休業することとし、Bさんがいない間は人員を補てんすることとし、放射線治療終了後は店頭販売職として短時間勤務で復職することについて検討した。プランの見直しの検討にあたって、業務調整のため、治療スケジュールに変更はないか、主治医に確認する必要があったため、Bさんは病院を受診した際に主治医に尋ねることとした。

主治医からは、倦怠感はよくある症状であること、場合によっては放射線治療を1週間追加すること、放射線治療終了後に予定されているホルモン療法は通院頻度が少なくなる（3か月に1回）ので、体調次第で短時間勤務での復職も可能であるだろうとの説明があった。

主治医の意見を踏まえ、Bさん、人事、上司、産業医とで再度話し合い、放射線治療中の３～４週間は休み、放射線治療終了後、短時間勤務により復職し、体調に問題がなければ徐々に通常の勤務に戻るプランを作成することとした。また、治療が変わるタイミングや通院のタイミングにあわせて面談を行い、適時プランの見直しを行うこととした。

（3）その他留意事項

がん治療として薬物療法（抗がん剤治療）を行う場合がある。薬物療法を行う場合、副作用として、吐き気や免疫力の低下等のほかに、脱毛など、外見に関わる症状が出る場合がある。ウィッグ（医療用のかつら）をつける場合には更衣が難しい場合もあることから、服装等への配慮も重要である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 復職を予定している業務について、必要となる要件（立位、対人業務等）を確認

- 放射線治療中は少なくとも 25 回の通院が必要であり、労働者に通院時間の確保の方法を確認
- 通院には年次有給休暇を使わず、短時間勤務で対応する予定であることを確認

- 記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
- **特に意見を求められている点について確認**
- 立ち仕事であるなど、身体的な負荷がかかるため、短時間勤務であっても休憩等の配慮が必要であると判断
- 放射線治療後はホルモン療法を予定しているが、副作用の症状は個人差が大きいため、具体的な配慮事項に関する意見は現時点では記載できないと判断

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

○○○○　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に
生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○○
職　　種	百貨店グループ会社
職務内容	百貨店の婦人服売り ☑体を使う作業（軽作業）
勤務形態	常昼勤務
勤務時間	・10 時 00 分 ～ 18 ・週休２日（土曜日・以外の平日に振替休 ・繁忙期には残業あり
通勤方法 通勤時間	電車・徒歩にて通勤、
休業可能期間	・○○○○年３月 31 ・病気休暇中は給与支
有給休暇日数	・有給休暇日数：残７ ・その他、年末年始休
その他 特記事項	放射線治療中は短時間 店頭販売職であるため、 は交代で１時間ずつ取 体調管理や通院時間の 幸いです。 ・当面の治療スケジュ ・勤務時間中は立ち仕 調管理のための注意 ・上記の注意点や配慮
利用可能な 制度	☑時間単位の年次有給 ☑短時間勤務制度　□ □その他（

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

店頭販売職
場にて接客
☑長時間立位　☑対人業務

時00 分（休憩 1 時間）
水曜日。ただし、繁忙期には土曜日勤務あり、水曜日
暇を取得）
（2 時間程度／日）

片道約５０分

日まで 10 日間の病気休暇の取得により休業が可能
給あり

日間
暇 3 日、夏季休暇 5 日取得可能です。

勤務（14 時～18 時）での復職を検討中です。
勤務時間中は立ち仕事での接客が中心であり、休憩
る予定です（昼休憩）。
確保のため、以下の点について教えていただけますと

ールならびに治療が勤務に及ぼす影響について
事での接客が中心となるが仕事を続けて大丈夫か、体
点、配慮すべきこと
はどの程度の期間必要か

休暇　☑傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度
在宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
）

（本人署名）　○○○○

（会社名）　○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 作業負荷を伝えるため、長時間にわたり立ち仕事であること、対人業務があることを記載
- 通院や体調不良時などのために、年次有給休暇の利用可能日数を記載
- 労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問
- 必要に応じて時間単位の年次有給休暇、時差出勤、短時間勤務制度の利用が可能であることを確認し、チェック
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例２（がん）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
- 放射線治療でよくみられる副作用を記載するとともに、随時休憩が取れるよう配慮を求める意見を記載
- ホルモン療法の予定を記載するが、具体的な副作用や必要な配慮事項は個人差があるため、状況に応じて配慮が必要である旨を記載
- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度や通院に要する時間を明記

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○○
復職に関する意見	□ 復職可 ☑ 条件付 ・手術後の経過は良 ・今後、月曜日から治療を行う予定で場合があります。 ・放射線療法後、経 ・通院時間の確保、
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・放射線治療中は、うなピリピリ感） ・立ち仕事をするのあった時は随時休 ・少なくとも放射線境が望まれます。 ・ホルモン療法では、とがありますが、ください。
その他配慮事項	・放射線治療のため、ータルで３時間ほ ・ホルモン療法中はめ、半年に１回、 ・上記の通院時間の
上記の措置期間	○○○年○○月○○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関す
○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治
るものです。 この書類は、患者本人から会社に提供

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

き可　□ 現時点で不可（休業：～　　年　月　日）

好です。
金曜日の週5日、5週間にわたって計 25 回の放射線
す。治療の経過によっては、治療を5回程度追加する

過が良ければ通院にてホルモン療法を行う予定です。
体調の変化への十分な配慮が必要です。

人によって倦怠感が出たり、皮膚の痛み（やけどのよ
が出ることがあります。
であれば、短時間勤務であっても疲れたときや痛みが
憩が取れるようにするなど、十分な配慮が必要です。
治療期間中は勤務時間への配慮、休憩を取りやすい環

人によって副作用（のぼせや気分障害等）が出るこ
個人差があります。ご本人の体調に応じて適時ご配慮

5～6週間、平日毎日通院が必要です。通院にはト
ど要します。
3か月に1回の通院が必要です。また、経過観察のた
検査を行う予定です。
確保をお願い致します。

日から6か月

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用す
され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 今後の治療スケジュールを確認
- 通院への配慮や体調の変化への配慮が必要である旨確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
- 短時間勤務での対応が可能である旨確認
- 休憩を取りやすい環境整備が必要である旨確認
- ホルモン療法が予定されており、必要な配慮に関しては治療開始後、体調を見ながら調整する必要があることを確認

- 通院のために必要な時間を確認
- ホルモン療法時は通院頻度が少なくなることや、副作用に個人差があることを念頭に、体調を見ながらプランの作成を検討

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○○	
所属	○○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・主治医意見書を踏まえ、 ・復職後は今後２５日間（ トータルで３時間程度要 ・治療に伴う体調の変化、 時の休憩場所（バックヤ ・放射線治療終了のタイミ	
期間	勤務時間	就業上の措
○月○日 ～ ○月○日 （６週間）	14：00 ～ 18：00	・通院、体調 時間勤務と ・体調不良の れるよう休
上記期間 以降	10：00 ～ 18：00	・徐々に通常 ・ホルモン療 き方につい
業務内容	店頭販売職として接客にあ	
その他 就業上の 配慮事項	・当面は放射線治療により 休憩室等において適時休	
その他	・月１回、産業医の来社日 ・職場の同僚に限り、治療 は休憩をとることについ ・上司においては、本人か 点があればすみやかに人 ・放射線治療終了のタイミ ・今後予定されているホル があり、状況に応じて必	

上記内容について確認しました。

○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

ンの記載例（初回プランの作成）

作成日：○○○○年○○月○○日

	生年月日	性別
	○○○年○○月○日	男・(女)
	従業員番号	○○○○○

○○○年○月○日より復職とする。
場合によっては＋5 日間)、平日毎日の通院（通院には
する）が必要である。
通院時間確保のため、当面は短時間勤務とし、体調不良
ードや休憩場所等）を確保する。
ングで面談を行い、その後の働き方について検討する。

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
への配慮のため、短し、残業不可とする際には随時休憩をと憩場所を確保する	平日毎日通院・放射線治療（症状：倦怠感、皮膚の痛み等）
勤務に戻す予定法開始後の詳細な働ては関係者で協議	ホルモン療法の予定（３か月に１回の通院予定）ほか、半年に一度の検査など

たる

倦怠感が出やすいため、体調に応じて、バックヤードや
憩を認める。

にあわせて面談し、問題があればプランを見直す。
のため１か月ほど短時間勤務となること、体調不良時に
て説明。（本人了承済み）
らの訴えや労働者の体調、仕事の状況について気になる
事部まで連絡のこと。随時プランの見直しを検討する。
ングで面談を行い、その後の働き方について検討する。
モン療法中はのぼせ、気分障害などの症状がでる可能性
要な配慮を検討する。

（本　人）　○○○○
（所属長）　○○○○
（人事部）　○○○○
（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 平日毎日の通院があること、通院に要する時間を明記し、人事、上司、産業医、に限りプランを共有

- 放射線治療中は通院・体調への配慮のため短時間勤務とし、放射線治療終了後は体調を見ながら徐々に通常勤務に戻すプランを設定
- 短期的な目標として、最初の6週間程度は平日毎日の通院と短時間勤務での仕事を両立すること、長期的な目標として、通常勤務に戻ることを設定

- 放射線治療中は倦怠感が出やすいとの主治医意見書を踏まえ、休憩場所の確保を明記

- 産業医とは月1回の来社日に合わせて面談を行い、適時プランを見直す旨を記載
- 放射線治療終了時に再度面談を行い、その後の働き方について検討する計画を明記

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

従業員 氏名	○○○○○	
所属	○○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・本人の申出、体調を踏ま ・治療経過・体調に問題が （現時点では放射線治療	

期間	勤務時間	就業上の措
○月○日 ～ ○月○日 （４週間）	休業	・休業により ・放射線治療 ば復職に向 を行い、今 協議予定
上記期間 以降	14：00 ～ 18：00 （予定）	・短時間勤務
業務内容	復職後は店頭販売職として	
その他 就業上の 配慮事項	復職後は体調に応じて、バ	
その他	・休業中は本人の希望によ などを行うとともに、復 頃） ・月１回、産業医の来社日に ・今後予定されているホル があり、 状況に応じて必	

上記内容について確認しました。

○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

ランの記載例（プランの見直し）

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○日	男・(女)
従業員番号	○○○○○

え、放射線治療中は休業して治療・療養に専念する。
ない場合、別途面談を行い、復職に向けて協議する。
終了後、復職予定）

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
治療・療養に専念の経過が良好であれけた面談の日程調整後の働き方について	平日毎日通院・放射線治療（症状：倦怠感、皮膚の痛み等）
で復職予定	ホルモン療法の予定（３か月に１回の通院予定）半年に一度、検査通院あり

接客にあたる（予定）

ックヤードや休憩室等において適時休憩を認める。

り、総務担当が窓口となり、メール、電話にて体調確認
職に向けた面談の日程調整を行う。(予定：○月第○週

あわせて面談し、問題があればプランを見直す。
モン療法中はのぼせ、気分障害などの症状がでる可能性
要な配慮を検討する。

（本　人）　○○○○
（所属長）　○○○○
（人事部）　○○○○
（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 労働者の申出を受け、休業する旨明記
- 復職を検討するタイミング、面談の実施予定を明記

- 休業中は治療・療養に専念する旨明記
- 主治医意見書を踏まえ、放射線治療終了後は体調を見て面談を行い、具体的な働き方を検討することを明記（現時点の案として、短時間勤務で復職することを記載）

- 休業中の連絡は労働者と取り決めた方法により行う旨を明記
- 面談の実施時期を記載
- 今後予定されるホルモン療法に関して現時点では具体的な記載はできないため、状況に応じて配慮を検討する方針を記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例３　胃がんと診断され、一時的な短時間勤務や作業転換を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
４０歳代 男性	胃がん	手術 薬物療法	中小企業	正社員 （食品製造業、生産工程職）	なし

（１）事例の概要

ア　基本情報

Cさんは、食品製造業の工場でパンの製造スタッフ（正社員）として勤務する40代男性である。パンの製造スタッフは総勢35名であるが、Cさんは12名（うち正社員4名）からなる菓子パンチームに配属されている。

平日5日間と土曜日（隔週）が出勤日であり、平日は20時～ 4時（休憩1時間）の常夜勤、土曜日は半日勤務（5時間）である。パン製造ラインで材料を機械で練る、蒸す作業に従事しており、原則立ち仕事である。また、上司であるチームリーダーの右腕として、アルバイトの指導や取りまとめも行うほか、新商品の企画も行っており、ヒット商品も生み出している。

職場は労働者数が50人未満の小規模事業場であり、産業医はいない。なお、衛生管理上、職場には食べ物・飲み物の持ち込みはできず、休憩室でのみ飲食可能である。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Cさんが胃がん検診を受けたところ、がんが見つかった。Cさんは職場の上司に相談し、しばらく休職して手術を受け、無事退院した。退院後は自宅療養を行い月2回、病院に通院し、飲み薬による薬物療法（抗がん剤治療）を受けている。

手術で胃の一部を切除したため、食事は小分けにとる必要がある。当初は体重減少が著しく体力の低下が目立ったが、新しい食事の取り方にも慣れ、体力は回復傾向にある。

Cさんが主治医にそろそろ復職したいと相談したところ、主治医からは復職の検討を始めてもよいこと、病院の医療ソーシャルワーカーが仕事に関する相談にも対応していることについて話があった。そこでCさんは医療ソーシャルワーカーに相談し、会社にどのように話をすればよいか助言を得た上で、総務担当に復職について相談することとした。

Cさんから相談を受けた総務担当は、どのように復職の検討を進めるとよいか分からなかったため、Cさんを通じて医療ソーシャルワーカーに相談した。その結果、まずはCさんと面談し、最低限どのような仕事ができるとよいか、どこまでであれば職場として業務内容の調整ができるかを確認した上で、健康管理上気をつけるべき点があれば主治医に相談することとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Cさんと総務担当とで復職後の働き方について話し合った結果、パンの製造スタッフとして勤務することが最終目標であることは合意できたものの、すぐに元のように仕事をすることは難しいと考えられた。Cさんの同意のもと、上司も交えて話し合ったところ、現場の人員体制等も考慮し、2か月程度であれば開発部門での業務も可能と判断されたため、当面は新商品の企画等の座り作業中心の仕事とし、徐々に元の業務内容に戻すプランを検討することとした。

Cさんから食事に関する話を聞いた総務担当は、パンの製造スタッフとして勤務する場合、食事や休憩が取りづらいことも気になっていた。そこで、検討したプラン案で問題がないかどうか、健康や安全の確保のために必要な配慮について、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんに通勤や仕事の内容、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

パンの製造スタッフに戻った場合には、食事や休憩が取りづらいことが懸念されたため、食事や休憩を適時とることができるよう配慮を求めるとともに、その必要性についても説明を加えた。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Cさんと総務担当とで話し合った結果、当初の予定通り、最初の2か月は座り作業中心の業務とし、主治医の意見にもあるように、徐々に元の業務に戻すプランを作成した。主治医意見書では食事や間食の必要性が指摘されていたため、上司も交えて食事や間食のタイミングを検討し、プランに食事・間食の時間を明記することとした。現場の人員体制等の関係もあることから、3か月目の時点で元の業務に戻ることが難しい場合には、再度休職を検討することも、Cさん、総務担当の間で確認した。

（3）その他留意事項

胃の切除に伴い、急な血糖低下などによる意識消失が生じる場合がある（ダンピング症候群）ため、食事や間食の頻度に関する配慮が必要となる。また、下痢や胸やけなどの消化器症状のほか、貧血などの症状が出る場合があり、作業環境や業務内容の調整が必要となる点に留意が必要である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、食事や休憩のとりやすさについて労働者に確認

- 通院スケジュールを勘案して、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認

- 記載されている復職後の働き方について、問題がないか確認
- **特に意見を求められている点について確認**
- 体重減少に伴う体力低下があるが、提示されたプランの方向性は問題がないと判断
- ただし、パンの製造ラインに戻った場合、食事や休憩のとりづらさが懸念されるため、食事や休憩の確保の必要性について情報提供が必要と判断

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

○○○○病院　○○○○　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
生にご意見をいただくための従業員の勤務
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○町
職　　種	パンの製造スタッフ
職務内容	（作業場所・作業内容） パン製造工場で勤務 る作業が主たる作業で とします。商品企画や す。衛生管理上、飲食物 み飲食可能です。 （☑体を使う作業　（重
勤務形態	□常昼勤務　□二交替
勤務時間	20 時 00 分　～　4 時 ※隔週で土曜日出勤　（ ※時間外勤務が月に20
通勤方法 通勤時間	自動車通勤、片道 30 分
休業可能期間	○○○○年○○月○○ ※休業期間中は傷病手
有給休暇日数	残12日間
その他 特記事項	所属部署は正職員が 反面、もともとの仕事 す。商品企画力があるの での業務も可能です。そ 来の製造スタッフとし 上記復職プランで問 や職場において必要な
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給 ☑短時間勤務制度　□ ☑その他（短時間勤務は

上記内容を確認しました。
○○○○年５月２２日

○○○○年５月２２日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○月○日

している。小麦粉を撹拌し練り上げる機械に投入す
す。高温の室内での作業であり、ある程度体力を必要
アルバイトを取りまとめる中心的役割も担っていま
の持ち込みはできず、規程の休憩時間に休憩室での

作業）　☑長時間立位　☑暑熱場所での作業）
勤務　□三交替勤務　☑その他（　常夜勤　）
00 分（休憩 1 時間）
半日勤務）あり
時間程度

日まで（120日間）
当金支給
※ある程度柔軟に取得可能です

4名しかおりませんので早く戻ってきてもらいたい
をしていただかなければ復職は難しいと思っていま
で復職2か月程度は比較的座り作業の多い開発部門
のため、最初2か月は座り作業中心で、その後は本
ての仕事に戻ってもらうことを予定しております。
題ないかどうかご意見ください。復職する際の働き方
配慮、今後の通院予定についてもご教示ください。

休暇　□傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
在宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
育児短時間と同様に時間単位の欠勤となります。）

（本人 署名）　○○○○

株式会社　○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- いずれは元の業務内容に復帰することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 元の業務内容への復職プランが問題ないかどうかを主治医に尋ねるにあたって、仕事の負荷や食事や休憩が取りづらいことなどについて情報を記載
- 通院や体調不良時などのために、ある程度柔軟に有給休暇が取得可能であることを確認し、記載
- 労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 必要に応じて短時間勤務は可能であることを確認し、チェック
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

医療機関が作成する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載
- パンの製造スタッフは身体的な負荷が大きいが、現状ではそこまで体力が戻っていない可能性があることから、徐々に業務量を増やすことを推奨

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
- 食事を小分けに摂ることができない場合、健康や安全が脅かされる可能性があることから、食事に関する配慮の必要性とその理由について記載
- 体力の回復状況を勘案し、適時休憩が取れる配慮が望ましい旨を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町
復職に関する意見	□ 復職可 ☑ 条件 意見：術後の経過は手術により胃を一部慣れていないため時間連続の散歩が本人は復職してで作業や体を大きくがないようにして中心での復職は可ら業務の漸増をし
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・胃の切除により一の食事と3回の間いと急に意識を失れば症状が出る可お願い致します。 ・体力は回復してき能性があります。
その他配慮事項	・現在は内服による必要ですが、2か
上記の措置期間	○○○○年6月5

上記内容を確認しました。
○○○○年6月5日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関す

○○○○年6月5日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治るものです。この書類は、患者本人から会社に

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○月○日

付き可 □ 現時点で不可（休業：～＿＿年＿月＿日）

良好です。現在内服での抗がん剤治療を行っています。
切除しており、食事への配慮が必要です。治療当初は
に体重が8kg減りましたが、今は横ばいです。現在は１
できるようになり、体力も回復してきています。
きるだけ早く元の仕事に戻りたいといっています。暑熱
使う作業はいきなり就かず、徐々に増やして体調に問題
もらえると働きやすいと考えられます。予定の座り作業
能と考えられますので、本人の体調や体力を確認しなが
てください。

気に多くの食事をとることができないため、日に３回
食に分けて食事を摂る必要があります。これを守らな
うことがありますが、食事のタイミングさえ確保でき
能性はほとんどありません。食事や休憩時間の確保を

ていますが、復職後すぐは疲れやすさを感じやすい可
適時休憩できるようにするなど配慮が望まれます。

治療のみとなっております。現在は月に２回の通院が
月経ったら、3か月に１回の通院で十分でとなります。

日　～　○○○○年８月３１日

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用す
提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 現在想定している座り作業中心での復職について、問題がない旨確認
- ３か月目にはパンの製造スタッフへ復帰することを長期的な目標として、プラン作成を検討

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
- 「業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと」のうち１点目は対応必須であると判断し、調整を検討。２点目も出来る限り対応する方向性で検討
- 「その他配慮事項」の記載から、通院日は有給休暇で対応することを検討

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

作成日：○○○○年○○月○○日

従業員 氏名	○○○○	
所属	製造スタッフ	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・手術後の経過は良好、現在 回通院が必要である予定。 ・主治医の意見を踏まえ、○ ・業務は体調を見ながら漸増 標とする。３か月目の時点 て働き方を検討。 ・その他： ＊日に３回の食事と３回の （食事のタイミングが確保 ＊体重が8kg減少も現在は ＊1時間連続の散歩は可能。	

期間	勤務時間	就業上の
１か月目	9：00 ～ 16：00 （1 時間休憩）	・日勤の開発 ・短時間勤務 ・通院は有給 ・残業、深夜
２か月目	14：00 ～ 22：00 （1 時間休憩）	・19時までは ・19 時からは は必ず上司 ・通院は有給 ・残業、深夜
３か月目 以降	20：00 ～ 4：00 （1 時間休憩）	・通常の夜勤 ・体調を見な ・残業１日当 ・残業は当初
業務内容	・当初は開発業務に配属し徐	
その他 就業上の 配慮事項	・体調を見ながら業務を増や 件であることを本人と合意	
その他	・職場復帰後は、２週間ごと 見直しを行う。 ・体調の変化に留意し、体調 対処のこと。	

上記内容について確認しました。

○○○○年６月１２日

○○○○年６月１２日

○○○○年６月１２日

帰支援プランの記載例

生年月日	性別
○○○○年○月○日	(男)・女
従業員番号	

内服の抗がん剤治療中であり、今後も2か月は2週間に1
その後は3か月に1回通院予定。
○○○年○月○日より開発部門にて復職とする。
し、3か月目には元のパンの製造スタッフに戻ることを目
で製造スタッフへの復帰が困難である場合には休職も含め

間食が必要。守らないと急に意識を失う可能性がある。
出来たら症状は出ない)
横ばい。

措置・治療への配慮等	(参考)治療等の予定
業務 休暇を利用 勤務禁止	月2回通院 食事12時 間食10時、15時 (症状:疲れやすさ)
開発業務 パン製造の現場作業(当初と現場入室) 休暇を利用 勤務禁止	月2回通院 食事18時 間食15時、21時 (症状:疲れやすさ)
帯に復帰 がら業務量を漸増 たり1時間まで可 は禁止、体調を見ながら	3か月に1回通院 食事0時 間食21時、2時 (症状:疲れやすさ)

々に本来業務に変更する予定

していくが、最終的には本来業務をすることが復職の条
した。

に本人・総務担当で面談を行い、必要に応じてプランの

不良の訴えは総務担当に伝達のこと。適時休憩や早退等

(本　人)　○○○○
(所属長)　○○○○
(総務担当)　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 食事や間食の時間の確保の必要性に関して、職場の理解が必要であるため、上司、同僚と共有

- 座り作業中心の業務から、体調を見ながら徐々にパンの製造スタッフに戻るプランを設定
- 食事・間食の時間の確保や疲れやすさといった体力面への配慮事項について明記

- 労働者本人と合意した、最終的な目標を明記・共有

- プランの状況や見直しのタイミングについて労働者と話し合い、面談の実施時期を記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例４　肺がんと診断され、業務体制を調整しながら通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Dさん	治療の状況		企業の状況		
	がん種	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
４０歳代 男性	肺がん	放射線治療 薬物療法	大企業	正社員 （建設会社、事務職）	専属産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Dさんは、現在は大手の建設会社本社に勤める40代男性であり、海外プラント建設の事業計画・施工管理のとりまとめを行う部署に所属している（正社員、課長）。

週５日勤務であり、1日当たりの所定労働時間は8時～ 17時（休憩１時間）の８時間である。Dさんは課長として部下のマネジメントを行う傍ら、いくつかのプロジェクトの責任者も務めている。国内や海外への出張も多く、長いときは１か月ほど海外に滞在することもある。時間外労働は通常月20時間程度であるが、繁忙時には月60時間を超えることもある。

本社に専属産業医が１名おり、日頃の健康管理や面談を行っている。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Dさんが肺がん検診を受けたところ、進行がん（肋骨転移あり）が見つかった。主治医からは、今後の治療計画として、放射線治療（数回の通院）のあと、抗がん剤治療（初回は10日前後入院。その後通院しながら治療）を行うことが提案された。

Dさんは、１年後に立ち上げ予定の海外プラント建設の大型プロジェクトの管理を任されており、仕事が継続できるかどうかが気がかりであった。そこで主治医に仕事への影響について尋ねたところ、主治医からは、提案された治療法は多くの方が仕事を辞めず通院で治療を受けていること、治療がうまくいけば１年後も引き続き仕事ができる可能性があることについて説明があった。Dさんは仕事を続けたいと思う一方、プロジェクトの管理を担う立場を継続すべきかどうか分からなかったため、所属部長に相談することとした。

相談を受けた部長は、Dさんは信頼の厚い社員であり、担当しているプロジェクトも重要なタイミングであることから、治療に支障がなければ担当を継続してほしいと考えているものの、長期的な視点から、業務調整や引き継ぎの要否も検討する必要があるかもしれないと考えた。そこで、Dさん、部長、人事部、産業医とで話し合った結果、現在の仕事を続けながら治療を受けられるよう業務調整も視野に入れ、両立支援に必要な情報を収集することとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Dさんと部長、人事部、産業医とで今後の働き方について話し合った結果、放射線治療は有給休暇を利用して受けることとし、その後の抗がん剤治療に備え、入院や通院の時間の確保と仕事の両立が可能かどうかを検討することとした。

検討にあたって、治療の状況や体調に応じた業務遂行上の留意事項、治療はどの程度続くのか等について確認する必要があると考え、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Dさんに通勤や仕事の内容、就労を継続する上で悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

入院や通院への配慮が得られるよう、通院等のスケジュールや治療に要する時間も可能な限り具体的に記載した。また、仕事の状況に応じて、ある程度通院日の調整が可能であることも明記した。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Dさんと部長、人事部、産業医とで話し合った結果、抗がん剤治療に関しては、初回の治療が入院を伴うことから、治療経過や体調をみるため、しばらく休職して治療を受けることとした。入院までしばらく時間があるため、本人の同意のもと、プロジェクトメンバーに事情を話し、引き継ぎ等を行うこととした。治療が進み、安定して仕事ができる見通しが得られた段階で、一時的な在宅勤務制度の活用も視野に入れながら復職を検討することとした。なお、独力で安全に通勤ができること、所定労働時間の業務ができる限りにおいては治療と仕事の両立を行うこととし、治療経過や体調によっては、海外の大型プロジェクトの責任者から外れ、社内での国内プロジェクト管理業務に変更する可能性がある点も、Dさん本人との話合いで確認した。

（3）その他留意事項

治療と仕事の両立支援にあたっては、あらかじめ、職務上最低限必要となる要件（独力で安全に通勤できる等）を労働者本人とともに確認しておくことが望ましい。病状の進行が見込まれる場合であっても、適時両立支援プランを見直しながら支援することが望ましい。

治療と仕事の両立が困難であると考えられる場合には、主治医や産業医等の意見を求め、就業継続の可否について慎重に判断するとともに、労働者との十分な話合いを通じて、本人の了解が得られるよう努めることが重要である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事しているのかを確認
- 時間外労働や海外出張の有無・頻度等について確認

- 休業可能期間や有給休暇の残り日数で、通院に対応可能か確認
- 休みは取りやすいかどうかを確認
- 必要に応じて通院の時間や曜日の調整を検討

- 記載されている働き方について、問題がないか確認
- **特に意見を求められている点について確認**
- 出張を避けるなど、仕事内容の調整が可能との記載があることから、調整可能な範囲内で就業の継続が可能かどうか、労働者とも話し合って検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者に要望や不安の有無等について確認

○○○○病院　○○○○　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市
職　　種	プラント事業部　課長
職務内容	プラント建設に係る事 くつかのプロジェクト 内外での顧客や協力会 課長職として、部下の （☑対人業務　☑遠隔
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替
勤務時間	８時～17 時　（休憩 1 ※残業は恒常的に月20 た場合は、月60時間を め、業務が早朝や深夜
通勤方法 通勤時間	徒歩・公共交通機関
休業可能期間	○○○○年○○月○ ※給与支給なし。ただ
有給休暇日数	残　15 日間(半日単位 ※業務調整により
その他 特記事項	現在、1年後に立ち上げ して重要な立場を担っ なり、場合によっては 治療の状況や体調によ クト管理のサポートを 継続は可能でしょうか。 の治療の予定をお教え 状、配慮すべき点があ
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給 □短時間勤務制度 □その他（

上記内容を確認しました。
○○○○年○月○日

○○○○年○月○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○月○日

業計画・施工管理のとりまとめを行う部署であり、い
の責任者です。資料作成などのデスクワークの他、社
社との打合せ、国内・海外出張も多くあります。
マネジメントも行っています。
地出張（国内）　☑海外出張）
勤務　□三交替勤務　□その他（　　）
時間。週５日勤務。）
時間程度ですが、プロジェクトに問題や遅れが生じ
超える場合もあります。海外とのやりとりがあるた
に及ぶことがあります。
（着座不可能）にて通勤、片道 45 分
○日まで
し傷病手当金の支給あり。
で取得可能）
ある程度計画的に休暇は取得可能
る海外プラント建設の大型プロジェクトの責任者と
ています。プロジェクトが始まると海外出張が頻繁に
1か月程度の長期海外出張もあります。ただ、本人の
っては、国内・海外出張を避け、社内中心でプロジェ
行なってもらうような業務変更も可能ですが、就業の
また、必要な配慮や業務調整を行うにあたり、今後
ください。あわせて、健康管理のために注意すべき症
ればご教示ください。
休暇　☑傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度
☑在宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
）

（本人署名）　○○○○

株式会社　○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 作業負荷を伝えるため、具体的な仕事内容や時間外労働、海外出張があること等を記載
- 通院や体調不良時などのために、年次有給休暇の利用可能日数を記載
- 労働者本人と話し合い、現時点で想定している働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 業務調整のために、治療の今後の見通しについて質問
- 必要に応じて傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、在宅勤務の利用が可能であることを確認し、チェック
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例４（がん）：治療の状況や就業継続の可否等について主

医療機関が作成する際のポイント

- 事業者にとっては、専門的かつ詳細な医学情報よりも、疾病や治療に伴う副作用が業務にどのような影響を及ぼすのか、いつまでその影響が続くのかといった見通しに関する情報が重要なため、現在の症状や治療の予定を記載
- 現時点で想定される、一般的な副作用を記載
- 通院等への配慮や業務調整の参考となるよう、治療のスケジュールや所要時間を可能な限り具体的に記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
- 勤務情報提供書において業務内容の調整は可能との記載があったため、副作用等が落ち着いていればデスクワークの継続は可能であることを明記

- 仕事の状況に応じてある程度通院日の調整が可能である旨を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

患者氏名	○○○○
住所	○○○○

病名	肺がん、肋骨転移
現在の症状	肺がん、肋骨転移を伴を主な症状として訴え線治療によりコントロに加え、食欲不振、吐ゃいます。
治療の予定	・肋骨転移治療：通院ですが、最低１回、 ・抗がん剤治療：点滴入院で実施する予定の抗がん剤を3週間時間以内の抗がん剤での抗がん剤治療期す。
退院後／治療中の就業継続の可否	□可　（職務 ☑条件付きで可（就業 □現時点で不可（療養
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	抗がん剤投与のため着いていればデスク通勤、　国内出張は可
その他配慮事項	ご本人、ご家族ともに応じて通院日を調整すや相談があれば、随時
上記の措置期間	○○○○年○○月○○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、就業継続の可否等に関す

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなくするものです。この書類は、患者本人から会社

治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○年○○月○○日

っています。現時点では肋骨部の痛み、咳と倦怠感られています。肋骨の痛みは内服の痛み止めと放射ールする予定です。抗がん剤治療中は、病気の症状き気、嘔吐、発熱等の症状が発症する方もいらっし

で放射線治療を行います。現時点で通院回数は未定多くて５回（連続５日間）、通院していただきます。による治療を行います。初回の治療は10日前後のです。その後は通院で、点滴時間が１回４時間程度おきに３回繰り返します。その後も、点滴時間が１を3週間おきに、効果がある限り継続します。通院間中も、一定の配慮があれば仕事との両立は可能で

の健康への悪影響は見込まれない）
上の措置があれば可能）
の継続が望ましい）

の通院時間の確保ができ、副作用を含め症状が落ちワークは継続できます。本人の体調に問題なければ能です。

がん治療と仕事の両立に前向きです。仕事の状況にることはある程度可能ですので、治療に関して質問ご本人を通じてご連絡・ご相談ください。

日　～　○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医 署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 記載内容から、今後の治療スケジュールを確認
- 抗がん剤治療中は定期的な通院が必要であることを確認

- 復職の際は、通院時間の確保ができるか、通院のための有給休暇等が足りるかどうか、確認が必要と判断

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
- 体調が落ち着いていればデスクワーク中心の仕事を続けられることを確認
- 初回の抗がん剤治療は入院を要すること、体調が落ち着いていればデスクワーク中心の仕事を続けられるとのことから、体調等の様子をみるため、しばらくは休職する方向性で検討

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員氏名	○○○○	
所属	プラント事業部　課長	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・今後の治療予定は放射線治療期間１０日前後）、退院後は ・点滴治療開始後体調が落ち確認 ・安定して就労が可能と判断さ	
期間	勤務時間	就業上
○月第○週頃まで	通常勤務	・放射線治療の１日の有給休 ・体調不良の際 ・休業まで必要 ・海外出張は禁
上記の後２週間程度	病気休業	・入院にて点滴
上記以降	未定	・退院後、本人行い、本人のプランを検討
業務内容	プラント建設事業の事業計画・	
その他就業上の配慮事項	・職場での体調不良時は、通院こと。	
その他	・所属部署は通院時間確保、適 ・人事部は休業に伴う各種手続 ・社内外の業務関係者への情報委ねます。 ・部長は本人の訴えや体調等でださい。 ・本人は、退院後に特別な事情日程について連絡してくだ ・退院後、出勤可能になった時働き方等を協議します。	

上記内容について確認しました。

○○○○年○○月○○

○○○○年○○月○○

○○○○年○○月○○

○○○○年○○月○○

支援プランの記載例

作成日：　○○○○年○月○日

生年月日	性別
○○○○年○月○日	(男)・女
従業員番号	XXXXXX

（通院：１回～５回）、その後入院（点滴１回目：入院
通院による点滴治療（3 週間に一度通院）が続く予定
着くまで病気休業とし、退院後本人の体調や治療の状況を

れれば復職を検討

の措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
ため通院が必要な際は半日又は 暇で対処 は、在宅勤務も認める な業務の引継ぎを行う 止	放射線治療 （通院１～５回）
治療	入院にて点滴治療 （約 10 日前後）
と産業医・部長・人事で面接を 体調等を確認し、その後の支援	３週間に一度の通院 による点滴治療

施工管理（社内でのプロジェクト管理業務）（予定）

先と連絡を取り合い、必要があれば、迅速に受診させる

切な業務調整等の支援を行ってください。
きに関して本人の支援を行ってください。
の開示に関しては、特別な事情が発生しない限り本人に

気になることがあれば速やかに人事部まで連絡してく

がない限り速やかに部長宛に体調等の状況と出勤可能な
さい。
点で面談を行い、復職可否の判断と、復職が可能な場合、

日　（本　人）　○○○○
日　（所属長）　○○○○
日　（人事部）　○○○○
日　（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 今後治療が継続することから、判明している治療予定を明記し、部長、人事部、産業医において共有

- 点滴治療が始まるまでは、放射線治療のための通院の配慮や、病気休業に備えての引継ぎを予定し、通院時間確保のため出張を禁止
- 入院による点滴治療終了後、副作用等の症状が落ち着いていればデスクワークでの就業継続が可能との主治医意見書を踏まえ、体調等に問題がないかどうか様子をみるため、退院後に面談を行い、復職可否を検討することを予定

- 休職のため必要な支援を行うことも明記
- 休職中の連絡について明記
- 現時点で想定している復職面談の時期について明記

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：脳卒中）

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドラインP.12「様式例集」）の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

＜構成＞

事例１　脳梗塞による入院後、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例２　脳出血発症後、感覚障害を認め、作業転換を行いながら治療と仕事の両立を目指す事例

事例３　くも膜下出血による入退院後に職場復帰し、その後記憶障害を認め、業務内容を調整しながら治療と仕事の両立を目指す事例

事例４　脳卒中後、高次脳機能障害を認め、治療と仕事の両立に向けた検討を行った事例

※脳卒中の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 脳卒中によって生じる症状には、運動麻痺のように『本人も周囲も気づきやすい症状』以外にも、感覚障害のように『本人は気づきやすく困難を感じやすいが、周囲は気づきにくい症状』、あるいは記憶障害といった高次脳機能障害のように『本人は気づきにくく、周囲が生活や仕事における異変として気づきやすい症状』、さらには脳卒中後うつのように『本人や周囲であっても気づきにくい症状』がある。
- そのため、治療と仕事の両立に本人と周囲が一緒になって取り組んでいくためには、本人や家族、職場の上司や同僚がそれぞれに気づいた辛さ、困難さ、異変などを共有して、本人や周囲がそれぞれできる取組について話し合うことが重要である。
- また、主治医や産業医等の産業保健スタッフは上記のような特性を理解した上で、特に非専門家では認識しにくい症状に対しては注意深く把握し、本人とその周囲への認識・理解を促すよう努めることが望まれる。
- なお、治療と仕事の両立支援に際しては、本人に対する支援のみならず、周囲の同僚等に対しても配慮が必要な場合があることに留意が必要である。自らの業務を遂行しながら他者のサポートを行うことは想像以上のストレスとなり、抑うつ的になることがある。病者へのサポートを特定の同僚等に任せきりにせず、複数人でサポートする意識を職場全体で持つことが求められる。

事例１　脳梗塞による入院後、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40歳代 男性	脳梗塞	薬物療法	中小企業	正社員 （建設会社、技能職）	なし

（1）事例の概要

ア　基本情報

Aさんは、従業員数が40名ほどの建設会社に勤務する40歳代男性である。従業員のうち35名が技能労働者として建設現場で働いており、Aさんは５人１班のチームの一員として、高所作業や重機操作などに従事している。Aさんは経験年数が長いことから、職場の同僚や共同作業者から頼りにされている。

1日当たりの所定労働時間は8時～17時（休憩1時間、週5日間）であり、工期の進み具合によって時間外労働や休日出勤もある。建設現場によっては夜勤や交代勤務の場合もあるほか、通勤時間（自動車通勤）も様々である。従業員規模が小さく、産業医は選任していない。

イ　両立支援を行うに至った経緯

ある日、Aさんは突然、右半身の脱力と呂律のまわりにくさ、ふらつきを覚え、救急車を要請したところ、搬送先の病院で脳梗塞と診断され、緊急入院することとなった。治療や検査、リハビリテーションのために２週間ほど入院することになったが、退院後も２週間ほどは自宅療養するようにとの主治医の指示があったため、Aさんは職場に相談して休業することとした。

治療が功を奏し、退院２週間後の検査でも顕著な後遺症は認められず、主治医からは通院による治療を受けながら仕事に復帰できるだろうとの意見をもらった。Aさん自身としては、建設現場での仕事の継続を希望するものの、自宅療養中にふらつきを覚えることがあり、高所作業を含む元の仕事への復帰に不安を感じていた。そのためAさんは上司に対し、主治医からはそろそろ職場復帰可能であること、定期的な通院が必要であること、ふらつきがあり、仕事に影響があるかもしれないことを伝え、復職について相談することにした。相談を受けたAさんの上司は、どのような就業上の措置や配慮が必要であるか判断しかねたため、産業保健総合支援センターに相談し、まずは主治医の意見を求めることとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Aさんと上司とで復職後の働き方について話し合った結果、建設現場で勤務することを念頭に、ふらつき等の症状がいつまで続くのか、高所作業や重機操作といった元の仕事が継続できるかどうかを勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに仕事の内容や職場環境、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

通院は今後生涯にわたり必要となる可能性があるため、通院への配慮が得られるよう、頻度を明記した。ふらつきが残っていることから、高所作業や重機操作のほか、夜勤を避けたほうが望ましく、その期間についても現時点の見解として記載した。治療の副作用により出血が止まりにくくなっているため、早めに医療機関を受診させるべき条件についても明記した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Aさんと上司とで話し合った結果、最初の2か月は夜勤・時間外労働・遠隔地勤務を避け、高所作業や重機操作も禁止することとし、これらの就業上の措置・配慮が可能な建設現場にて勤務することにした。班編成の変更が生じることから、本人の同意を得て、同僚にも経緯を説明し、協力を求めるとともに、早めに医療機関を受診することが望ましい状況についても共有した。

高所作業や重機操作に関しては、復職から２か月後に再度主治医から意見を聴取し、プランの見直しを行うこととした。

（3）その他留意事項

高所作業や重機操作といった業務は、脳卒中による意識障害や運動麻痺などによって転落や激突などの事故につながる恐れがある。そのため、危険を伴う作業では、特に症状や後遺症がない場合でも、再発の可能性を考慮し、本人及び周囲の労働者の安全を確保するための措置を講じる必要がある。ただし、再発の可能性を過剰に見積り、過度に就業制限を行うことは適切でないことから、就業上の措置や配慮等を行う場合には、主治医や産業医等の医師の意見を十分に勘案する必要がある。

なお、脳卒中の再発の危険因子として、寒冷暑熱環境での作業や過重労働、喫煙(受動喫煙を含む)、本人の糖尿病や脂質異常症、高血圧などの基礎疾患等がある。こうした要因の改善も、治療と仕事の両立を行う際の重要な視点である。

事例 1（脳卒中）：勤務情報を主治医に提供

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、危険作業の内容や屋外での作業環境等について確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - ・軽度のふらつきがあることや危険作業があることを踏まえ、復職の可否や必要と考えられる配慮を検討
  - ・症状が軽度であっても業務内容との相性によっては業務遂行に大きな支障や安全上のリスクが生じる場合があることに注意が必要
  - ・病気の再発防止や安全確保のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に
生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○県○市○区
職　　種	建設作業員
職務内容	作業場所は担当してい 場合があります。作業内 業や重量物を取り扱う よっては暑熱や寒冷の ■体を使う作業（重作業） ■高所作業
勤務形態	□常昼勤務　□二交替 ※担当の建設現場によっ すが、担当配置を考慮
勤務時間	8 時 00 分 ～　17 時 ※現場によって変わる場 ※工期によっては時間外
通勤方法 通勤時間	自動車通勤。 通勤時間は建設現場に
休業可能期間	○○○○年○○月○○
有給休暇日数	残 5 日間
その他 特記事項	当社は産業医を選任し の点についてご教示く • 現状で発症後約 1 • 今後の通院はどの • ふらつきの症状が この症状は一時的 • 建設現場での高所 しょうか。（会社と 見込みです。） • 脳梗塞の再発防止 • 薬の副作用に対し • その他、体調や健
利用可能な 制度	傷病休暇・病気休暇

上記内容を確認しました。
○○○○年○月○日

○○○○年○月○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
務に関する情報です。

	生年月日	1971 年○○月○○日

る建設現場によって異なり､単身赴任が必要な遠方の
容は建設作業として主に体を使う作業です｡高所作
作業､重機の運転･操作は定常的にあります｡季節に
場所での作業もあります｡

■暑熱場所での作業　■寒冷場所での作業
■機械の運転・操作　■単身赴任

勤務　□三交替勤務　■その他
て常昼勤務や常夜勤務､交代勤務のいずれの場合もあります
することで常昼勤務などにすることも可能です。

00 分（休憩 1 時間。週 5 日間。）
合があります
・休日労働が発生する場合があります

よって変わりますが 10～60 分程度です。

日まで（○○日間）(給与支給無し、傷病手当金あり)

ておりません｡就業上の措置等を検討するために以下
ださい。
か月になりますが職場復帰可能でしょうか。
程度必要でしょうか。
あり､高所作業などでの安全面を心配していますが､
なものでしょうか。
作業､重機の運転･操作や､夜間勤務は避けるべきで
しては現場や作業の担当を考慮する等で回避可能の

のために仕事上で気をつけるべきこと。
て仕事上で気をつけるべきこと。
康面で配慮すべきこと。

（本人署名）　○○○○

○○○○建設工業
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容を継続することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 復職の可否について主治医の意見を確認するに当たり、危険作業や屋外での作業環境など、仕事の特徴を記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（1日、半日、時間単位）等を記載

- 労働者本人と話し合い、現時点で想定している復職後の働き方について記載し、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 職場として対応可能な配慮について記載しておくと主治医は意見を書きやすい

- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 必要な業務上の配慮として、高所作業等の危険作業は当面控えるなど、具体的な内容や配慮期間などを記載
  - 従来の仕事に戻る際など、再度医師の意見を求めることが望ましい場合は、その時期も含めて記載
  - 通院などのために職場での配慮が長期にわたり必要と想定される場合には、今後の治療方針について、通院頻度等を含めて記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○○
復職に関する意見	□ 復職可　■ 条 件 ・ 原因不明の脳梗塞剤（抗凝固薬）の ・ 通院は生涯必要通院が必要です。 ・ ふらつきは脳梗塞はごく軽度と評価あると考えられま内容についての
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・ 永続的に高所作業、ますが、当面２か確実な治療継続をが改善するかを確考えられます。さい。 ・ 建設現場で屋外で険性が高まる場合望まれます。
その他配慮事項	・ 薬物治療のため月 ・ 抗凝固薬を内服しどを強く打撲したす。
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく用するものです。この書類は、患者本人から会

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

付き可　□ 現時点で不可

であり、再発予防の治療として血液凝固を抑える薬
内服のための通院は必要です。
になる可能性が高く、抗凝固薬内服中は月1回程度の

の後遺症の可能性がありますが、診察および検査で
でき、今後、時間とともに改善する可能性は十分に
す。発症後1か月での職場復帰は可能ですが、業務
配慮が必要です。

重機の運転・操作、夜勤を避ける必要はないと考え
月ほどは一時的にこれらの作業への従事を避けて、
行い脳梗塞の再発がないこと、ふらつきなどの症状
かめてから従来の仕事に復帰させたほうがよいと
復帰前には一度ご本人を通じて当院にご相談くだ

の作業がある場合は、脱水によって脳梗塞再発の危
もあるため、夏期にはこまめに水分を摂取することが

1回程度の平日通院（半日）が必要です。
ているため、怪我で出血が止まらない場合や頭部な
場合には早期に医療機関を受診することが望まれま

○日　～　○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使
社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって復職が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 重機操作や夜勤を避けるなど、一時的に業務内容や働き方を変更する必要がある場合は、対応を検討
  - 再度主治医の意見を求める必要がある場合、その時期の目安等を確認
  - 業務内容の変更や現場での配慮のために、同僚等への説明・調整が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 業務内容や働き方を変える場合など、再度主治医の意見を求めることが望ましい場合がある点に留意

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	工事課　2 班	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・脳卒中を発症し、 緊急治 残っている。 これも時間 ・再発予防のために月 1 回 に必要である。 ・発症後 1 か月を目処に、条 意見である。本人とも確	
期間	勤務時間	就業上の措置
復職後 2 か月目まで	8：00 ～ 17：00	月 1 回 半日の 夜間勤務・残業 る 高所作業・重機
業務内容	・建設現場での作業に復帰 行可能な現場 A の担当と 置 ・ 配慮の必要性を説明	
その他 就業上の 配慮事項	・治療によって血が止まりに い場合は早めに医療機関 ・暑い時期にはこまめな水 も見込まれるため、 本人	
その他	・復職 2 か月後に再度主治 ・労働者においては、通院・ 変化に留意し、体調不良 ・班長においては、本人から すみやかに人事担当まで	

上記内容について確認しました。

○○○
○○○
○○○

復帰支援プランの記載例

作成日：　○○○○ 年　○○ 月　○○ 日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	男
従業員番号	○○○○

療を受けて症状は劇的に改善したが､軽度のふらつきが経過によって改善する可能性が十分にある。
程度の定期通院と抗凝固薬の継続的な内服加療が長期的

件付であれば建設作業への職場復帰が可能との主治医認し、Ｘ月Ｙ日に復職とする。

・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
通院配慮要 ・遠隔地勤務を避け 運転操作を禁止する	月１回通院・毎日の内服治療 （出血が止まりにくいことに注意）

とするが､2 か月間ほどは上記のとおり措置･配慮が実する｡なお､現場 A を担当している班長と班員には措する。

くいため､頭部を強く打撲した場合や出血が止まらなを受診させることとする。
分補給が望ましく､また復帰後初期は筋力や体力の低下判断で休憩を取ることを許可する。

医から意見を聴取し、プランの見直しを行う。
服薬を継続し､自己中断をしないこと。また、体調のの訴えは上司に伝達のこと。
の訴えや労働者の体調等について気になる点があれば連絡のこと。

○年○○月○○日　（本　人）　○○○○
○年○○月○○日　（所属長）　○○○○
○年○○月○○日　（人事部）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置として、配慮すべき内容と期間を設定
- 通院などの治療予定や、業務に際して注意すべき点（出血が止まりにくいなど）を明記

- 就業上の措置、配慮のために同僚等の協力が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、説明する内容・対象者を明記

- 早期に医療機関を受診すべき条件や、水分補給や休憩時間の確保等、必要な配慮を記載

- 再度主治医に意見を求める時期やプランを見直す時期を記載
- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例２　脳出血発症後、感覚障害を認め、作業転換を行いながら治療と仕事の両立を目指す事例

Bさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
50歳代 女性	脳出血	薬物療法	中小企業	正社員 （家電部品製造業、生産工程職）	嘱託産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Bさんは、従業員数が100名ほどの製造業の会社に勤務する50歳代女性である。職場は家電の部品製造を行う工場であり、細かい部品を組み立てる作業に従事している。Bさんは勤務経験が長く、後輩指導にも熱心に取り組んでいる。Bさんは現在の職場や仕事に愛着があり、また、高校生の子どもを育てていることからも、定年まで勤めたいと考えている。

週５日勤務であり、1日当たりの所定労働時間は8時30分～ 17時30分（休憩１時間）の8時間である。繁忙期には１日２～３時間の時間外労働がある。嘱託の産業医が1名おり、月１回来社している。

イ　両立支援を行うに至った経緯

ある日Bさんは脳出血を発症し、救急搬送されて２週間入院することになった。右半身の麻痺があったことから、リハビリテーションを専門とする病院に転院し、リハビリテーションを受けていた。

発症から４か月ほどが経った頃、主治医からそろそろ復職できるのではないかとの意見があった。Bさんは早く職場に戻りたいと考える一方、右手・右足のしびれや痛み、感覚の鈍さが残っており、これまでのような細かな作業は難しいのではないかと感じていた。また、治療や通院のために月１回の通院が必要であり、その時間の確保も必要であった。そこでBさんは復職に向けて、復職後の働き方について職場の上司に相談することとした。

（２）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Bさんと上司とで復職後の働き方について話し合った結果、これまで同様、工場での勤務を原則としながら、症状や治療の継続に配慮した働き方を検討するため、勤務情報提供書を通じて、主治医に確認することにした。特に、感覚障害や痛みなどの目に見えない症状が仕事に与える影響や、その継続期間が分からなかったため、主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Bさんに仕事の内容や職場環境、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

感覚障害は目に見えない症状であり、また１日のなかでも症状が変動することから職場の理解が得られにくい。そのため、感覚障害の特徴を具体的に記載し、本人とよく話し合って対応することについて理解を求める内容とした。また、深部感覚障害があることから、精密な作業は難しいと考えられたため、Bさんの意向も確認しながら、粗大なものを扱う作業、検品作業等に変えることについても検討するよう、記載した。

Bさんには、自身の症状について上司や産業医に適時伝え、必要な配慮等について相談するよう助言した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Bさんと上司、産業医とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し、作業内容を転換することにした。また、体力面への配慮から、最初の２か月は短時間勤務、時間外労働禁止とし、徐々に勤務時間を延ばし、３か月目には通常勤務に戻すことを目標とした。また、復職して１か月後をめどに主治医の意見を再度確認のうえ、プランを見直すことにした。

また、復職後は本人、産業医、人事労務担当者とで面談を行い、職場環境での不具合な点について本人の話を聞き、必要な配慮について適時協議することとした。

なお、本人から辛い症状等について相談がしやすくするとともに、周囲が理解するよう、本人の同意を得て、産業医から上司・同僚等に対して感覚障害の特徴について説明を行った。

（3）その他留意事項

感覚には、表在感覚と深部感覚がある。表在感覚とはいわゆる肌で感じる温痛覚や触覚をいい、深部感覚とは振動や関節の位置などを感じ取る感覚をいう。感覚障害とは、刺激を受けた末梢神経から脳までの伝達経路の障害や心因性の反応によって正確に刺激を認識できない状態をいい、大きく分けて①感覚過敏、②感覚鈍麻、③異常感覚がある。

脳卒中で脳の感覚中枢が障害を受けると、その担当部位に一致した感覚障害をきたす。時には感覚鈍麻だけでなく、異常感覚として痛みを伴うこともある。特に視床という部位の障害では脳卒中後中枢性疼痛をきたすことがあり、場合によっては耐え切れないほどのひどいしびれや灼熱痛に悩まされることがある。しかも難治性であることが多く、それが原因でうつ状態になることも珍しくない。

感覚障害は運動麻痺と違い、客観的には分かりにくいが、本人が一番理解している。そのため、職場復帰後も適時労働者本人とよく話し合い、必要に応じて主治医やリハビリテーションスタッフ、産業医等の意見を勘案しながら対応を検討することが望ましい。

また、感覚障害の症状や辛さは客観的に分かりにくいことから、職場の上司や周りの同僚の理解も重要であり、可能な範囲で、本人と職場の間で本人の状況をよく理解してもらうための相互のコミュニケーションが図られることが望ましい。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、作業環境や、しびれや痛み、感覚の鈍さ等の感覚障害により影響を受ける業務内容について労働者に確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 感覚障害があることや作業環境を踏まえ、復職の可否や必要と考えられる配慮を検討
  - 労働者の意向も確認しながら、どのような仕事であれば可能か検討
  - 病気や障害に対する理解等、職場における配慮等のために必要な点を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

○○○○　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
生にご意見をいただくための従業員の勤務
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	家電部品工場で組み立
職務内容	・家電部品の組み立て モーター・プラスチッ ・作業場は明るく冷暖 （■体を使う作業（軽作
勤務形態	■常昼勤務　□二交替
勤務時間	8 時 30 分　～17 時 （時間外・休日労働の
通勤方法 通勤時間	■徒歩　■公共交通 □自動車　□その他（ 通勤時間：電車と徒歩
休業可能期間	○○○○年○○月○○ ※休業中は傷病手当金
有給休暇日数	残 15 日間。その他、
その他 特記事項	当社では嘱託産業医が にあたり、以下の点に ・感覚障害が残ってい か。 リハビリを行う ・感覚障害のほかに業 ・退院後の通院頻度や ・現在の感覚障害のあ しょうか。 組立作業 （例えば 他に検品作 ・業務上、安全確保等を
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給 ■短時間勤務制度 □その他（

上記内容を確認しました。
○○○○年○月○日

○○○○年○月○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

て作業に従事
ラインで、工具（電動ドライバーなど）を用いて、金属・
ク材などを基盤に組み付ける精密作業（座位）です。
房を完備していますが、冬場は足元が冷えます。
業）　■機械の運転・操作）
勤務　□三交替勤務　□その他（　　）
30 分（休憩 1 時間。週 5 日間。）
状況：繁忙期には残業 2 ～ 3 時間程度／日あり。）

機関（着座可能）　□公共交通機関（着座不可能）
）
で通勤、片道 60 分
日まで（1 年 6 か月間）
が支給されます
年末年始休 3 日、夏季休暇 5 日取得可能です。
1 名選任されています。従業員の就業上の措置等の検討
ついてご教示くださいますようお願い申し上げます。
るということですが、具体的にどのような症状でしょう
ことで、今後、感覚障害はどの程度回復いたしますか。
務に影響のある症状や障害はありますか。
期間はどの程度必要でしょうか。
る状況で、原職（組み立て作業）に復帰するのは可能で
が難しい場合、どのような作業であれば可能でしょうか。
業などがあります。）
含めてどのような配慮が必要でしょうか。
休暇　■傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）　■試し出勤制度
）

（本人署名）　○○○○

○○○○株式会社
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容での復職が可能かどうか主治医に尋ねるために、具体的に仕事の内容を記載
- 寒いとしびれや痛みが強くなることが懸念されたことから、作業環境についても記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（1 日、半日、時間単位）等を記載

- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 職場として対応可能な配慮について記載しておくと主治医は意見を書きやすい

- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書に記載されていた元の業務や代替可能な業務について、現在の労働者の症状等を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 元の業務が難しい場合、勤務情報提供書の内容や労働者の話を踏まえ、可能な範囲で代替案を記載
  - 障害や症状について記載する際は、症状は変動する、具体的な症状は本人によく確認する、といった注意点も記載
  - 労働者が職場に相談しやすい環境づくりのため、上司や同僚等における症状等に対する理解を得ることなど、必要な取組を記載
  - 別途通院が必要になる可能性がある場合には、通院への配慮が得られるよう、治療の見通しを記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解･把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○○
復職に関する意見	□ 復職可　■ 条件 ・ 運動麻痺は改善し、 ・ 今後、リハビリテめの血圧コントロ
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・ 通勤は公共交通機 ・ 運動障害は改善し痛みがあり、症状と、リハビリでの理解する必要があ ・ 深部感覚障害があのを扱う作業、ま ・ 感覚障害により温は、火傷をしない ・ これまでよりも疲が必要である。
その他配慮事項	・ 薬物治療のため１ ・ エアコンの風が異直接風が当たらなで、本人とよく話にくいため本人か ・ 本人から辛い時にに、上司や周囲のだけるとよい。 ・ また脳卒中後の疼
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、　職場復帰の可否等に関す
○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく
用するものです。この書類は、患者本人から会社

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

付き可　□ 現時点で不可

日常生活にはほとんど支障のない状態である。
ーションのための通院は必要ないが､再発予防のた
ールなどの薬物治療ための通院は必要である。

関で可能と考えられる
て､後遺症はないように見えるが､半身のしびれや
が日によって､あるいは１日の中でも変動があるこ
改善は難しいこと､薬物治療でも限界があることを
る。
るため､巧緻性が求められる作業よりも､粗大なも
たは検品などの作業が望ましいと考えられる。
度感覚が鈍っているため､ヒーターを使用する場合
ような配慮が必要である。
れやすい状態であるため､短時間勤務について考慮

～２か月間に１回程度の平日通院（半日）が必要。
常に冷たく感じたり､痛く感じたりすることがあり､
い場所で作業する等により対応可能な場合があるの
しあって欲しい。感覚障害の症状は客観的に分かり
ら詳しく聞き取ることが必要である。
辛いと言いやすくする、あるいは相談しやすいよう
方に症状等について理解が得られるようご配慮いた

痛の治療のための通院が必要となる場合もある。

○日　～　○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう､職場での対応を検討するために使
に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって復職が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 業務内容や作業環境、働き方について調整が必要である場合、対応を検討
  - 労働者が職場に相談しやすい環境づくりのために、上司や同僚等の理解・協力が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 新たに治療が必要になるなど、治療の予定は変更の可能性があり、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意し、治療の状況は適時労働者に確認することが望ましい

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・右半身の感覚障害、しびれ、 能。リハビリテーション通 ・右半身の感覚障害のため､巧 予想され、 配置転換を含め	
期間	勤務時間	就業上の措
１か月目	10：00 ～ 14：00 （1 時間休憩）	短時間勤務、 通院日の休暇
２か月目	9：00 ～ 15：00 （1 時間休憩）	短時間勤務、 通院日の休暇
３か月目	8：30 ～ 17：30 （1 時間休憩）	作業転換、通 残業１日当た 通院日の休暇
業務内容	・復職に際しては適正配置の う作業への転換を行い、同	
その他 就業上の 配慮事項	・しびれや痛みなどの症状の きや風量、 局所暖房器具 ・感覚障害があり、ヒーター う留意する。 ・感覚障害による目に見えな いて職場の理解を得る必要 ら説明を行う。	
その他	・復職後は、２週間ごと（そ 当で面談を行い、必要に応 （次回面談予定日：○月○ ・労働者においては、通院・ 化に留意し、体調不良の訴 ・上司においては、本人から みやかに人事労務担当まで	

上記内容について確認しました。

○○○
○○○
○○○
○○○

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

	生年月日	性別
	○○○○年○○月○○日	男・(女)
	従業員番号	○○○○

痛みが残っているが、麻痺などはなく日常生活や通勤は可
院は不要、薬物治療のための通院（平日１回／月）が必要。
緻性が求められる原職（組み立て作業）への復帰は困難が
た作業変更を検討する。

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
残業禁止、作業転換 取得に配慮	１回／１か月通院・薬物療法 （症状：しびれ・痛み、疲れやすさ等）
残業禁止、作業転換 取得に配慮	１回／１か月通院・薬物療法 （症状：しびれ・痛み、疲れやすさ等）
常勤務に復帰 り１時間まで可 取得に配慮	１回／１か月通院・薬物療法 （症状：しびれ・痛み、疲れやすさ等）

観点から、巧緻性が求められる作業から粗大な物品を扱
部門内の検品業務に変更する。

日内変動などもあり、室内の温度調整、エアコンの風向
（ヒーター）の使用などについて配慮する。
使用時や熱源付近の作業においては、熱傷をきたさないよ

い症状があり、その程度は一定ではないということにつ
があることから、関係する上司・同僚に対し、産業医か

の後は１か月ごとを目安）に本人・産業医・人事労務担
じてプランの見直しを行う。
日○～○時）
服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の変
えは上司に伝達のこと。
の訴えや労働者の体調等について気になる点があればす
連絡のこと。

○年○○月○○日　（本　人）　○○○○
○年○○月○○日　（所属長）　○○○○
○年○○月○○日　（人事部）　○○○○
○年○○月○○日　（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 感覚障害の症状・程度や、通院の予定など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 感覚障害があり、従来の業務内容は困難であるため、作業内容を粗大な物品を扱う、検品業務に変更
- 体力面に配慮するため、短時間勤務から始め、３か月目に通常勤務に戻ることを目標としてプランを設定
- 通院時間を確保できるよう、配慮事項を記載

- 感覚障害に伴い、作業環境に関して必要な配慮事項を記載
- 上司・同僚等が症状等を理解するため、労働者本人の同意を得て、上司・同僚等を対象とした説明を行う旨を明記

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例３　くも膜下出血による入退院後に職場復帰し、その後記憶障害を認め、業務内容を調整しながら治療と仕事の両立を目指す事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40歳代 男性	くも膜下出血	手術 薬物療法	大企業	正社員 （電子部品製造業、事務職）	専属産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Cさんは、従業員数が1000名超の大手電子部品メーカーに勤務する40歳代男性である。Cさんはその中でも資材管理部門に配属されており、リーダー的立場として、10名ほどのスタッフとともに、資材の調達管理を行っている。実際にはパソコンを使用したデータ分析や書類作成、部下への指導や上司への報告等、デスクワーク中心の業務である。

週５日勤務であり、1日当たりの所定労働時間は8時30分～17時30分（休憩１時間）の8時間である。時間外労働は１か月当たり平均30時間ほどであるが、繁忙期には60時間ほどにのぼる。専属の産業医が1名おり、日頃の健康管理や面談を行っている。

イ　両立支援を行うに至った経緯

ある日Cさんはくも膜下出血を発症し、救急搬送されたのち、緊急手術を受けることになった。手術は無事終了し、３週間の入院と１か月の自宅療養を経て、元の職場に復職した。麻痺やその他の後遺症等もなく、復職後は以前と変わらない様子であったが、取引先との連絡や納入時期を失念していることが、取引先からの連絡で発覚することが続いた。上司や同僚は、当初は本人の疲労によるものだろうと考えていたところ、何度か同じようなことが続き、様子がおかしいと感じたため、上司から人事部、産業医に相談したところ、産業医と本人とで面談を行うこととなった。面談の結果、本人も就業継続に不安があることから、産業医の勧めもあり、再度病院を受診したところ、検査入院することとなった。

検査入院の結果、軽度ないし中等度の記憶障害があり、業務遂行能力は保持されているが、新しいできごとを記憶することが困難であることが判明した。検査結果はCさんの同意を得て、主治医から産業医に伝えられた。そこで、今後の職場での対応について、Cさん、産業医、上司とで検討することとした。

（２）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

検査入院の結果を踏まえて、Cさんと産業医、上司とで今後の働き方について話し合った結果、記憶障害の内容や仕事への影響について勤務情報提供書を通じて改めて主治医の意見を求めた上で、業務内容の調整等を検討することとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんに仕事の内容や職場環境、就労継続に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

記憶障害があること以外は業務遂行能力が保持されていることから、過度の就業制限が行われないよう、記憶障害の症状を具体的に解説するとともに、再発しない限り進行しないこと、スマートフォンの録音機能やメモの使用など補助ツールの活用や、周囲がサポートしやすくするための同僚等との情報共有があれば業務遂行が可能であること、ただし本人のストレスや疲労等を考慮し、今後６か月ほどは時間外労働を控えたほうが望ましい旨を記載した。また、通院への配慮が得られるよう、経過観察のために３か月ごとの受診が必要であることも明記した。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Cさんと産業医、上司とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し、今後６か月ほどは時間外労働・深夜勤務等を禁止し、リーダー的立場をサポートする体制を確保したうえで、記憶障害に対応するため記憶補助ツールを活用しながら業務を継続することとした。その後は定期的な産業医面談を行い、経過を見ながら元の勤務に戻す予定とした。

なお、記憶障害という目に見えない障害への配慮について同僚が理解・協力するよう、本人の同意を得て、産業医による社内研修を行うこととした。

（３）その他留意事項

高次脳機能とは、記憶、学習、思考、判断などの認知過程と情動を含めた心理機能の総称で、脳卒中や脳腫瘍、脳外傷などによって脳が損傷を受け、認知機能に障害が起きた状態を高次脳機能障害という。

症状は損傷を受けた脳の部位によって多彩で、注意力や集中力の低下、古い記憶は保たれているのに新しいことが覚えられない、感情や行動の抑制が利かなくなる、よく知っている場所や道で迷う、ものによくぶつかる等の症状が単独または複合して認められる。このため周囲の状況に見合った適切な行動がとれなくなり、生活や仕事に支障をきたすようになる。なお、必ずしも本人が症状を自覚していない場合があるので、周囲からみて気になる様子がある場合には、本人の了承のもと、主治医に相談する等の対応が望ましい。

症状は個別性があり多様であるため、治療と仕事の両立支援を進める際には、必要に応じて主治医やリハビリテーションスタッフ、産業医等の意見を勘案しながら対応を検討することが望ましい。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事しているのかを確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 記憶障害は再発しない限り進行のおそれはないことや、それ以外の業務遂行能力は保持されていることを踏まえ、現在の業務内容での就業継続の可否等を検討
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、業務を継続するために必要な就業上の措置や配慮について検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

○○○病院　○○○先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	△△△△
住所	○○○市○○○　１－
職　　種	電子部品メーカー　資
職務内容	・通常のオフィスでの ・パソコンを使ったデ の事務作業が中心。
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替
勤務時間	・８時 30 分～ 17 時 ・週休２日（土・日休 ・残業は平均 30 時間 ・出張（国内・海外）
通勤方法 通勤時間	公共交通機関（着座可
休業可能期間	○○○○年○○月○○ ※半年間は給与が支給 切り替わります。
有給休暇日数	残 10 日間　次回付 ※半日単位の取得可
その他 特記事項	本人は既に一旦復職 従前の事務業務をこ になり、当社の専属産 度の記憶障害（知能に 本人も今後、以前の す。以下の点につき教 ・今後、従来通りの業 ・記憶障害が進行する ・記憶障害以外に症状 ・現在の業務を継続で
利用可能な 制度	時差出勤制度、短時間

上記内容を確認しました。

○○○○年○月○日

○○○○年○月○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
務に関する情報です。

	生年月日	△△年△△月△△日
2 － 3		

材管理部門　事務職

デスクワーク、リーダー職
ータ分析・書類作成、部下への指導や上司への報告等

勤務　□三交替勤務　□その他（　　）

30 分（休憩 1 時間）
み、休日勤務はほとんどなし）
/月程度、繁忙期(3 月・9 月)には 60 時間/月程度
はほとんどなし。

能）により通勤（通勤時間 :40分程度）

日まで（○○日間）
されますが、半年後からは無給となり傷病手当金に

与：○○年 4 月 1 日 新規付与日数：20 日間
能です。

しており、復職後 3 か月が経過しています。
なしていたものの、業務中の物忘れが頻繁におこるよう
業医と相談の上、検査入院したところ、軽度ないし中等
は問題なし)があると判断されました。
ように業務遂行ができるかどうか不安に感じておりま
えていただけますと幸甚です。
務を行うことが出来るのか。
可能性／改善する可能性。
や障害が出てくることはあるか。
きるか、継続できる場合、どのような配慮が必要か。

勤務制度が利用可能です。

（本人署名）　○○○○

○○○○電子産業株式会社
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- デスクワークが中心であり、部下への指導や上司への報告が必要であるなど、仕事の特徴を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（1 日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例３（脳卒中）：職場復帰の可否等について主治医

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書で事業者、本人が気にしている記憶障害の症状や進行・改善の見通しを具体的に記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 補助ツールの活用や周囲のサポートなど、現在の業務を継続するために必要な配慮を具体的に記載
  - 就業上の措置については、労働者とも話し合い、本人のストレスや疲労度も考慮し、記載
  - 職場でのサポートが得られるようにするため、同僚等の理解を得ることなど、必要な取組を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解･把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○

病名	くも膜下出血、高次脳
現在の症状	• くも膜下出血の後過去の記憶には問とがあります。複数憶があいまいになり認められません。 • 再発がなければ進行期待しにくいと思い
治療の予定	• 定期内服は必要ありの定期受診が望まれ
退院後／治療中の就業継続の可否	□可　（職務 ■条件付きで可（就業 □現時点で不可（療養
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	• 業務に必要な知能面、えば、録音機器・メ務遂行が可能と思い • 管理業務についても、できる体制があると • ご本人も業務上の神的ストレスや疲労と存じます。
その他配慮事項	• 記憶障害は高次脳この点について職 • 本人と職場同僚が限り障害を「目に見
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、 職場復帰の可否等に関す

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく用するものです。この書類は、患者本人から会

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

機能障害（記憶障害）

遺症として軽度ないし中等度の記憶障害があります。
題ありませんが、新しいできごとを覚えられないこ
のことを同時に行うと作業記憶の問題もあり、前の記
混乱しやすくなります。他の高次脳機能障害の症状は

はしません。ただ、後遺症として残っており改善は
ます。

ませんが、記憶障害の経過観察のため、3 か月ごと
ます。

の健康への悪影響は見込まれない）
上の措置があれば可能）
の継続が望ましい）

身体機能には問題ありませんので、補助ツール（例
モ等）の活用など記憶障害に対する配慮があれば業
ます。
ご本人だけに任せるのではなく、何らかサポート
よいと存じます。
ミスがないよう最大限の努力をすると思われます。精
度を考慮して 6か月程度は残業を控えた方がよい

機能障害の一つであり、「目に見えない障害」です。
場同僚の理解を得ることが望まれます。
オープンにコミュニケーションを図ることで、出来る
える」ようにすることが大切です。

○日から 6 か月

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使
社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 補助ツールの活用、周囲のサポート体制など、就業継続のために必要な取組がある場合、対応を検討
  - 上司や同僚等の理解・協力が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 病気が再発した場合などは、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

事例３（脳卒中）：両

従業員 氏名	△△△△	
所属	資材管理部資材管理課	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・検査入院結果、くも膜下出 ・過去の記憶には問題はな に行うと作業記憶の問題 知能は問題ない。 ・再発がなければ進行はし ・定期内服はない。 ・記憶障害の経過観察のた	
期間	勤務時間	就業上の措
1～6 か月目	8：30 ～ 17：30 （1 時間休憩）	定時勤務 3 か 月ごとの 残業・深夜勤 業務軽減（リ
7 か月目～	8：30 ～ 17：30 （1 時間休憩）	定時勤務 3 か月ごとの 残業は解禁 深夜勤務・遠 1 人での勤務
業務内容	・ 従来と同一業務ならび ト体制や理解の促進、業 は分担し軽減を図る。 ーム内にリーダー代理	
その他 就業上の 配慮事項	・ 再復帰後は、疲労等を考 ・ 記憶障害という「目に見 の理解を得る必要があ ・ 日常業務においては、記 メモなどの記憶補助ツ 僚と情報共有するなど	
その他	・ 産業医とは(主治医との 等を確認する。 ・ 産業医との面談に合わ 要に応じてプランの見 ・ 労働者においては、通院 人からの訴えや労働者 人事部まで連絡のこと。 ・ 業務への影響を考慮し、 ならびに支援体制をき	

上記内容について確認しました。

○○
○○
○○
○○

立支援プランの記載例

作成日：○○○○ 年○○月○○日

生年月日	性別
○○○○年○○月○○日	男
従業員番号	△△△△△△

血後の後遺症として軽度ないし中等度の記憶障害がある。
いが、新しい出来事が覚えられない。複数の事を同時
もあり、前の記憶があいまいになり混乱しやすくなる。

ないが、後遺症として残っており、改善は期待しにくい。

め、３か月ごとの定期受診を行う。

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
通院配慮要 務・遠隔地出張禁止 ーダー代理との分担）	３か月ごとの通院 （症状：記憶障害）
通院配慮要 （但し徐々に増やす） 隔地出張禁止 には要配慮	３か月ごとの通院 （症状：記憶障害）

に役割（チームリーダー）を継続するが、周囲のサポー
務遂行への影響の見極めなどを考え、業務量について
特に、チームリーダーとしての管理業務については、チ
を配置する。

慮し、約６か月間は残業を控える。
えない障害」に対する理解や配慮について、職場同僚
り、職場における研修を実施する。（産業医）
憶障害への対応として、スマートフォンの録音機能や
ールの活用、納入時期や締切などの重要事項をPCで同
の対応を行う。

面談以外に）定期的に面談し、業務遂行状況や健康面

せて、 産業医・本人・上司・人事部で面談を行い、必
直しを行う。（面談予定日：○月○日○～○時）
を継続し、自己中断をしないこと。上司や同僚は、本
の状況・体調等について気になる点があればすみやかに

業務上の関係者には（本人同意の上）本人の記憶障害
ちんと理解しておいてもらうこと。

○○年○○月○○日　（本　人）　○○○○
○○年○○月○○日　（所属長）　○○○○
○○年○○月○○日　（人事部）　○○○○
○○年○○月○○日　（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 記憶障害の程度・見通しや、通院の予定など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- これまでと同様の業務を継続するが、今後６か月間は時間外労働を控えるため、リーダー代理と一部業務を分担するプランを設定
- 通院時間を確保できるよう、配慮事項を記載
- くも膜下出血の再発に備え、１人での勤務には注意するよう記載

- 上司・同僚等が障害に関して理解するよう、労働者本人の同意を得て、上司・同僚等を対象とした研修の実施を明記
- 日常業務において活用されるよう、想定される補助ツール等を具体的に明記

- 労働者の様子を見ながら適時プランの見直しや通常勤務に戻すため、産業医との面談実施について明記
- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例４　脳卒中後、高次脳機能障害を認め、治療と仕事の両立に向けた検討を行った事例

Dさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
40歳代 男性	脳出血	薬物療法	中小企業	正社員 （鉄鋼業、 生産工程職）	嘱託産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Dさんは、従業員数が200名ほどの製造業の企業に勤務する40歳代男性である。Dさんは製造２部に配属されており、ライン作業の中でプレス機器を操作して打ち抜き、曲げ加工等を行うほか、鋼や銅などの被加工剤の運搬、製品の運搬作業にも従事している。作業場は熱処理工程があり、夏場は冷房を入れても室温が30度以上になることがある。立ち仕事が中心であり、体力的な消耗は大きい。職場の人間関係は良好であり、勤務経験が長いこともあり、Dさんは現在の職場に愛着を持っている。

週５日勤務であり、1日当たりの所定労働時間は8時15分～17時15分（休憩１時間）の8時間である。時間外労働はほぼないが、まれに２～３時間ほどある場合がある。

嘱託の産業医が１名おり、月１回来社する。

イ　両立支援を行うに至った経緯

脳出血を発症したDさんは、入院当初から復職希望があったが、左半身の重度麻痺と注意障害のため早期復職は困難であった。発症から1年後に杖なしで歩行できるくらいまで回復したため、再度、本人、産業医、上司とで話し合うこととなった。

話合いの結果、左半身の麻痺が残っているため、プレス作業自体は困難と考えられたが、配置転換することで復職が可能かどうか検討することとした。

（２）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Dさんと産業医、上司とで復職について話し合い、安全に業務を遂行できることを前提として、復職に向けて検討することとした。検討にあたり、今までのプレス作業等は難しいのではないかと考えられたことから、工場内の他の業務についても洗い出し、作業転換の候補とした。その上で、仕事に影響する障害に関する内容、どのような作業であれば可能かどうか、職場で必要な配慮は何か等について、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Dさんに仕事の内容や職場環境、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

意見書には、左半身麻痺に伴って動作や姿勢が制限されること、注意障害への対応に関しては職場において確認が必要であること、プレス作業は難しい見込みであるものの、技術者としての経験を活かした就労継続であれば可能であると考えられること等について記載した。また、通院への配慮が得られるよう、通院の頻度についても記載した。なお、日常生活は自力で可能な状態まで回復しており、通勤も公共交通機関を利用して可能であると見込まれることから、その旨を明記した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Dさんと産業医、上司とで話し合った結果、事務作業へ作業転換して復職することとした。復職後１か月目までは体力面に配慮し、短時間勤務により経過を観察することし、問題がなければ２か月目以降は通常勤務に戻すプランとした。復職後は１か月ごとに本人と産業医、人事部とで面談を行い、必要に応じてプランを見直すことにした。

エ　職場復帰支援プラン作成後の経過（補足）

復職２か月後にプランの評価を行ったところ、注意障害の影響により、ツールを活用しても物忘れやミスが生じた。本人も事務作業の経験がなくストレスを感じていたことから、本人との十分な話し合いのもと、退職することとした。

退職に当たっては、身体障害者手帳や障害年金等、利用可能な制度の紹介を行い、制度利用申請や再就職支援について病院の医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）に相談することにした。

退職が決まった段階で、病院のMSW、障害者就業・生活支援センターと連携して支援を行うこととなった。

退職後は障害年金による生活支援、障害者就業・生活支援センターと協働した就業支援の結果、作業所を経て障害者雇用で新規就労した。

（３）その他留意事項

病気の罹患により障害が残った場合においても、主治医や産業医等の医師の意見を勘案し、本人と十分に話し合った上で、治療と仕事の両立を図ることが望ましい。しかしながら、就労により病気の増悪、再発や労働災害が生じる恐れがある場合には、復職や就労継続に関して慎重な判断が求められる。治療と仕事の両立が困難であると判断した場合においては、産業保健総合支援センターや障害者就業・生活支援センター、地域障害者職業センターをはじめとした関係機関に支援を求める等により、職業訓練や障害者雇用などの新規就労の検討につながるよう配慮することも支援の１つとして想定される。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、安全衛生の観点から、障害の特徴を加味した注意が必要な業務内容や作業環境について確認

- 通院スケジュールを勘案して、復職後の通院は有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 労働者の身体状況や作業環境を踏まえ、復職の可否や必要と考えられる就業上の措置等を検討
  - 安全衛生の観点から注意が必要な障害について、その症状や対症法など、情報提供すべき事項を検討
  - 労働者の意向も確認しながら、どのような仕事であれば可能か検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

○○○○　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
生にご意見をいただくための従業員の勤務
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	機械部品製造作業員
職務内容	・職場である製造２的には、ライン作打ち抜き、曲げ加搬、製品の運搬作 ・作業場は熱処理工になります。 ■体を使う作業（軽作 ■寒冷場所での作業
勤務形態	■常昼勤務　□二交替
勤務時間	８時 15 分　～17 時 （多忙期には残業２～
通勤方法 通勤時間	■徒歩　■公共交通機 （通勤時間は電車と徒
休業可能期間	○○○○年○○月○○ （休業中は、傷病手当
有給休暇日数	残 10 日間。半日ある
その他 特記事項	・当社は嘱託産業医を ・後遺症として障害は期間はどの程度考え ・現在の状態で、元のて、問題がないでした指導業務や検品作 ・復職後、体調や健康頻度・期間について
利用可能な制度	傷病休暇・病気休暇

上記内容を確認しました。
○○○○年○月○日

○○○○年○月○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

（製造２部所属）
部において、プレス加工に従事しています。具体
業の中で、プレス機器を操作し機械部品の成型、
工等を行っています。鋼や銅などの被加工材の運
業もあります。
程があり、夏場は冷房を入れても室温が30度以上

業）　■長時間立位　■暑熱場所での作業
■機械の運転・操作

勤務　□三交替勤務　□その他（　　）

15分（休憩１時間。週５日間。）
３時間程度／日あり。）

関（着座不可能）
歩で通勤、片道50分）

日まで（１年６か月間）
金が支給されます）

いは時間単位での休暇を取得できます。

選任しております。
残りますか。退院後の通院やリハビリを含めて、休職
ておけばよいでしょうか。
仕事（立ち仕事、プレス作業あり）に復帰するに際し
ょうか。難しい場合、例えばこれまでの経験を生かし
業、事務作業などがありますが可能でしょうか。
面で配慮すべきことはありますか。通院やリハビリの
は如何でしょうか。

（本人署名）　○○○○

株式会社○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 安全に業務を遂行できることが復職の前提となるため、危険業務（機械の運転・操作）や作業環境についても記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載

- 労働者本人と話し合い、復職に際して事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 配置転換の可能性がある場合、他の業務内容の例示があると主治医は意見を書きやすい

- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書に記載されていた業務内容や他の作業候補を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 元の業務内容が困難と考えられる場合、職場から提案された業務内容から可能と考えられる業務内容や必要な配慮を記載
  - 復職後も通院が必要な場合、通院への配慮が得られるよう、今後の治療方針や通院頻度を記載
  - 職場のみでの検討が難しいことが予想される場合、医療機関において相談や問い合わせを受け付ける旨を記載すると、労働者や事業者にとって参考になる

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載し、記載時点で措置期間を超えることが予想される場合には、○か月後に再検討といった記載も有効
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解･把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
復職に関する意見	□ 復職可　☑ 条件 ・左上下肢麻痺が残存 ・今後、リハビリテーールなどの薬物治療
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・通勤は公共交通機関 ・軽度ですが左上下肢制限があります。 ・軽度の注意障害が残えています。実用性 ・元通りのプレス作業験を生かした指導業 ・元職場が無理ならば、
その他配慮事項	・薬物治療のため1～ ・長時間の立位作業は境にご配慮ください。 ・ご不明な点があれ
上記の措置期間	○○○○年○○月

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関す

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく用するものです。この書類は、患者本人から会

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

付き可　□ 現時点で不可

していますが、日常生活は自力で可能な状態です。
ションのための通院は必要ありませんが、血圧コントロ
のための通院は必要です。

の利用で可能と思われます。
麻痺が残存するため、両手動作やしゃがみ込み姿勢には

存していますが、メモの利用などで対処できないかと考
については現場での判断をお願いします。
への従事は難しいかもしれませんが、技術者としての経
務や検品作業等であれば可能かと思います。
事務作業への配置転換も考慮いただければと思います。

２か月に１回程度の平日通院が必要です。
難しいと思われます。椅子の用意などとともに休める環

ばお問合せください。

○○日　～　○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使
社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって復職が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 業務内容の変更が必要な場合、本人の経験を生かした業務や、移行しやすい業務への転換等を検討
  - 注意障害への対処について、職場での対応を検討
  - 通勤方法の変更が必要な場合、対応を検討
  - 病気が再発した場合などは、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定
- 措置期間中であっても、復職後に労働者の状況が変わる場合もあり、状況に応じた対応が必要

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	製造２部	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・左上下肢麻痺が残存する ションのための通院は不 (平日1回／1～2か月)が ・両手動作やしゃがみ込み 業等に従事)への復帰は困 ・具体的には事務作業を約 か確認する。	
期間	勤務時間	就業上の措置
１か月目	9：15 ～ 15：15 (1時間休憩)	復職、短時間勤 通院日の休暇 作業転換(事務
２か月目	8：15 ～ 17：15 (1時間休憩)	通常勤務に復帰 残業1日当たり 通院日の休暇取 作業転換(事務
業務内容	・復職に際しては適正配置 部内の事務作業に変更す	
その他 就業上の 配慮事項	・長時間の立位作業は難し 憩を認める。	
その他	・１か月ごとに産業医･本人 しを行う。(次回面談予定 ・労働者においては、通院・ 変化に留意し、 体調不良 ・上司においては、本人から すみやかに人事部まで連	

上記内容について確認しました。

○○
○○
○○
○○

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

も、日常生活は自力で可能、通勤は可能。リハビリテー
要、血圧コントロールなどの薬物治療のための通院
必要。
姿勢には制限があり、原職（製造２部にてプレス加工作
難が予想され、配置転換を含めた作業変更を行う。
１か月間実施し、復帰作業（職場）の遂行に問題がない

・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
務、残業禁止 取得に配慮 作業等）	１回／１～２か月通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、注意集中力低下等）
１時間まで可 得に配慮 作業等）	１回／１～２か月通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、注意集中力低下等）

の観点から、負荷軽減とともに作業転換を行い、製造２
る。

いため座位での事務作業を主とし、体調に応じて適時休

・人事部で面談を行い、 必要に応じてプランの見直
日：○月○日○～○時）
服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の
の訴えは上司に伝達のこと。
の訴えや労働者の体調等について気になる点があれば
絡のこと。

○○年○○月○○日 （本　人） ○○○○
○○年○○月○○日 （所属長） ○○○○
○○年○○月○○日 （人事部） ○○○○
○○年○○月○○日 （産業医） ○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 障害の程度や通院の予定など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 元の業務は困難であると予想されたため、事務作業に転換し、問題がないかどうか確認するプランを設定
- 最初の１か月目は短時間勤務とし、問題がなければ２か月目から通常勤務（時間外労働に制限あり）に戻すことを目標として設定
- 通院頻度や症状などについても参考情報として記載

- 体調に応じて休憩を取ることができるよう、適時休憩を認める旨を明記

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：肝疾患）

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドラインP.12「様式例集」）の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

＜構成＞

事例１　B型肝炎でインターフェロン治療の開始に伴い、一時的に業務内容の調整を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例２　C型肝炎の治療終了後、経過観察中に肝がんが見つかり、シフトの調整等を行いながら、入院と通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例３　肝硬変の治療中、合併症を発症したため、業務内容の変更などを行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

※肝疾患の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 肝疾患の治療には、規則正しい生活、栄養バランスの取れた食事、適度な運動による肥満防止、禁酒・節酒などが重要であり、体調に応じて夜勤や時間外労働を免除するなどの一時的なシフトの調整、あるいは勤務体系の変更が必要となる場合がある。ただし、個別に必要な就業上の措置や治療への配慮は異なるため、主治医や産業医の意見を勘案して対応を検討することが重要である。
- ウイルス性肝炎は通常の日常生活や就業の範囲では感染することはないが、職場の関係者が感染のリスクについて誤った認識を持つことがあり、就業の継続のための理解や協力が得られにくい場合もある。そうした誤った認識は、労働者本人からの支援の相談や申出を妨げる要因にもなりうる。このため、事業者は必要に応じて肝炎に対する正しい知識の啓発を行うことが重要である。
- 両立支援の実施に当たり、職場の関係者等に対して労働者の状況について説明が必要である場合には、労働者本人の同意のもと、支援に必要な情報に限って説明することが求められる。その際、診断名は必ずしも必要な情報ではないことについて留意が必要である。
- なお、肝疾患は症状や障害の程度に応じて、様々な医療費助成制度や、生活支援制度を利用できる場合がある。（詳しくはガイドラインP.17 ～ 19参照）

事例１　B 型肝炎でインターフェロン治療の開始に伴い、一時的に業務内容の調整を行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
３０歳代 男性	B型肝炎	薬物療法	中小企業	正社員 （商社、営業職）	嘱託産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Aさんは、従業員数が60名ほどの、日本食の輸出を取り扱う専門商社に勤務する30歳代男性である。Aさんは営業１課に属しており、日本食の買い付けから商談、輸出までを担っている。入社10年目で中核人材として活躍しており、上司からも頼りにされている。Aさん自身は仕入れ先と顧客との板挟みに苦労しながらも、やりがいを感じている。また、Aさんは妻との２人暮らしであり、家計を支えるためにも自分が頑張らなくてはと思い、日々仕事に励んでいる。

1日当たりの所定労働時間は９時～ 17時45分（休憩1時間、週５日間）である。食品の買い付けのための国内の出張のほか、海外顧客との商談のため長期の海外出張もある。

嘱託産業医が１名おり、月１回来社している。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Aさんは20歳代のころ、虫垂炎治療のために入院したことがきっかけでB型肝炎が見つかった。幸い無症候性キャリア（B型肝炎ウイルスに感染しているが、肝炎の症状がない状態）であったため、経過観察のために半年に1回病院を受診し、検査を受けていた。Aさんは病気のことを入社時の健康診断の問診で申告していたものの、通院には有給休暇を使って対応しており、特別な配慮は必要なかったことから、職場の上司や同僚等には伝えていなかった。

ある日の検査で、Aさんは慢性肝炎と診断され、医師からインターフェロン治療を勧められた。医師からは、治療のためには毎週１回の通院が必要であり、出張は控える必要があるとの説明があった。Aさんは職場に迷惑がかかるのではないかという懸念とともに、知人から治療の副作用が強いという話を聞いたこともあり、治療を受けることにためらいがあり、上司に相談することにした。

上司がAさんの同意を得て、人事部に相談したところ、産業医にも意見を求めて、治療と仕事の両立に向けて検討することとした。

（２）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Aさんと上司、産業医、人事部とで話し合い、通院して治療を受けながら仕事を続けるために必要な就業上の措置や配慮を検討するために、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。具体的には、仕事柄、不規則な勤務になりやすい特徴を伝えた上で、海外出張や国内出張は可能か、時間外労働は可能か、通院日はどの程度の時間を確保すればよいか等について確認することとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに仕事の内容や職場環境、治療開始に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

可能な限り規則正しい生活が送れるような業務の調整が望ましいこと、通院日が確保できれば出張は差し障りがないこと、通院日は数時間から半日の時間が必要であること等について明記した。また、Aさんは副作用に対して強い不安を覚えていることから、副作用に関しては病院の看護師が対応することも明記した。仕事の状況に応じて通院日や時間帯、通院先は調整可能な場合がある旨も記載した。

なお、人によっては治療が合わず中止・変更する場合があることも記載した。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Aさんと上司、産業医、人事部とで話し合った結果、原則、通院には時差出勤を活用すること、長期の出張は制限するが、体調に問題がなければ短期間の国内出張は認めることとした。体調に配慮し、治療開始後しばらくは時間外労働、休日出勤を制限するとともに、定期的に産業医がAさんと面談し、治療方針の変更があった場合などには、プランの見直しを行うこととした。

なお、長期出張の制限にあたり、同僚と業務調整をすることにした。そのため、本人の同意を得て、上司から同僚に業務調整が必要なことを説明し、理解・協力を求めた。説明の際、詳しい病名は伝えず、１年ほど毎週通院が必要であることや想定される副作用など、長期出張の制限が必要となる症状等について情報提供を行った。

（3）その他留意事項

B型肝炎治療の１つとしてインターフェロン治療がある。この治療は週１回の通院が１年ほど続く。ある程度期間が決まっているため、その期間の通院時間が確保できるような勤務制度や休暇制度の整備が重要である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、出張など、業務上必要な要件について確認

- 通院スケジュール及び年次有給休暇が時間単位で利用可能であることを踏まえ、通院は有給休暇で対応可能であることを労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 出張などの就業内容が過度に制限されることがないよう、通院時間確保のために必要な配慮を検討
  - 副作用に関して、現時点で記載できる内容や職場で必要と考えられる配慮を検討
  - その他、治療を続ける上で必要な情報を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

○○○○病院　○○○○先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
先生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区
職　　種	営業職
職務内容	日本各地から食材を買っています。国内･海外の関係で､不規則な勤務 ☑ 車の運転　☑ 対人業務
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替
勤務時間	9 時 00 分～ 17 時 （時間外・休日労働の （国内・海外出張の状
通勤方法 通勤時間	･公共交通機関（着座 ・通勤時間：３０分
休業可能期間	○○○○年○○月○○ （給与支給　☑ 有り
有給休暇日数	残 18 日間
その他 特記事項	・嘱託産業医が月一回 ・月に数回程度、顧客 ・以下の点についてご －海外出張（ 10 日 たほうがいい場合、 張の時は休日に移 が必要でしょうか。 －通院に要する時間 か。 －治療による副作用 らかの配慮や休暇
利用可能な 制度	☑ 時間単位の年次有給

上記内容を確認しました。
平成○○年○○月○○日

平成○○年○○月○○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○月○日

い付け、海外顧客との商談、輸出までの交渉・事務を行
への短期及び長期出張が頻繁にあります。海外との時差
時間や時間外労働が多い職務です。
☑遠隔地出張（国内）　☑海外出張

勤務　□三交替勤務　□その他（　　）

45 分（休憩 1 時間。週 5 日間。）
状況：５０時間／月程度）
況：１０日／月程度）

不可能）

日まで（○○○日間）
○日間支給　□無し）

来社しています。
の接待等で深夜までの飲食があります。
教示ください。
間程）や国内出張（数日間）は可能でしょうか。控え
どの程度の期間控えるとよいでしょうか。なお、出
動することもあります。時間外労働についても制限

はどの程度でしょうか。通院日は１日休みでしょう

について、どのような症状がありますか。業務上何
等は必要でしょうか。

休暇 ☑傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度

（本人署名）○○○○

株式会社○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容を継続することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 就業継続の可否について主治医の意見を確認するに当たり、不規則な勤務になりやすいこと、時間外労働が多いこと、出張があること等、仕事の特徴を記載
- 必要に応じて、休業可能期間のうち、給与補償を受けられる期間を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例１（肝疾患）：治療の継続や就業継続の可否等について

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載

- 現時点で記載可能な治療の予定を記載
- 治療の中止や変更の恐れがある場合はその旨を明記
- 治療終了後も通院などのために職場での配慮が必要と想定される場合には、治療後の見通しについても記載

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 通院への配慮が得られるよう、通院頻度や時間を記載
  - 副作用の症状を記載する際は、個人差があることや症状が一定でないなど、留意が必要な点も記載
  - 規則正しい生活が送れるようにするなど、治療や健康管理のために必要な事項があれば具体的に記載

- 副作用に関する質問・相談への対応や、通院日等に関する調整など、医療機関側で対応可能なことについて記載すると、労働者や事業者にとって参考になる

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解･把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区
病名	B 型慢性肝炎
現在の症状	現在、肝機能異常をありませんが、このまする危険があります。る必要があります。
治療の予定	• ペグインターフェ要です。治療は１き１～２時間程度４週に１回は検査１回は詳しい検査 • 人によって治療がる場合があります。 • 治療終了後も、１のため通院が必要
退院後／治療中の就業継続の可否	□可 ■条件付きで可 □現時点で不可
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	• 注射や検査のため、週間以上の長期出ださい。 • 副作用としては、不振、うつ症状なります。多くの場や倦怠感などの副服用や、仕事を休 • 不眠による遅刻なすので、病院を受 • 現在の業務の変更ることができるよ慮をお願いします。
その他配慮事項	• 多くの場合仕事のあわせて年次有給 • 副作用の症状に関 • 通院日・時間や通応じて、ご本人を
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、 患者が病状を悪化させること
用するものです。この書類は、患者本人から

主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

認め、肝臓の炎症が持続しています。日常生活には問題
ま炎症が持続すると、将来的に肝硬変、肝がんを発症
そのため、炎症を抑えることで病気の進行を抑制す

ロンを皮下注射します。そのため毎週１回の通院が必
年ほど続きます。通院時間は、最初の８週は１回につ
を要します。その後は原則 30 分～１時間程度ですが、
のため１～２時間ほど要します。また、３～６か月に
のため半日を要する日があります。
合わないこともあるので、途中で治療を中止・変更す

か月に１回、落ち着けば数か月から半年に１回、検査
になります。

（職務の健康への悪影響は見込まれない）
（就業上の措置があれば可能）
（療養の継続が望ましい）

48 週の間毎週通院する必要があります。従って、１
張は控え、毎週欠かさず通院できるように配慮してく

発熱、頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、筋肉痛、食欲
ど多くの症状が考えられますが、人により程度は異な
合は特に処置は必要ありませんが、週によっては発熱
作用が急に強く出たりする場合があり、解熱剤などの
むなどの対応が必要になる場合があります。
ど、勤務状況に変化がある場合はうつ症状が疑われま
診させるようご配慮ください。
は必要ありませんが、できるだけ規則正しい生活を送
うに業務内容の調整や、時間外労働を減らすような配

継続は可能ですが、副作用が強い場合は本人の体調に
休暇の取得などの配慮をお願いします。
する質問や相談等があれば当院看護師が対応します。
院先は調整可能な場合がありますので、仕事の状況に
通じてご連絡・ご相談ください。

○日　～○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

する意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

なく治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使
会社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認
- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項について、対応必須のものか望ましいものかを確認
  - 出張の調整など働き方の変更が必要なものについては対応可能性を検討
  - 体調管理やうつ症状の早期発見のためなどに、上司等の協力が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 治療の中止や変更に伴い、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意
- 通院日・時間や通院先など、労働者を通じて主治医に相談可能なことについて確認
- 措置期間後は必要に応じて主治医の意見の確認やプランの見直しを行うことを想定
- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認
- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を適切に取り扱う

従業員氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・ペグインターフェロンの ・最初の2か月間は3時間／社の往復１時間を含む）また、3～6か月に1回は ・治療期間は48週（1年間） ・治療期間中は副作用とし食欲不振、うつ症状など ・なお、途中、治療を中止 ・治療終了後も定期的な通	
期間	勤務時間	就業上の措置
～ 2か月目	9：00 ～ 17：45 （1時間休憩）	毎週月曜日の ※午前半休（休暇を利用） 月曜日を含む残業・深夜勤
3か月目～ 1年目	9：00 ～ 17：45 （1時間休憩）	毎週月曜日の ※時差出勤制間早くする 月曜日を含む残業・深夜勤
業務内容	・業務内容の変更なし。	
その他就業上の配慮事項	・治療方針の変更があったで見直す。 ・止むを得ない事情により代理出張者を立てる。 ・副作用による多様な症状	
その他	・産業医と定期的に面談を ・本人においては、通院を継意し、体調不良の訴えは ・上司においては、本人からに人事部まで連絡のこと。 ・治療終了後に関しては、必めて両立支援プランを検	

上記内容について確認しました。

○○
○○
○○
○○

立支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

注射を週１回（通院）
日、以降は２時間／日の通院治療が必要(通院先⇔会
※その後4週に1回は検査のため1～2時間ほどを要する。
検査のため半日ほどを要する
の予定
て発熱、頭痛、吐き気、めまい、倦怠感、筋肉痛、
多くの症状が出る可能性が考えられる
・変更する可能性あり
院が必要となる見込み

・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
み 13：00～17:45 時間単位の年次有給 出張の禁止 務・遠隔地出張禁止	週１回通院・インターフェロン注射（症状：発熱・頭痛・吐き気等） ※午前中受診
み 08:00～16:45 度で始業時間を１時 出張の禁止 務の禁止	週１回通院・インターフェロン注射（症状：発熱・頭痛・吐き気等） ※夕方受診 ※4週に1回、３～６か月に１回の検査日は有給休暇（午前中）を利用

場合、本両立支援プランを産業医、上司、本人、人事部

月曜日(通院日)にかかる出張が必要な場合、職場から

が見込まれるため、体調に応じて、適時休憩を認める。

行う。
続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に留
上司に伝達のこと。
の訴えや体調等について気になる点があればすみやか
人事部は産業医に報告すること。
要に応じて、産業医、上司、本人、人事部において改
討する。

○○年○○月○○日（本　人）　○○○○
○○年○○月○○日（所属長）　○○○○
○○年○○月○○日（人事部）　○○○○
○○年○○月○○日（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 通院や体調面への配慮を行うために、通院頻度や治療期間、副作用として様々な症状がありうること等、必要な情報を整理

- ２か月目までは週１回は午前半休による通院を想定
- その後も治療を継続する場合には、仕事への影響（有給休暇日数や給与面等）も考慮し、通院日は時差出勤を活用し、夕方に受診できるプランを設定
- 現時点の目標として、治療終了後（２年目）は通常勤務に戻ることを設定

- 治療方針の変更等に応じて適時プランの見直しを行うなど、プランの見直しの時期等に関して記載
- 通院日と出張日が重なった場合の対応方針など、あらかじめ取り決めた内容があれば記載
- 必要時に休憩が取れるよう、体調に応じて適時休憩を認める旨を明記

- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例２　C 型肝炎の治療終了後、経過観察中に肝がんが見つかり、シフトの調整等を行いながら、入院と通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Bさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
60歳代 男性	C型肝炎 肝がん	ラジオ波焼灼療法 薬物療法	中小企業	契約社員 （警備会社、 交通誘導警備員）	なし

（１）事例の概要

ア　基本情報

Bさんは、従業員数が30名ほどの警備会社に勤務する60歳代男性である。定年後、再雇用制度により契約社員として勤めて1年ほど経過している。従業員は交通誘導警備班（建設現場や工事現場等の交通誘導）と施設警備班（ビルや駐車場等の施設警備）に分けられており、Bさんは交通誘導警備班に所属している。Bさんは勤務経験が長く、元気で面倒見がよい性格から、同僚や後輩に慕われている。

交通誘導警備班の仕事は天候に関係なく屋外での勤務が中心であり、月に数回の夜勤と日勤のシフト制であることから、体力を要する仕事である。シフトは各従業員の希望を踏まえて作成されるほか、急きょ休暇が必要になった場合でも同僚等と調整して取得しており、概ね希望どおり休暇を取ることができる。なお、産業医は選任されていない。

イ　両立支援を行うに至った経緯

数年前、Bさんは自ら受けた肝炎ウイルス検査がきっかけで、C型慢性肝炎であることが判明した。医師からの勧めでインターフェロンフリーの飲み薬による治療を行い、無事SVR（C型肝炎ウイルス持続陰性化）になった。なお、肝炎に対する偏見が怖かったため職場には報告せず、平日の休みを利用して通院、治療を受けていた。

１年ほど経過した頃、定期検査で肝がんが見つかり、ラジオ波焼灼術を受けることとした。経過観察の通院を欠かさず行っていたため、幸い早期のがんであり、治療自体は４日ほどの入院期間で済むとのことであった。しかし、主治医から、治療後１週間ほどは自宅療養し、職場復帰後は規則正しい生活を送るよう指示があった。また、手術後も２～３か月に１回の通院が必要との説明があった。

Bさんはがんが見つかったことでひどく落ち込み、妻も大変心配していた。Bさんは長年携わっている仕事にやりがいを感じており、老後の生活のためにもできるだけ長く働きたいと考えていたが、今回の入院で1週間程度の有給休暇の希望を出さねばならず、退院後もこれまでのように屋外での仕事ができないのではないかと思い悩んでいた。今まで病気のことを会社の人間に知らせたことはなく、会社に迷惑をかけると思い、離職するという選択肢も考えた。

主治医に相談したところ、医療ソーシャルワーカー（以下、MSW）を紹介された。MSWから治療と仕事の両立について教えてもらい、まずは上司に相談するよう助言があった。そこでBさんは上司に肝がんが見つかったこと、今度の治療の見通しを伝えて今後の働き方について相談した。

上司は産業保健総合支援センターにも意見を求めながら、対応を検討することとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Bさんと上司とで話し合った結果、入院や通院のためにシフト調整をするに当たって必要な情報を確認するとともに、退院後もこれまでと同様の仕事ができるかどうか、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Bさんに仕事の内容や職場環境、就労継続に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

意見書には入院や通院の配慮が得られるよう、現時点での治療予定や要する時間等について具体的に記載した。また、肝がんは再発の可能性が高いことから、定期的な通院による検査が重要であることも明記した。Bさんが交通誘導警備班での仕事の継続を希望していることから、当該業務を継続するに当たり、治療後は倦怠感が強いため適時休憩をとる等の配慮が望ましいこと、体調面・通院への配慮のためにしばらくは規則正しい生活ができるよう、夜勤回数を減らす等の対応が望ましいことなどを明記した。

また、病院ではMSWが患者からの相談窓口となっているため、治療と仕事の両立に関する相談には病院のMSWが対応することも記載した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Bさんと上司とで話し合った結果、入院・自宅療養には有給休暇を活用することとし、復職後しばらくは夜勤と土日勤務は免除することにした。また、治療や通院頻度が落ち着いた頃に元の勤務に戻ることを長期的な目標とした。プランの内容は産業保健総合支援センターの助言を得ながら作成した。

シフトの調整や休憩時間の確保が必要であったため、本人の同意を得て上司から同僚等に状況を説明し、理解・協力を求めた。上司は日々の体調を確認するようにし、本人から相談しやすい環境づくりを心掛けることとした。

（3）その他留意事項

肝がんは再発しやすい病気であり、再発の早期発見ができるよう、定期的な通院による検査が必要となる。そのため、通院に必要な業務調整や有給休暇の取得等への配慮が重要である。

なお、各都道府県に設置されている産業保健総合支援センターでは、治療と仕事の両立支援に関する支援を無料で行っている。全ての事業場において産業保健総合支援センターの利用は可能だが、特に、産業医が選任されておらず、専門的な観点から助言が得られにくい事業場においては、産業保健総合支援センターを活用することも有用である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、屋外勤務であることから作業環境や休憩のとりやすさについても労働者に確認

- 入院や通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 屋外勤務や交代制であることを踏まえ、交通誘導警備業務を継続するために必要と考えられる配慮を検討
  - 体調管理や治療継続のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

○○○○病院　○○○○先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
先生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区
職　　種	警備業
職務内容	交通誘導警備員。建 天候に関わらず屋外 ☑長時間立位　☑暑熱場
勤務形態	基本は日勤、月に４回
勤務時間	・8 時 00 分　～　17 ・夜勤は 20 時 00 分
通勤方法 通勤時間	自動車通勤、片道 30
休業可能期間	○○○○年　○月　○ ※給与支給なし。ただ
有給休暇日数	残　15 日間
その他 特記事項	当社には産業医がおり 1) 本人は、慣れた交通 の連続立ち作業のため に休憩・食事をとるこ がないか、ご意見をお 施設警備業務もありま 望んでおりません。 2) 復帰後の体調管理や ・入院期間、退院後の ・退院後の通院頻度と ・夜勤や土日勤務の可 ・その他、体調や健康
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給 □短時間勤務制度 □その他（

上記内容を確認しました。
平成○○年○○月○○日

平成○○年○○月○○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○月○日

設現場、道路工事現場で交通誘導を行っています。
での立ち作業が主で、体力が必要な業務です。
所での作業　☑寒冷場所での作業

ほど夜勤があるシフト制。土日勤務あり。

時00分（休憩1時間。週5日間）
～5時00分（休憩1時間）

分

日まで
し、休業期間中は傷病手当金の支給あり

ません。以下の点についてご教示ください。
誘導警備業務の継続を希望していますが、屋外で
体力面が心配です。交代制のため、決められた時間
とになっています。これまでと同様の働き方で問題
聞かせください。ちなみに弊社にはビルなどの屋内
すが、経験がないため本人は現時点では配置転換を

治療の継続支援のため以下について教えて下さい。
自宅療養期間の目安
受診に要する時間
否
面で配慮すべきことがあればご教示ください

休暇　☑傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
）

（本人署名）○○○○

株式会社○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者・事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容を継続することを念頭に、具体的に仕事の内容を記載
- 復職の可否について主治医の意見を確認するに当たり、立位での作業であること等、仕事の特徴を記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（1日、半日、時間単位）等を記載

- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 労働者の要望・意向があれば、記載しておくと主治医が意見を検討する際の参考になる

- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例２（肝疾患）：職場復帰の可否等について主治医

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 入院や通院のスケジュールを記載する際は、職場での配慮が得られるよう、記載可能な範囲で具体的に記載
  - 副作用の症状を記載する際は、個人差があることや症状が一定でないなど、留意が必要な点も記載
  - 規則正しい生活が送れるようにするなど、治療や健康管理のために必要な事項があれば具体的に記載

- 治療と仕事の両立に関する相談に対応可能である場合には、相談窓口などを記載すると、労働者や事業者にとって参考になる

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解･把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○○
復職に関する意見	□ 復職可 ☑ 条件付 現在、肝硬変の合併症せん。下記の点につき
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	1）配置転換につきま水、肝性脳症、食交通誘導警備業られた休憩時間を 2）今回の入院（ラジ週間程度の自宅 ・退院後は経過観察CTなどの画像検査が必要です。 ・肝機能が安定してお能です。ただし、肝た症状が見られや院に配慮し、規則的ご検討ください。まう、ご配慮くださ ・一般的な注意になり十分な休息と睡眠
その他配慮事項	上記の通り、定期的なその際の休業に対すご不明な点や両立に医療ソーシャルワー
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関す

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく用するものです。この書類は、患者本人から会

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日
区		

き可 □ 現時点で不可（休業：～　　年　月　日）

（腹水、肝性脳症、食道静脈瘤など）は認めていま
ましてご配慮いただいた上で復職可能と考えます。

して：肝機能が安定しており、肝硬変の合併症（腹
道静脈瘤など）が認められていないため、現在の
務の継続は可能と考えます。ただし、勤務中、決め
きちんと取ることが必要です。
オ波焼灼術）は4日ほどを予定しており、退院後は1
療養を指示いたします。
のため、2～3か月に1回の定期通院が必要です。
の場合は半日、血液検査＋診察ならば3時間程度

り、合併症を認めなければ、夜勤や土日勤務は可
がん治療後は、倦怠感が強く、疲れやすいといっ
すい傾向にあります。復職後しばらくは体調面・通
な生活ができるよう、夜勤回数を減らすことについても
た、立ち仕事で疲れた時には、こまめに休めるよ
い。
ますが、生活習慣を整えて、バランスのよい食事、
時間の確保が大切です。

通院と、再治療の場合には入院が必要となります。
る配慮をお願いいたします。
当たってご相談などがあれば、ご本人を通じて当院の
カーまでお尋ねください。

○日　～　○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使
社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって復職が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項について、対応が必須のものか、望ましいものかを確認
  - 休憩の確実な取得のためにシフトの調整を行う等、現場関係者や同僚等との調整が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 再治療の場合など、治療の予定は変更の可能性があり、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意

- 両立支援に関して、労働者を通じてMSWに相談可能なことについて確認

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○　○○	
所属	交通誘導警備係	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・退院後１週間自宅療養し、 ・退院後は再発予防のため、毎回３時間～半日程度の合には、再治療のために ・治療後は倦怠感や疲れやみながら段階的に業務を	
期間	勤務時間	就業上の措置
１～2 か月目	8：00～ 17：00 （1 時間休憩）	・残業・夜勤 ・複数人員が配 ・休憩時間を確
3 か月目	同上	・残業禁止 ・複数人員が配 ・休憩時間を確 ※夜勤時は 20
4 か月目	同上	・通常勤務に復 ・休憩時間を確
業務内容	・交通誘導警備業務 ただし、復帰後3 か月はこが配置された現場を担当	
その他 就業上の 配慮事項	・体調が安定するまでは○時立ち仕事で疲労感が強い時 ・上記配慮について、担当現 ・通院日に希望休暇が取得	
その他	・職場復帰 2 週間後、その必要に応じてプランの見には、配置転換を含めた ・上司は、本人からの訴えやる。 ・必要に応じ担当の医療ソ	

上記内容について確認しました。

○○
○○
○○

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○○年○月○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

○月○日に復帰予定とする。
2～3か月に1回の定期通院の継続が必要。通院には時間を要する。経過中に再発等、病状の悪化を認めた場入院が必要となる場合がある。
すさが生じやすいため、体調面に配慮し、体力の回復を増やしていく必要がある。

・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
・土日勤務禁止 置された現場を担当 実に確保させる	1か月後に受診 （症状：倦怠感、疲れやすさ等）
置された現場を担当 実に確保させる ：00～5：00	2～3か月に1回の定期通院 （症状：倦怠感、疲れやすさ等）
帰 実に確保させる	2～3か月に1回の定期通院 （症状：倦怠感、疲れやすさ等）

まめに交代して休憩時間を確保できるよう、複数人員してもらう

間ごとに交代し、○時間に○分は必ず休憩する。また、に適時休むことを認める
場の同僚に限定して情報を共有する
できるようシフト調整を行う

後は1か月ごとに本人・上司・人事部で面談を行い、直しを行う。交通誘導警備業務の身体負担が大きい場合検討を行う。
体調等について気になる点があれば人事部まで連絡す

ーシャルワーカーに連絡を取り連携を図る。

○○年○○月○○日（本　人）○○○○
○○年○○月○○日（所属長）○○○○
○○年○○月○○日（人事部）○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、産業保健総合支援センターの助言のもと、労働者本人との話合いを踏まえて職場復帰支援プランを作成
- 入院や治療の予定など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 1～2か月目は時間外労働、夜勤、土日勤務を禁止し、徐々に通常の勤務に戻すことを目標として設定
- 休憩時間を確実に確保できるよう、一時的に現場や交代時間を変更するなど、復職に際して必要な就業上の措置等を明記

- 休憩時間を確保するため、労働者の状況について同僚等に説明が必要な場合には、必要な範囲に限定して説明する旨を明記

- プランの見直しの時期や面談の実施時期を記載
- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載
- 治療と仕事の両立に関して利用可能な相談先があれば、具体的に記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例３　肝硬変の治療中、合併症を発症したため、業務内容の変更などを行いながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
５０歳代 男性	肝硬変	薬物療法	大企業	正社員 （製造業、 生産工程職）	専属産業医 ・保健師

（１）事例の概要

ア　基本情報

Cさんは、従業員数が1000名超の製造業の企業に勤務する50歳代男性である。Cさんは工場内で製造ラインにリフトで部品を供給する業務に就いており、基本的には１人で作業する。リフトの動線上は作業者の歩道と交差する箇所もあるが、これまで事故を起こすようなことはなかった。

週５日勤務であり、夜勤もあるシフト制勤務である。健康管理部門には常勤の専属産業医1名、保健師1名がいる。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Cさんは40歳の時に職場の健康診断がきっかけで糖尿病が見つかり、土曜日や平日休みを活用しながら近所の診療所で治療を受けていた。薬による治療に加え、食事指導も受けていたが、独身で自炊が苦手なことから外食に偏りがちであった。そのような中、診療所での治療中に非アルコール性脂肪肝炎（NASH）を原因とする肝硬変が疑われ、総合病院を紹介された。総合病院で検査を受けたところ肝硬変が進行していることが分かり、その後は総合病院で糖尿病と肝硬変の治療を受けることになった。しかし、総合病院は診療所よりも遠方にあり、また土曜日は休診であったことから受診しづらく、１年ほど受診できない日々が続いていた。

ある日、Cさんが出勤時刻になっても出社しないので職場の上司がCさんに電話をかけたところ、ろれつが回らず要領を得ない状況であった。心配した上司がＣさんの自宅を訪問したところ、失禁して倒れているCさんを見つけたため、救急車を要請、Cさんは病院へ搬送された。病院で肝性脳症と腹水貯留が確認されたため急きょ２週間ほど入院することとなった。退院から2週間後の検査でも症状の改善が認められたため、主治医からは復職可能であること、ただし夜勤は避けたほうがよい、と話があった。

Cさんは夜勤をしないと収入が減るばかりか、長年リフト運転に従事しており別の業務への異動は難しいと感じており、仕事を辞めされられるのではないかと心配になった。Cさんは、主治医から紹介された病院の医療ソーシャルワーカーに相談し、職場への相談方法について助言を得たうえで、所属長に相談することとした。相談を受けた所属長はCさん、産業医、人事部と話し合い、復職後の働き方について検討することとした。

（２）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Cさんと産業医、上司、人事部とで今後の働き方について話し合った結果、通院への配慮や健康管理のために必要な情報を、勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。特にリフト運転や通勤時の自家用車の運転の可否や、夜勤の制限が一時的なものかどうか等を確認することとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんに仕事の内容や職場環境、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

肝性脳症が悪化した場合の症状や判断の目安を記載し、必要であれば病院を受診させるよう協力を求めた。肝性脳症を起こした場合は判断能力が低下するおそれがあり、夜勤は可能な限り避けること、リフト運転や周囲に誰もいない環境で作業することは避けることも記載した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Cさんと産業医、上司、人事部とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し、安全確保のためにリフト運転や夜勤は避け、また、通勤方法も自家用車からバスへ変更することとした。代わりに、これまでの経験を活かし、リフトの配車やメンテナンスの担当に配置転換することとした。復職後１か月は身体的な負荷を軽減するため、担当者から配車やメンテナンスの教育を受ける期間とした。

肝性脳症を起こした場合に備え、Cさんの同意を得て、産業医から、「肝臓の病気の影響でいつもと違う行動や危険な行動をする場合がある。異変に気づいたら上司に伝えること」を同僚に説明し、協力を求めた。

なお、病院受診の間隔にあわせて２週間に一度、本人と産業医や保健師との面談を行うこととし、必要に応じてプランの見直しを行うこととした。

（３）その他留意事項

経過によっては、入退院を繰り返し、長期の支援が必要となる場合がある。あらかじめ、休みが必要になった場合の業務の調整方法や、出勤を認める条件について、本人と十分に話し合った上で決めておくなどの対応が望ましい。また、夜勤ができなくなることで収入が減少する場合もある。労働組合の共済金や健康保険組合の傷病手当金制度など、利用可能な制度等を労働者に情報提供するなどの支援も有用である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に、作業環境や不規則な勤務の状況について、労働者に確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 肝性脳症などの労働者の病状と、業務内容や作業環境を踏まえ、必要な就業上の措置や配慮について意見を検討
  - 判断力の低下などの症状が見込まれる場合には、業務内容が過度に制限されないように配慮した上で、労働者本人や周囲の安全確保の観点から必要な就業上の措置についても検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容につ
生にご意見をいただくための従業員の勤
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○町
職　　種	構内リフト運転手
職務内容	リフトを運転し、製 作業場所はライン作 ☑車の運転
勤務形態	□常昼勤務　☑二交替
勤務時間	・昼勤 8 時 15 分　～ ・夜勤 20 時 00 分 ～ ※時間外・休日労働は ※残業は 1 日 30 分～2
通勤方法 通勤時間	自動車、通勤時間：
休業可能期間	弊社就業規則上、病気 産業医による面談にて、 可否を判断します。休 ※休業期間中は給与支 ※支給期間は同一傷病
有給休暇日数	残 15 日間（半日単位 毎年○月○日に発生、
その他 特記事項	常勤の産業医･保健師が 下記の点につき、ご意 1. 今後の通院の頻度・ は、 半休対応か全 2. 職場が注意 してお 3. 休職前の業務（リフ 復職直後は不可能で （業務の一時的な変 かを判断するためで 4. 残業･休日出勤は可 なるか。 5. 車通勤は可能か。 6. 重量物の 取り扱い
利用可能な 制度	傷病休暇・病気休暇

上記内容を確認しました。
平成○○年○○月○○日

平成○○年○○月○○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

いて職場で配慮したほうがよいことなどについて、先
務に関する情報です。

	生年月日	○○年○○月○○日

造ラインに部品を供給します。基本的に一人作業です。
業者用の横断歩道もあります。
☑機械の運転・操作

勤務　□三交替勤務　□その他（　　）

17 時 00 分（休憩 45 分。週 5 日間。）
翌 5 時 00 分（休憩 1 時間。週 5 日間。）
生産状況によって変動します。
時間まで、休日労働は土曜日、隔週で最大月 2 回です。

15 分

での欠勤が 1 か月を超える場合は、主治医意見をもとに
医学的な復職可能の判断を経たのち、人事部が復職の
職期間は最長で○か月です。
給なし、傷病手当金○%
名で支給開始から 1 年 6 か月まで

で取得可能）
年間付与日数 20 日、有効期限 2 年

おります。社内で復職後の業務や対応を検討するため、
見をください。
期間･1 回の受診にかかる時間。（受診にかかる時間
休対応かを検討するためです。）
くべき症状や体調。至急受診が必要となる状況。
トの運転、昼夜勤務）は可能か。
も、経過によっては可能となるか。
更でよいか、キャリアプラン自体を見直す必要がある
す。）
能か。復職直後は不可能でも、経過によっては可能と

など、運動強度はどの程度なら可能か。

（本人署名）　○○○○

株式会社○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 復職の可否について主治医の意見を確認するに当たり、リフト運転や夜勤があること、１人作業であることなど、仕事の特徴を記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載

- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について明記**
- 質問・相談する理由も記載すると、主治医は意見を記載しやすい

- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

医療機関が作成する際のポイント

- 人事部等の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 産業医が選任されている場合は、情報を正確に伝えるために必要に応じて専門用語も使用する
- 勤務情報提供書に記載されていた復職後の働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職についての検討が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 入院や通院のスケジュールを記載する際は、職場での配慮が得られるよう、記載可能な範囲で具体的に記載
  - 早期に病院の受診を促すべき目安があれば、具体的に記載
  - 規則正しい生活が送れるようにするなど、治療や健康管理のために必要な事項があれば具体的に記載
  - 治療と仕事の両立支援に関する相談に対応可能である場合には、相談窓口などを記載すると、労働者や事業者にとって参考になる

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解･把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○町
復職に関する意見	□ 復職可　☑ 条件付 糖尿病および非アルコ 対する治療を継続し、 て復職を認める。
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	1. 糖尿病と肝硬変症 後は４週ごとの通 めに午前8 時には め、正午ごろまで 2. 肝性脳症は薬物療 り、肝性脳症が顕 の作業は避ける。 止する。このため 脳症が顕在化した の症状が出現する て産業医に相談の は、自宅で肝性昏 お、肝性脳症が再 3. 症状が安定してい 取り扱いは危険を 4. 規則的な食事とこ 避けていただきた の間に分割食とし る。また、残業に る必要がある。休 る。 5. 1～2 週ごとに産業 を確認するのが望 いなどがあれば腹
その他配慮事項	復職直後､体力が回復 を確保するよう配慮 ご不明な点や相談があ ご連絡ください　。
上記の措置期間	○○○○年○○月○
上記内容を確認しました。 ○○○○年○○月○○日	

上記のとおり、職場復帰の可否等に関す

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく
用するものです。 この書類は、患者本人から会

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

き可 □ 現時点で不可（休業：～　　年　月　日）

ール性脂肪肝炎に起因する非代償性肝硬変の症候に
仕事内容、職場環境などを整備することを条件とし

の加療のため、当初は２週間ごと、病状が安定した
院が必要である。空腹時の採血ないし画像検査のた
来院し、検査が終了して朝食摂取後に診察を行うた
病院に拘束される。
法で顕在化を予防しているが、潜在性脳症の状態にあ
在化した際に気づけるよう、周囲に誰もいない環境で
また、車の運転、危険を伴う機器を利用した作業は禁
通勤に際しても、自家用車の運転は禁止する。また、
場合は、ろれつが回らない、つじつまが合わないなど
ため、同僚、上司が見守りを行いながら、必要に応じ
上、早期に受診させる必要がある。無断欠勤した場合
睡を発症している可能性を考慮していただきたい。な
発した場合は２週間程度入院する可能性がある。
る時は、特に運動等の制限はない。しかし、重量物の
伴い、避けるべきである。
れに伴う服薬が重要であり、可能な限り残業、夜勤は
い。なお、やむを得ず夜勤をする際には、夕食と朝食
て、肝不全用経口薬を摂取する時間を設ける必要があ
際しても、夕食等の時間が遅くならないように配慮す
日出勤は生活習慣が安定していれば、制限は不要であ

医や保健師の面談を受けて、腹水、肝性脳症の有無
ましい。体重が増加し、ズボンと靴のサイズがあわな
水貯留の可能性がある。

するまでの期間は、疲労を訴えた際に休息する場所
をお願いする。
れば、本人を通じて当院の医療ソーシャルワーカーまで

○日　～　○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使
社に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって復職が可能と考えられるかどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項について、対応が必須のものか、望ましいものかを確認
  - 通勤方法や業務内容について、変更が必要なものがあれば対応を検討
  - 肝性脳症が再発した場合の早期発見や安全確保のために、上司や同僚等の協力が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 病気が再発した場合などは、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・入院・自宅安静により症 ・○○○○年○月○日より ・今後定期通院が必要。 通院間隔：当面２週間 通院時間：診察で半日、 ・肝性脳症は再発の可能性	
期間	勤務時間	就業上の
1～2 か月目	8：15 ～ 17：00 (45 分休憩)	・残業、休日出 ・受診日を確認 ・上司による日 ・産業医や保健 実施し、体調、 を確認する ・業務内容： 1 か月目…担 ス 2 か月目…担 ナ
3 か月目 以降	8：15 ～ 17：00 (45 分休憩)	・配車・メンテ 担当者からの ・受診日を確認 ・上司による日 ・主治医意見・ もとに残業・ 業を行わせる る） ・病状悪化・入
業務内容	・通勤手段：自家用車からバ ・勤務体系：昼夜勤務から常 ・業務内容：リフト運転から （周囲に誰もいない環境で	
その他 就業上の 配慮事項	・同僚に対して「肝臓の病気 その場合は上司へ伝えるこ ・復職直後は疲労を訴えた際	
その他	・本人：通院・服薬は主治医 体調の変化に留意し、 ・職場：1) ろれつが回らない、 に産業医まで連絡 2)遅刻・無断欠勤の 3)その他気になった	

上記内容について確認しました。

○○
○○
○○
○○

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

	生年月日	性別
	年　月　日	(男)・女
	従業員番号	○○○○

状は改善。
復職予定。

ごと、安定していれば４週間ごとになる。
通院を含めると一日を要する。有給休暇で対応する。
があり、再発した際は２週間程度入院する可能性がある。

措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
勤禁止 し、業務調整を行う 々の体調確認 師との面談を2週間ごとに 通院状況、業務遂行状況 当者から配車･メンテナン 業務について教育を受ける 当者とペアで配車･メンテ ンス業務に従事	２週間ごとの受診（有給休暇） ※２か月目以降は、状況によっては４週間ごとの受診
ナンス業務（必要に応じて サポートを受ける） し、業務調整を行う 々の体調確認 産業医や保健師との面談を 休日出勤の可否を検討（残 場合は、夕食時間に配慮す 院時は、プランを見直す	２週間ごとの受診（有給休暇） ※状況によっては４週間ごと 受診時に、必要に応じて残業、 休日出勤の可否について確認

スへ変更。
昼勤務へ変更。
リフトの配車・メンテナンス業務へ変更。
の一人作業・危険を伴う機器・重量物を取扱う業務はない）

の影響でいつもと違う行動や危険な行動をすることがあり、
と」を説明。
は、休憩室を利用させる。

の指示に従い、自己中断をしないこと。
体調不良の際は上司に伝えること。
つじつまが合わないなどの症状を認めた場合は、すみやか
のこと。
場合は直ちに本人の状況を確認する。
ことはメモを本人に渡し、受診の際に主治医に情報提供する。

○○年○○月○○日　（本　人）　○○○○
○○年○○月○○日　（所属長）　○○○○
○○年○○月○○日　（人事部）　○○○○
○○年○○月○○日　（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医、産業医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえて職場復帰支援プランを作成
- 入院や治療の予定など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- １か月目は時間外労働、休日出勤を禁止とし、徐々に勤務時間を延ばし、業務負荷を増やすプランを設定
- 上司による日々の体調確認や産業医面談についても明記。産業医面談は病院受診の間隔にあわせて設定

- 主治医意見書において避けるよう指示のあったリフト運転、自家用車による通勤、夜勤、周囲に誰もいない環境での作業は行わないことを明記

- 肝性脳症が疑われる場合の対応など、同僚等の協力が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、説明する内容・対象者を明記
- 本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：難病）

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドラインP.12「様式例集」）の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は疾病の種類や個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

＜構成＞

事例１　全身性エリテマトーデス（SLE）の診断後、体調面にも配慮しながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例２　潰瘍性大腸炎（UC）の再燃による入院後、一時的な配置転換を行いながら、治療と仕事の両立を目指す事例

事例３　HTLV-1 関連脊髄症（HAM）の診断後、症状の進行に備えて、長期的に治療と仕事の両立に関する方針を検討する事例

※難病の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 難病は聞きなれない病名や限られた情報から、「働くことが難しいのではないか」といった誤解を生じやすい。主治医から正しい情報を得た上で、労働者本人と人事労務担当者、産業保健スタッフ、上司等との関係者間で話し合い、関係者ができるだけ納得を得られるような形で対応することが望ましい。特に、難病に対する誤った理解は、無用な差別や、労働者本人のこれまでの就業経験や意向などを考慮しない形での過剰な就業制限につながる恐れがある。こうした対応は、若年の難病患者の場合、職業生活におけるキャリア形成にも影響を及ぼす恐れがある。
- 難病の場合、他者には、痛みや倦怠感、疲労や発熱など症状の有無や程度が外見からは分からない場合が多い。そのため、主治医から正しい情報を得た上で、上司等から労働者本人に声掛けを行うなど、労働者本人が配慮の申出を行いやすい環境を整えることも重要である。
- 病状によっては急な発熱などの体調の変化も予測されるため、体調不良時に休息できる、急な欠勤に対してもフォローができるなどの体制を整備することが望ましい。また、体調不良時は、早めに受診し主治医の意見を仰ぐことで、体調の悪化を防ぐことが可能であることから、受診に対する申出があった場合には、通院時間の確保等の配慮を行うことが重要である。
- なお、病状や体調が安定している場合であっても、定期的な通院を継続することにより、診察や検査を受けることが重要である。また、定期的な通院に加え、検査のために別途通院が必要となる場合があることに留意する。必要に応じて、事業者は、周囲の同僚等に通院の必要性を説明するなど、理解や協力が得られるよう努めることが望ましい。
- 進行性の疾病の場合、将来に対する不安から過剰反応することなく、進行の見通しを確認し、現在と当分の間の対応と将来への長期的プランを分けて考えることが重要である。
- 症状が進行して従来の業務の遂行が困難になった場合、あるいは困難になる見通しがある場合には、在宅勤務の導入等、勤務形態の変更を検討するなど、労働者本人の意欲と能力を最大限活用できるようにすることも重要である。

事例１　全身性エリテマトーデス（SLE）の診断後、体調面にも配慮しながら、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
３０歳代 女性	全身性エリテマトーデス	薬物療法	中小企業	正社員 （印刷業、事務職）	なし

（１）事例の概要

ア　基本情報

Aさんは、従業員数が40名ほどの印刷工場に勤務する30歳代女性である。会社は営業部、製造部、管理部からなる。Aさんは総勢5名の管理部に所属し、経理関係の仕事を１人で担当している。

所定労働時間は8時30分～ 17時30分（休憩1時間、週５日間）であり、繁忙期には１か月当たり時間外労働時間が45時間程度、休日出勤も２日程度ある。通勤は自家用車で片道15分程度である。

Aさんが勤務する事業場は従業員規模が小さいため、産業医は選任していない。

イ　両立支援を行うに至った経緯

ある日Aさんが倦怠感や発熱などの体調不良がきっかけで病院を受診したところ、SLEと診断された。主治医からは特に仕事の制限はなく、定期的な通院や服薬の継続、十分な睡眠時間の確保など、疲労やストレスを溜めないことが重要であることについて、簡単な説明を受けた。

Aさんは上司（管理部長）にSLEと診断されたこと、通院が必要であること等を伝え、両立支援の申出を行った。相談を受けた上司は当初驚き、本当に仕事を続けさせて大丈夫かどうか不安になったが、労働者本人から医師の説明内容を聞いて、通院への配慮や体調不良時の休憩など、適時対応することとし、Aさんの体調に配慮しながら、これまでどおり仕事を続ける方針とした。

診断からしばらく経った後、上司が定年退職となり、上司が変更になった。新任の上司はAさんがSLEと診断されていることは引き継ぎで把握していたものの、特に就業上の制限は不要と聞いており、目に見える症状もないことから、特段の対応は行っていなかった。一方、病状が安定していたことから、主治医は治療薬の減量を進めていた。

そうした中、Aさんは、年度末の繁忙期で時間外労働が続いていた。Aさんは、疲労の蓄積を感じていたものの、責任感から無理を重ねた結果、40度近い高熱が出てしまい、1週間の緊急入院と１週間の自宅療養を余儀なくされた。残った仕事は不慣れな同僚がフォローし、何とか期日までに書類作成を終わらせることができた。

Aさんは改めて新任の上司に自身の疾病について説明し、治療と仕事の両立について相談した。2週間の突発休で同僚に負担をかけることになったため、Aさんはとても申し訳なく思っていた。上司も、急な体調不良による欠勤が生じる可能性があるので、同僚と仕事の共有をするためにも、Aさんの疾病のことを、同僚に説明した方が良いのではないかと感じていた。

相談を受けた新任の上司は就業上の措置や配慮をどのように検討すればよいか、普段、社員の健康管理のことで相談をしている地元の地域産業保健センターに相談したところ、産業保健総合支援センターを紹介されたため、上司は産業保健総合支援センターに相談して、対応することにした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

上司は、産業保健総合支援センターから、主治医に対してAさんの病状に関する意見書の作成を依頼してはどうかという助言を得た。Aさんと上司は今後の働き方について話し合い、仕事を継続する上でどのような配慮が必要であるかを勤務情報提供書を通じて主治医に確認することにした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに仕事の内容や職場環境、不安に思っていることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

仕事に影響を与えるような症状がない場合でも通院と治療の継続が重要であるため、通院への配慮が得られるよう、通院の必要性と頻度を明記した。座席配置など職場環境への配慮事項も記載した。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Aさんと上司との間で話し合った結果、業務内容の変更は行わないが、上司が日々体調を確認しながら、必要に応じて時間外労働の制限等を検討することとした。なお、職場復帰後、最初の１か月は短時間勤務ができるよう、社内制度も整備した。あわせて、通院が必要であること、体調不良時などに突発的な休暇が発生した場合に業務を引き継げる体制（チーム担当、ファイル整理等）が必要であることから、Aさんの同意のもと、上司から同僚に対して疾病や職場における配慮事項について説明を行うこととした。また、職場復帰後３か月目以降はAさんの意向も踏まえ、フルタイムでの勤務が可能で体調が安定していることを条件として、体調に応じて自宅でも仕事ができるように社用パソコンの持ち出し等も検討することとした。

（3）その他留意事項

SLEをはじめとした難病の中には、治療初期に入院加療を要する場合があるが、定期的な通院等により病状が安定していれば、必ずしも就業制限が必要とは限らない。ただし、このような病状が安定した状態は、服薬や無理のない仕事内容や勤務条件、職場の理解・配慮によって適切に維持される必要があるため、両立支援が重要である。

SLEにおいて日光（紫外線）過敏症を合併している場合には、座席配置を調整する、屋外作業を避けるなど、直射日光（紫外線）にさらされないようにするなどの配慮が必要となる場合もある。また、寒冷にさらされることで手足の血液循環が悪くなる場合がある。そのため、空調や座席配置を調整する、個人用暖房器具を使用するなど、寒冷にさらされないようにするなどの配慮が必要となる場合もある。なお、SLEの治療経過中に股関節の骨の一部が壊死する場合があり、重量物運搬の制限などが必要になる場合がある点に留意する。

医療機関が確認する際のポイント

- 疾病への影響に留意し、どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化・再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○
職　　種	事務職員
職務内容	パソコンを使った経 ４半期末（３、６、９、
勤務形態	☑常昼勤務　□二交
勤務時間	8時30分～17時30 ※繁忙期には月間の ます。 ※国内・海外出張は
通勤方法 通勤時間	自動車通勤（通勤時
休業可能期間	○○年○○月○○日 （給与支給　□有り
有給休暇日数	残 20 日間
その他 特記事項	事業所規模が小さい 治療と仕事の両立を します。 健康面や職場での治 いてご教示ください。 • 就業（デスクワー • 今後出現する可能 • 就業（デスクワー の可能性 • 就業時間や残業時 • 症状や治療（副作 • 入院の可能性 • 通院の頻度や治療 • その他就業上で配
利用可能な 制度	□時間単位の年次有 □短時間勤務制度 □その他（

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

理業務で、デスクワークです。
12 月）が繁忙期です。
替勤務　□三交替勤務　□その他（　　）
分（休憩 1 時間。週 5 日間。）
残業時間が45時間程度で、休日出勤も2日程度あり

特にありません。
間：15分）
まで（18か月間）
☑無し 傷病手当金○%（□休業中の賞与））

ため産業医は選任しておりませんが、取り扱う情報は
目的としてのみ活用し、プライバシーに配慮して管理

療と仕事の両立のための配慮にあたり、以下の点につ

クや外勤）の継続の可否
性のある症状とその時期の見通し
ク、外勤、出張、残業、休日出勤等）の病状への影響

間の制限等の就業上の配慮事項
用等）の仕事への影響や職場での留意事項

期間の見通し
慮すべき点
給休暇　□傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
）

（本人署名）　○○○○

○○○○印刷
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 職場復帰の可否について主治医意見を確認するにあたり、繁忙時の労働時間など、仕事の特徴を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（1 日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認したうえで署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例 1（難病）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 外見からわかりづらい症状は具体的に記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
- 入院の可能性がある場合は、必要となる期間などを含めて、事業者が見通しを立てやすいようにその旨を明記

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 業務内容や作業環境について、配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 症状について記載する際は、症状は変動する、具体的な症状は、外見上は判断がしにくいため労働者本人によく確認する、といった注意点も記載
  - 労働者が職場に相談しやすい環境づくりのため、上司等からの声掛け、同僚への説明など、必要な取組を記載
  - 通院などのために職場での配慮が長期にわたり必要と想定される場合には、今後の治療方針について、通院頻度等を含めて記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○

病名	全身性エリテマトーデス
現在の症状	治療開始後、病気のコントロ おりましたが、過労の影響も 養および治療薬の再増量で回 状は認められません。ただし、 得ます。
治療の予定	現在、病状は安定しています 当面月 1～2 回ほどの通院が れば数か月に 1回ほどの通院 おいては、病状変化の程度に
退院後／治療中の就業継続の可否	☑可　（職務の健康 □条件付きで可（就業上の措 □現時点で不可（療養の継続
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・就業（デスクワークや外勤） →継続は可能です。 ・今後出現する可能性のある →発疹など客観的に見える は気づきにくい症状が多 ますが、今後、これらの す。 ・就業（デスクワーク、外勤、 →基本的には制限の必要は さらされることにより病 要です。 ・就業時間や残業時間の制限 →基本的に就業制限は必要 りますので、注意が必要 残業が過度にならないよ ・症状や治療（副作用等）の →治療薬の影響で免疫が低 ると思われますが、過度 場合によってはマスク着 です。 ・その他就業上で配慮すべき →次の「その他配慮事項」
その他配慮事項	・現在までのところはっきり があります。その場合には、 を避ける必要があります。 ・寒冷刺激で血液循環障害を のような場合には、空調や いでしょう。 ・本人以外、症状の有無や程 けも重要です。 ・対応で不明なことがあれば、
上記の措置期間	○○○○年○○月○○日

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日　（本人署名）

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等
○○○○年○○月○○日　（主治医
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく
するものです。この書類は、患者本人から会社

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

ール状況が良好となったため治療薬の調整（減量）を行って
あり病気が再燃してしまったようです。2週間の入院/自宅療
復しており、現在、通勤や業務遂行に影響を及ぼすような症
治療薬調整中であるため、前回のように急な発熱などがあり

が、外来通院と治療の継続が必要です。治療薬調整のため、
必要と思われますが、治療法が固定され、病状も安定してい
でよくなる可能性もあります。ただし、特に治療薬調整中に
より入院治療を要する場合もあります。

への悪影響は見込まれない）
置があれば可能）
が望ましい）

の継続の可否

症状とその時期の見通し
症状もありますが、発熱・全身倦怠感・関節痛など本人以外
いと思われます。現在は全く症状のない良い状態が続いてい
症状がゆっくり、あるいは急に出現してくることもあり得ま

出張、残業、休日出勤等）の病状への影響の可能性
ありません。ただし、過労・日光（紫外線）あるいは寒冷に
状悪化につながる可能性がありますので、本人への確認が必

等の就業上の配慮事項
ありませんが、疲労の蓄積が病気の悪化をもたらすことがあ
です。残業が続いたことで体調が悪化した経緯があるので、
うご配慮ください。
仕事への影響や職場での留意事項
下し、インフルエンザなどの感染症にかかりやすい状態であ
の対応は必要なく、一般的な対応、つまり手洗い・うがい、
用程度でよろしいと思われます。職場の方々においても同様

点
で回答します。

していませんが、日光（紫外線）過敏症を合併している場合
直射日光を避けるために座席配置を調整したり、屋外作業

起こす場合があります。手指が真っ白になったりします。そ
座席配置の調整、あるいは個人用暖房機などで対応すると良

度が分からないことが多いので、上司等からの本人への声掛

本人を通じて当院の相談窓口までお問合せください。

～　○○○○年○○月○○日

○○○○

に関する意見を提出します。
署名）　○○○○
治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用
に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認
- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 座席や屋外作業、空調など、作業環境の調整が必要である場合、対応を検討
  - 周囲が気づきにくい症状の場合、労働者が職場に相談しやすくなるよう、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 症状が再燃した場合などは、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意
- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定
- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認
- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・2週間の入院/自宅療養およ ・当面月 1～2回ほどの通院 ・発熱・全身倦怠感・関節痛 ・基本的には就業制限の必要 ・過労・日光（紫外線）ある 性があるので、本人への確	
期間	勤務時間	就業上の措
2 週目	8：00 ～ 12：00	短時間勤務 定期的な通院
4 週目	8：00 ～ 15：00 （1 時間休憩）	短時間勤務 定期的な通院
2 か月目	8：00 ～ 17：00 （1 時間休憩）	フルタイム勤 原則、残業・ 遠隔地（宿泊 禁止
業務内容	・業務内容の変更は行わない。	
その他 就業上の 配慮事項	・最初の 1 か月は短時間勤務 フルタイム勤務に移行可能 日々体調を確認し、適時残 ・3 か月目以降については、 ことも検討する。一定の残 出勤、遠隔地出張について ・3か月目以降、自宅でも仕 の許可を検討する。ただし、 きるまでは、自宅での業務 ・体調不良の際は適時休憩や ・通院時間が確保できるよう ・自家用車での通勤は許可す ・直射日光の当たらない場所、 変更。冬季については、空 更を含めて都度検討する。	
その他	・2 週間ごとに本人・上司で 談予定日：○月○日○～○ ・労働者においては、通院・ 変化に留意し、体調不良の ・上司においては、本人から すみやかに管理部長に報告 定期的なミーティングによ ること。 ・労働者同意のもと、上司か での配慮事項について業務 ・上司が異動する際は、両立	

上記内容について確認しました。

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	男・女
従業員番号	○○○○

び治療薬の再増量で、現在の体調は安定している。
が必要である。
など本人以外は気づきにくい症状が多い。
はない。
いは寒冷にさらされることで病状悪化につながる可能
認が必要。

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
への配慮	月 1～2 回の通院 内服治療
への配慮	月 1～2 回の通院 内服治療
務 深夜勤務・休日出勤・ ・残業を伴う）出張	月 1～2 回の通院 内服治療

を認める。その後面談により体調等の様子を見ながら
か検討する。過度の就業制限は行わないが、上司は
業時間制限等を行う。
本人の体調を確認しながら、残業については緩和する
業がこなせることが確認できた後に、深夜勤務、休日
の緩和を検討する。
事ができるように社内資料や社用パソコンの持ち出し
フルタイム勤務で体調が安定していることが確認で
については許可しない方針である。
早退ができるように調整する。
業務を調整する。
る。
エアコンの風が直接当たらない場所へのレイアウト
調の状態を確認して、できるだけ寒くない場所への変

面談を行い、必要に応じてプランの見直しを行う。（面
時）
服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調の
訴えは上司に報告すること。
の訴えや労働者の体調等について気になる点があれば
すること。また、必要時、業務を引き継ぎできるよう、
り業務の内容や進捗を共有するなど、業務体制を整え

ら同僚に対し、病気による症状や通院の必要性、職場
に関係する範囲で説明を行う。
支援プランの引継ぎを行う。

○○○○年○○月○○日（本　人）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（所属長）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（人事部）＿○○○○＿

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置として、配慮すべき内容と期間を設定
- ２か月目にフルタイム勤務（原則､残業等禁止）に戻すことを当面の目標として設定
- 通院頻度も参考情報として明記

- 作業環境の調整が必要な場合には、必要な配慮事項を記載
- 短時間勤務や在宅勤務を認める場合、利用条件をあらかじめ確認・検討の上、記載

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載
- 上司・同僚等による協力が得られるよう、症状や必要な配慮等に関する説明を行う場合は、労働者本人の同意を得て説明を行う旨を明記
- 上司の異動時の引継ぎなど、継続的な支援のために留意すべき点があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例２　潰瘍性大腸炎（UC）の再燃による入院後、一時的な配置転換を行いながら、治療と仕事の両立を目指す事例

Bさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
３０歳代 男性	潰瘍性大腸炎	薬物療法	中小企業	正社員 （出版社、記者）	嘱託産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Bさんは従業員数が150名ほどの出版会社に勤務する30歳代男性である。月刊誌の記者として働いており、中堅社員として上司・後輩から頼りにされる存在である。Bさんは今の職場や仕事を気に入っており、定年まで働きたいと考えている。

Bさんは裁量労働制が適用されていること、取材のため宿泊を伴う出張などの外出が多いことから、不規則な勤務になりやすい。さらに、締め切り間際には深夜まで残業することも多い。外勤時は車での移動が中心である。

Bさんが勤務する事業場は嘱託産業医を１名選任しており、月１回職場に来訪する。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Bさんは入社後、20歳代の頃に潰瘍性大腸炎を発症した。Bさん自身の希望により、上司や職場の同僚には病気のことは知らせておらず、産業医と定期的に面談等をしながら、病気とうまく付き合い、仕事に勤しんできた。

中堅社員として任される仕事が増え、業務繁忙が続くようになった頃、ストレスを感じる日が増えてきたが、Bさんは職場に病気を隠しているため、なかなか相談できずにいた。通院が途切れがちになり、内服薬が途切れることも出てくるようになった。

ある日、激しい下血が生じ、病院を受診したところ、主治医から治療のためしばらく入院が必要であると言われた。そこでBさんは上司に病気であること、入院が必要で、退院後の療養も含めて１か月から数か月休む可能性があることを伝えた。あわせて、体調が落ち着いたら元の仕事に復帰して続けたいことも伝え、治療と仕事の両立について相談した。相談を受けた上司は、入院中、必要な連絡や手続きがあれば上司が窓口となることをＢさんに伝え、退院して生活や体調が落ち着いた頃に、職場復帰に向けた調整を行うこととした。

入院後、無事退院したＢさんであるが、退院後は下痢や下血の回数が減少したものの、時に急激な便意を催すことがあり、直ちに以前のペースで記者の仕事をすることは難しいと感じた。療養中のBさんから退院後の仕事について相談の連絡を受けた上司は、人事・産業医にも相談しながら、両立のために必要な検討を行うこととした。

（２）様式例の記載例 - 初回プランの作成

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Ｂさん、上司、人事、産業医で復帰後の仕事について話し合った結果、Ｂさん自身が「直ちに以前のペースで記者の仕事をすることは難しい」と感じていることも踏まえ、元の仕事が可能かどうか、職場でどのような配慮が必要か等について、勤務情報提供書を通じて主治医の意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Ｂさんに仕事の内容や不安に思っていることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載されている質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

突然の下痢等の消化器症状がみられるため、外勤の多い記者の仕事にすぐに復帰することは難しいと判断されたが、症状が落ち着けば記者の仕事に復帰できることも明記した。消化器症状に関して、通勤ラッシュを避けること、内勤の場合の座席配置等、配慮が望ましい事項について記載した。また、仕事による症状の悪化を防ぐため、Ｂさんと話し合いながら、症状が悪化する要因を確認し、明記した。なお、Ｂさん自身は職場への病気の開示を望んでいないため、その旨も記載した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Ｂさん、上司、人事、産業医とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し、一時的に内勤に配置転換することにした。復帰当初は短時間勤務から始め、徐々に業務量・内容を拡大することとした。通勤ラッシュを避けるため、フレックス勤務を行うとともに、トイレに行きやすいよう、座席も変更することとした。病気のことは人事、産業医、上司限りとする旨を改めて確認した。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 電車での通勤や車での移動があること、不規則な勤務であることなど、症状による影響がある、もしくは症状に影響を与える可能性がある仕事の特徴を確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化の再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討
  - 労働者の意向も確認しながら、どのような仕事であれば可能か検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○
職　　種	月刊誌記者
職務内容	（作業場所・作業内容） ・通常の出勤は電車だが、 ・取材などで外勤や出張 ・締め切り間際には深夜 □体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 ☑車の運転 ☑遠隔地出張（国内）
勤務形態	□常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	9 時 00 分～18 時 00 分 ※内勤の場合、所定労働時 裁量労働制が適用されま ※現在、対象者は外勤で裁 め、月内でも忙しさにば することもあります。 ※国内の取材のための出張
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 ☑自動車　□その他 通勤時間：30 分 ※会社までは上記ですが、
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給　□有り　☑無し
有給休暇日数	残 10 日間
その他 特記事項	1回/月の頻度で嘱託産業医 本人は記者の仕事への復帰 無理のないよう段階的に復 するために以下の点につい ・これまでどおりの記者と ・難しい場合、どのような は可能です）。すぐに元 態になったら元の仕事が ・職場で必要な配慮、ある ・再度症状が悪化したり、 ・薬の副作用に関して職場
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給休暇 □短時間勤務制度　□在 □その他（上記にチェック

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

外での取材時は車移動が中心です。
が多く、不規則な勤務になりがちです。
までの残業となることが多いです。

□体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　☑対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　☑その他（裁量労働制）

（休憩１時間。週５日間。）
間は上記のとおり（フレックスタイム制）。外勤の場合、
す。
量労働が適用されており、月ごとに締め切りがあるた
らつきがあります。締め切り直前は深夜近くまで残業を

は頻繁に（週１回以上）あります。

（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能）

取材時は直行しますのでばらつきがあります。

（180 日間）
傷病手当金○%（□休業中の賞与））

と契約していますので、定期的な健康相談が可能です。
を希望していますが、不規則な勤務となりやすいため、
帰することを検討しています。就業上の措置等を検討
てご教示ください。
しての仕事の継続の可否
内容であれば問題がないか（内勤への一時的な転換など
の仕事に戻れない場合、いつ頃、あるいはどの程度の状
可能か。
いは制限が必要な事項について。
入院を要したりする可能性について。
で注意すべき事項について。

□傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度
宅勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
のない制度に関しても必要に応じて実施を検討します。）

（本人署名）　○○○○

○○○○株式会社
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要

- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 職場復帰の可否について主治医意見を確認するにあたり、電車での通勤や車での移動があること、不規則な勤務であることなど、仕事の特徴を記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載

- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 一時的な配置転換など、対応可能な選択肢があれば記載

- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認したうえで署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例２（難病）：【初回】職場復帰の可否等について主治医

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載
- 段階的に職場復帰する必要性がある場合、その旨を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 業務内容や作業環境について、配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 労働者本人にも確認しながら、症状が悪化する要因やその対応方法を具体的に記載
  - 症状について記載する際は、症状は変動する、具体的な症状を労働者本人によく確認する、といった注意点も記載
  - 一時的に業務内容や働き方を変更する場合、元の仕事に戻ることが可能となる目安を記載
  - 通院などのために職場での配慮が長期にわたり必要と想定される場合には、今後の治療方針について、通院頻度等を含めて記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○
復職に関する意見	□ 復職可　☑ 条件付 ・退院後すぐに復職は ・退院後の２～４週間 奨します。 ・直ちにこれまでの記 療効果を確認後、記
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・症状として、突然の 行く必要があること う、出社・退社時間 ・治療中で下痢等の症 があります。これに 内勤であることが望 となれば外の仕事も ・内勤となった場合、 す。 ・過度なストレスが原 の残業がストレスと で仕事が終わるよう を超えないようにし ・体調不良時に休息で ・内服や食事の時間が さい。
その他配慮事項	・通院は一生涯必要と ・2～4週に1回の定期 かります。内服は定 ・6か月～1年に1回は この際は通院に１日 ・症状が悪化した場合 ・治療薬の副作用とし ド剤を内服している ことが考えられます。 ・現在は本人の意向を ことを希望いたしま
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
平成　　年　　月　　日

上記のとおり、職場復帰の可否等に関す

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が 病状を悪化させることなく
するものです。この書類は、患者本人から会社

の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

き可　□ 現時点で不可（休業：～___年__月__日）

せずに、体調を整える必要があります。
程度の自宅療養の後に、まずは内勤からの勤務を推

者の業務に戻ることは避けて下さい。数か月間の治
者への復帰について検討することが可能です。

下痢等の消化器症状があります。通勤時にトイレに
が予測されるため、通勤ラッシュを避けられるよ
の配慮が望ましいと考えます。
状が続いている場合には頻繁にトイレに行く必要
対応するため、仕事の内容としては、しばらくは
ましいと考えます。症状が消失し体調が通常通り
可能です。
職場の座席はトイレに行きやすい場所が望まれま

因で症状が悪化する可能性があります。夜遅くまで
なる可能性があるため、復帰後しばらくの間は定時
配慮することが望まれます。1日の労働時間が8時間
て下さい。
きる体制があることが望ましいと考えます。
ある程度規則正しくなるよう仕事を編成してくだ

なる可能性があります。
通院が必要となります。1回の通院は半日程度か
期的にする必要があります。
下部消化管内視鏡検査（大腸カメラ）が必要です。
を要します。
には入院加療が必要となることがあります。
て腹痛、下痢、頭痛などが挙げられます。ステロイ
場合はインフルエンザなどの感染症にかかり易い

踏まえ、上司を除き同僚への病気の開示は行わない
す。

○日　～　○○○○年○○月○○日（6か月間）

（本人署名）＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

る意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用
に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 一時的に業務内容や働き方、通勤時間を変更する必要がある場合は、対応を検討
  - 再度主治医の意見を求める必要がある場合、その時期の目安等を確認
  - 症状が悪化する要因について記載がある場合、対応を検討
  - 同僚等への説明は労働者本人の意向を十分に踏まえて対応を検討
  - 業務内容や働き方を変える場合など、再度主治医の意見を求めることが望ましい場合がある点に留意

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・ 現在外来で内服薬の調整 通院には半日程度を要し ・ ６か月～１年に１回は下 ・ その後薬物療法による治 通院に移行予定。 ・ 薬剤の副作用として腹痛、 服している場合は感染症	
期間	勤務時間	就業上の措
２週目まで	３時間勤務	短時間勤務 通院日の時間 内勤への配置
４週目まで	６時間勤務 （1 時間休憩）	短時間勤務 通院日の時間 内勤への配置
２か月目	9：00 ～ 18：00 （1 時間休憩）	フルタイム 通院日の時間 内勤への配置 残業禁止
３か月目 以降	9：00 ～ 18：00 （1 時間休憩）	フルタイム 時間外労働 1 で（本人の体 通院日の時間 内勤への配置
業務内容	・ 当面の期間、記事原稿の ・ また、復帰当初は業務の 内容を拡大していく。	
その他 就業上の 配慮事項	・ 基本的な就業時間は上記 内でフレックス勤務とす ・ 職場の座席はトイレに行 ・ 内服や食事の時間がある	
その他	・ 復職後症状の改善にともじてプランの見直しを行 ・ 労働者においては、通院の変化に留意し、体調不 ・ 現在は本人の意向を踏ま	

上記内容について確認しました。

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

中で２～４週に１回の定期通院が必要です。１回の
ます。
部内視鏡の検査が必要です。
療の予定。月１～２回の通院数か月、その後月１回の

下痢、頭痛などが挙げられます。ステロイド剤を内
にかかり易いことが考えられます。

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
（３時間） 単位の休暇取得に配慮 転換	月 1～2 回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
（6 時間） 単位の休暇取得に配慮 転換	月 1 回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
（定時）勤務 単位の休暇取得に配慮 転換	月 1 回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）
（定時）勤務 日当たり 1 時間程度ま 調確認の上） 単位の休暇取得に配慮 転換	月 1 回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）

編集・校正を中心とした内勤の業務に配置転換を行う。
負荷を抑え、本人の体調を確認の上、徐々に業務量・

の通りだが、通勤ラッシュを避ける目的で上記の時間
る。
きやすい場所に変更する。
程度規則正しくなるよう仕事を編成する。

ない産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に応
う。（面談予定日：○月○日○時～○時）
・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調
良の訴えは上司に伝達のこと。
え、上司を除き同僚への病気の開示は行わない。

○○○○年○○月○○日（本　人）○○○○
○○○○年○○月○○日（所属長）○○○○
○○○○年○○月○○日（人事部）○○○○
○○○○年○○月○○日（産業医）○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置として、配慮すべき内容と期間を設定
- 症状が悪化する要因となりうる過度の残業にならないように留意したうえで、一時的に配置転換を行い、段階的に業務量や内容を拡大し、３か月目にフルタイム勤務にすることを当面の目標として設定
- 通院への配慮のため、通院頻度や配慮事項を記載

- 通勤や、座席配置などの作業環境に関して必要な配慮事項を記載
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 同僚等への病気の開示について、労働者本人の意向を踏まえて方針を明記

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

（3）様式例の記載例 - プランの見直し

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

内勤での職場復帰から１年ほどが経過し、安定して仕事を続けることができるようになった頃、Ｂさんから、記者の仕事へ復帰することについて、上司に相談があった。そこで、Ｂさん、上司、人事、産業医とで話し合い、記者として復帰した後の働き方について検討することとした。その結果、記者として復帰するにあたって必要な配慮事項や再燃の可能性について勤務情報提供書を通じて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Ｂさんに仕事の内容や不安に思っていることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載されている質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

通院が引き続き必要であるため、通院への配慮について記載した。また、不規則な勤務が多くなることが想定されたため、過度なストレスを避けること等について記載した。急な体調不良も否定できないことから、Ｂさんの意向を確認した上で、社内のバックアップ体制が確保できるよう、同僚等への理解・協力を得ることを勧めることとした。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Ｂさん、上司、人事、産業医とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し、記者として復帰することとした。裁量労働制の適用となるため、厳密な労働時間の管理は難しいが、代わりに面談をこまめに行うことで、問題の早期発見につなげることとした。また、Ｂさんの同意のもと、職場内で協力が得られるよう、関係する同僚に限り、病気のことや必要な配慮等について説明することとした。

（4）その他留意事項

潰瘍性大腸炎は症状が落ち着いた状態でも、疲労やストレスの蓄積などを理由として症状が悪化（再燃）する場合がある。そのため、疲労やストレスの蓄積の原因となる、仕事に関する要因の改善や配慮に努めることも、治療と仕事の両立支援となる。

不規則な勤務は症状を悪化させる可能性がある。勤務時間が不規則になる業態の場合、可能な限り規則正しい生活になるよう、仕事の編成を工夫するなどの支援も重要である。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 不規則な勤務になる可能性があることや、厳密な定時勤務が難しくなることなど、仕事の特徴を確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化の再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討
  - 病気に対する理解等、職場における配慮等のために必要な点を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に
先生にご意見をいただくための従業員の
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○
職　　種	月刊誌記者
職務内容	（作業場所・作業内容） ・現在は定時時間内で内 ・本人の症状が落ち着いがあり、不規則な勤務 □体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 ☑車の運転 ☑遠隔地出張（国内）
勤務形態	□常昼勤務　□二交替勤務 者に復帰した場合は裁量
勤務時間	9 時 00 分～18 時 00 分 ※現在は上記時間内での勤 ります。 ※本人の体調に応じてある ※本人の体調に応じて、近 し、状況によってはさら
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 ☑自動車　□その他 通勤時間：30 分 ※会社までは上記ですが、
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給　□有り
有給休暇日数	残 20 日間
その他 特記事項	1回 /月の頻度で嘱託産業 記者への復帰にあたり、以 ・記者に復帰することで、 のような配慮が必要でし ・再燃の可能性について。 ・薬の副作用に関して職場
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給休暇 □短時間勤務制度　□在宅 □その他（上記にチェック す。）

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

提供する際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

勤での勤務を行っています。
ているため、月刊誌の記者業務(取材などで外勤や出張の可能性もある業務)への復帰を検討しています。

□体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　☑対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　☑その他（現在は常昼だが、外勤の記
労働制）

（休憩１時間。週５日間。）
務ですが、記者業務の場合厳密な定時勤務は難しくな

程度時間外や休日労働も検討しています。
距離や宿泊を伴わない取材出張などを予定していますに取材の領域の拡大も検討しています。

（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能）

取材時は直行しますのでばらつきがあります。

（180日間）
☑無し　傷病手当金○％（□休業中の賞与））

医と契約していますので、定期的な健康相談が可能です。
下の点についてご教示ください。
再度不規則な生活にもなることが予想されますが、どょうか。制限が必要なことはありますか。

で注意すべき事項について。

□傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度
勤務（テレワーク）　□試し出勤制度
のない制度に関しても必要に応じて実施を検討しま

（本人署名）　○○○○

○○○○株式会社
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 両立支援プランの見直しにあたり、元の仕事に復帰可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 職場復帰の可否について主治医意見を確認するにあたり、不規則な勤務になる可能性があることなど、仕事の特徴を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認したうえで署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例２（難病）：【見直し】治療の状況や就業継続の可否等につ

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
- 入院の可能性がある場合は、その旨を明記

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 業務内容や作業環境について、配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 再燃のきっかけとなる要因があれば、労働者本人に確認しながら具体的に記載し、必要な配慮等に関する意見を記載
  - 急な体調不良時のバックアップ体制や継続的な体調の確認など、職場における必要な取組を記載
  - 通院などのために職場での配慮が長期にわたり必要と想定される場合には、今後の治療方針について、通院頻度等を含めて記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○

病名	潰瘍性大腸炎
現在の症状	・内服治療は継続する ・時に軟便などがある ・以前の記者としての
治療の予定	・通院は引き続き必要す。1回の通院は半日 ・1年に1回は下部消には１日を要します。 ・治療薬の副作用としド剤を内服しているいことが考えられま
退院後／治療中の就業継続の可否	☑可　（職務 □条件付きで可　（就業 □現時点で不可　（療養
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・夜遅くまでの残業を時間に配慮することストレスに特に注意程度、規則正しくな ・上記のように再燃のれば外来治療での対 ・入院加療が必要となす。 ・治療の副作用で発熱きる体制があること
その他配慮事項	急な体調不良時のバッがあるため、本人同意とを勧めます。
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、診断し、就業継続の可否

○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治するものです。この書類は、患者本人から会社に

いて主治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

必要がありますが、症状は落ち着いています。
可能性がありますが、現在は特に症状は有りません。
仕事に戻ることが可能です。

です。1～2か月に1回の定期通院が必要となりま
程度かかります。内服は定期的にする必要があります。
化管内視鏡検査（大腸カメラ）が必要です。通院

て腹痛、下痢、頭痛などが挙げられます。ステロイ
場合はインフルエンザなどの感染症にかかりやす
す。

の健康への悪影響は見込まれない）
上の措置があれば可能）
の継続が望ましい）

繰り返すとストレスとなる可能性もあるため、仕事
が望まれます。再燃のきっかけとなりやすい過度な
してください。外勤中でも内服や食事の時間がある
るよう仕事を編成してください。
可能性は否定できません。早期に症状悪化をとらえ
応で可能となります。
った場合には新規治療薬の導入の可能性もありま

などが生じる場合があります。体調不良時に休息で
が望ましいと考えます。

クアップのために職場内のコンセンサスを得る必要
のもと、関係する同僚に状況を説明し協力を得るこ

○日　～　○○○○年○○月○○日

（本人署名）　○○○○

等に関する意見を提出します。

（主治医署名）　○○○○

療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用
提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認
- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 再燃のきっかけとなりやすい要因について確認
  - 急な体調不良時のバックアップ体制など、職場の同僚等の理解・協力が必要な場合には、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 症状が再燃した場合などは、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意
- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定
- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認
- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

事例２（難病）：【見直し】

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・外来で調整され、ステロ ・１～２か月に１回の定期 ・１年に１回は下部消化管 ・副作用として腹痛、下痢、 いる場合は感染症にかか	

期間	勤務時間	就業上の措
以後	通常勤務 （裁量労働制） （1 時間休憩）	通常業務(記 深夜勤務・遠

業務内容	・記者として裁量労働での ・ただし、定期的な体調確 働制限などの必要な配慮
その他 就業上の 配慮事項	・内服や食事の時間がある ・夜遅くまでの残業はスト 再燃のきっかけとなりや ・定期的に上司より通院状
その他	・週１回本人・上司とで面 すること。 ・月１回の産業医面談で健 ・通常勤務に復帰後の症状 い、必要に応じてプラン ・なお、症状悪化等がみら 内勤に一時的に変更する 確認済み。労働者におい また、体調の変化に留意 ・急な体調不良時のバック ある。このため本人同意

上記内容について確認しました。

両立支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

イドは減量されています。
通院が必要です。１回の通院には半日程度を要します。
内視鏡検査（大腸カメラ）の検査が必要です。
頭痛などが挙げられます。ステロイド剤を内服して
り易いことが考えられます。

置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
者)に復帰 隔地出張も適宜実施	１～２か月に１回通院・薬物療法 （症状：疲れやすさ、免疫力の低下等）

通常勤務を再開する。
認で異常を認めた場合には、深夜業務制限・時間外労
を行う。

程度規則正しくなるように仕事を編成する。
レスとなる可能性もあるため、仕事時間に配慮する。
すい過度なストレスに特に注意する。
況を確認する。

談を行い、受診状況や業務量等に無理がないか確認

康状態・治療状況の確認を行うこと。
の悪化にともない産業医・本人・総務担当で面談を行
の見直しを行う。
れた場合、あるいは症状悪化が予見された場合には、
可能性があることを本人・上司・総務担当・産業医で
ては、通院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。
し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと。
アップのために職場内のコンセンサスを得る必要が
のもと、関係する同僚に状況を説明し協力を得る。

○○○○年○○月○○日（本　人）　○○○○
○○○○年○○月○○日（所属長）　○○○○
○○○○年○○月○○日（人事部）　○○○○
○○○○年○○月○○日（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置として、配慮すべき内容と期間を設定
- 時間外労働制限などを行う可能性がある場合、適用条件等を記載
- 通院頻度も参考情報として明記

- 労働者に確認しながら、再燃のきっかけとなる要因に関する配慮事項を具体的に記載
- 継続的な受診を支援するため、定期的に上司が通院状況を確認する旨を記載

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 厳密な労働時間の管理が難しい場合には、こまめに面談を行うことで問題がないか確認する等の取組を検討し、記載
- 症状等に応じて一時的に業務内容を変更する可能性がある場合には、関係者で当該方針を共有し、記載
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載
- 上司・同僚等による協力が得られるよう、症状や必要な配慮等に関する説明を行う場合は、労働者本人の同意を得て説明を行う旨を明記

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例３　HTLV-1 関連脊髄症（HAM）の診断後、症状の進行に備えて、長期的に治療と仕事の両立に関する方針を検討する事例

Ｃさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
４０歳代 男性	HTLV-1 関連 脊髄症(HAM)	薬物療法	大企業	正社員 （広告会社、営業職）	専属産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Ｃさんは従業員数が1000名超の広告会社に勤務する40歳代男性であり、勤続年数が長く、中堅社員として上司や同僚、後輩からの信頼が厚い。営業部には約80名の社員が所属しているが、Ｃさんは７～８名からなるチームを束ねるリーダーである。上司は各チームを束ねる課長、その上司が営業部長である。

所定労働時間は８時30分～ 17時30分（休憩１時間、週5日勤務）であり、日によって残業や休日出勤が必要な場合がある。勤務時間の半分以上は得意先を回っており、移動には営業車を使うことが多い。

Ｃさんの勤務先には専属産業医が選任され、日常の健康管理等に携わる保健師も配置されている。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Ｃさんはある時から歩行中つまずいたり転んだりすることが増え、歩く速度も遅くなるといった自覚症状があった。気になって病院を受診したところ、最終的にHTLV-1関連脊髄症（ＨＡＭ）と診断された。

主治医からは、ＨＡＭは下半身の運動機能が徐々に低下する進行性の疾患で、医療費助成の対象となる指定難病であり、進行速度は個人差があること、進行を遅らせるため薬を内服する必要があり定期的に通院が必要であることが伝えられた。主治医は現時点では仕事への影響はないと説明したが、Ｃさんは初めて聞く病名に戸惑いと不安を覚えた。

主治医から紹介された医療ソーシャルワーカー（ＭＳＷ）に今後の生活や仕事について相談したところ、治療と仕事の両立支援について説明を受けた。また、早めに職場に相談することを勧められ、上司に相談する内容を一緒に整理した。

Ｃさんは上司である課長に疾病のこと、子どもがおり経済的基盤を確保するため今後も働き続けたい旨を伝え、治療と仕事の両立について相談した。相談を受けた上司も初めて聞く病名であったため、インターネットで調べてみたところ、徐々に進行する疾病であることや、ウイルス性疾患であるとの記載があり、周囲に感染する恐れがあるのではないか等、不安を覚えることがあった。専属産業医に相談したが、産業医も専門外であり、ＨＡＭに対する知識はなかった。

そこで、Ｃさん、産業医、上司の三者は面談を行い、Ｃさんが仕事を続けたいという意向を確認するとともに、症状の今後の見通しなどについて、主治医に意見を求めることとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Ｃさん、上司、産業医は三者で話し合い、治療と仕事を両立できるよう主治医に支援するために、勤務情報提供書を通じて、通勤の状況や社用車を運転する場合があることなど、就業内容を主治医に伝えた上で、症状が就業上の安全に影響を与える可能性や、仕事内容が症状の進行に影響する可能性について主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Ｃさんと面談し、仕事の内容や不安に思っていること等について確認した上で、勤務情報提供書に記載されている質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

過度の就業制限とならないよう、あくまで下半身の運動機能が低下する疾病であり、脳や上半身の機能障害はないこと、年単位でゆっくりと進行すること明記するとともに、今後生じうる障害と仕事への影響、対処法について記載した。疾病の要因がウイルス性であることから、ウイルスの感染リスクに対する誤解があると考えられたので、職場での感染の可能性は全くないことも明記した。あわせて、信頼できる情報源を紹介することとした。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度、人事担当者も入れて、Ｃさん、上司、産業医とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し、当面はこれまでどおり仕事を継続することとした。ただし、症状が進行し、車の運転等が難しくなった場合に備え、あらかじめ運転の可否の基準を検討することとした。また、通勤が難しくなることも想定されたため、将来的にはテレワークの活用も視野に入れることとした。なお、職場の同僚等の理解や協力が得られるよう、Ｃさんの意向を十分に確認した上で上司から保健師に依頼し、疾病のことや感染リスクがないこと、進行に応じて今後配慮が必要になること等を説明することとした。

（3）その他留意事項

HAMは下半身の運動機能に障害をもたらすが、脳や上半身の機能は基本的に正常である。また、進行性の疾病であるが、進行を遅らせる治療もあり、適切な治療を継続すれば、仕事との両立は十分可能である。

症状の進行により、労働環境に配慮を要することも想定されるが、それらの課題に対応することができれば、労働者本人の持てる能力を生かすことが可能である。症状の進行の見通しを踏まえ、治療と仕事の両立を続けるために、職務上最低限必要となる要件を改めて確認したり、疾病の経過に応じた働き方や環境整備をあらかじめ検討･準備したりしておくなどの取組も有用である。その際、労働者本人、上司、人事、産業医、（場合によっては家族）で話し合いを行い、できるだけ現状を維持しながら仕事ができるように、関係者が情報を共有して、対応することが重要である。

なお、難病のほとんどは感染性の疾病ではなく、HAMのようなウイルスを要因とする難病は非常に稀である。また、HAMを引き起こすウイルスの感染力は非常に低く、その感染ルートは母乳による母子感染や血液が体内に直接入りこむような場合に限られ、同居家族でも感染することはない。出血を伴う事故時等でも標準予防策により感染は避けられるため、仕事や日常生活の中では万が一にも他者に感染することはない。

医療機関が確認する際のポイント

- どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 作業場所や出張の有無・頻度、社用車の利用など、仕事の特徴を確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- 疾病によっては、バリアフリーなどの環境整備が必要なため、その対応状況を確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、就業において必要と考えられる配慮や注意事項を検討
  - 現段階で必要がなくても、今後必要になると考えられる配慮や注意事項があれば見通しを含めた記載を検討
  - 疾病に対する正しい理解等、職場における配慮のために必要な点を検討

- 労働者本人の同意が得られている内容かどうか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に
先生にご意見をいただくための従業員の
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	営業職
職務内容	（作業場所・作業内容） 仕事の半分は、社用車の の半分はパソコンを使っ 主任として、７～８人の □体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 ☑車の運転 ☑遠隔地出張（国内）
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	8 時 30 分～17 時 30分 ※繁忙期には１日の残業時 ります。年に数回休日出 ※宿泊を伴う国内出張が月
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 □自動車　□その他（ 通勤時間：６０分（乗り換
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給　□有り　☑無し
有給休暇日数	残 40 日間
その他 特記事項	事務所はバリアフリー（車 当社には専属産業医が週に 進行性の病気であることを 措置等の検討を行いたいと ・今後出現する可能性のあ ・就業（デスクワーク、外 ・通院の頻度と通院1回当 ・同僚への感染のリスクと ・症状や治療（副作用等） 営業職で外勤・車を運 ・入院の可能性 ・その他就業上配慮すべき 上司・同僚等の限られた関 す。病気の理解に有用な情
利用可能な 制度	☑時間単位の年次有給休暇 ☑短時間勤務制度（休職し ☑在宅勤務（テレワーク） 慣らし勤務を設けることが

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

○○○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

運転や公共交通機関を使って顧客を訪問、残り
たデスクワークです。
部下を取りまとめています。
□体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　☑対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

（休憩1時間。週5日間。）
間が2時間程度の期間が１～２週間継続することがあ
勤もあります。
に１～２回あります。

（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能）
　　）
えが1回あります）

（18か月間）
傷病手当金○%（□休業中の賞与））

椅子）への対応ができています。
４日勤務しています。
踏まえ、現段階から就労継続のために必要な就業上の
考えています。以下の点についてご教示ください。
る症状と、その時期の見通し
勤、出張、残業、休日出勤等）の病状への影響の可能性
たりの時間や治療期間の見通し
職場に説明する上での留意事項
の仕事への影響（通勤は公共交通機関を利用、仕事は
転）

事項
係者に対し、病気の説明を行う必要がある場合がありま
報源があればあわせてご教示ください。

☑傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度
た場合、復職後最長3か月間）
□試し出勤制度（休職した場合、復職前に１か月間の
可能です）□その他（　　）

（本人署名）　○○○○

株式会社○○○○
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 社用車の運転や公共交通機関を使った顧客の訪問があることなど、仕事の特徴を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認したうえで署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例３（難病）：治療の状況や就業継続の可否等について主

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書で事業者や労働者本人が気にしている症状の見通しを具体的に記載
- 現在の症状と、今後出る可能性のある症状は区別して記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
- 入院の可能性がある場合は、その旨を明記

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、対応が必須のものか、望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 症状の進行に応じて就業上の措置が必要になる可能性がある場合には、その見通しを記載
  - 疾病に対する正しい理解を促すために、参考となる情報源や相談先を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解･把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○

病名	HTLV-1 関連脊髄症
現在の症状	・HAM は脊髄に慢性の歩行障害や排尿障害、に保たれます。 ・現在は、軽度の歩行じている状態です。 ・HAM の約 8割の方は、障害の悪化、頻尿やを生じる可能性があ障害が生じる可能性などを生じやすくな能性もあります。
治療の予定	・現時点で病気を完治を遅らせる方法があ度）の通院が必要と ・原則、外来通院によ新たな治療を導入す能性はあります。
退院後／治療中の就業継続の可否	☑可　（職務の □条件付きで可　（就業上 □現時点で不可　（療養の
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・現在の仕事の内容はも良い状態です。 ・現時点では、業務に ・体調の変化がないか、いします。 ・現時点では車イスはついて確認しておく ・将来、歩行障害が進から内勤への変更、想定した準備が必要直しを行い、病状に
その他配慮事項	・通院のために必要な ・HAM の原因は HTLV抱擁、トイレや浴室することは全くない無用な誤解や差別を ・HAMに関する情報に ➢ 難病情報セン ➢ HTLV-1 情報 http://htlv1j
上記の措置期間	○○○○年　○○月

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等
○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく治
するものです。この書類は、患者本人から会社に提供

治医の意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

（HAM）
炎症が起こって生じる病気で、下半身の麻痺による
感覚障害を起こします。脳や上半身の機能は正常

障害（つまずきやすい、歩行速度が遅くなる）が生

年単位で緩徐に進行することが多く、今後、歩行
尿漏れなどの排尿障害、便秘や下痢などの排便障害
ります。また下半身に汗をかきにくいなどの発汗
があり、それにより、体温の調節が困難になり脱水
る可能性があります。また両足先の冷えを生じる可

させる治療法はありませんが、薬の内服などで進行
りますので、概ね月1回程度（1回の通院は半日程
考えます。
る治療が主体となりますが、病状の急激な悪化や、
る際に、入院（2週間～1か月程度）が必要になる可

健康への悪影響は見込まれない）
の措置があれば可能）
継続が望ましい）

病状への影響はなく、これまで通りの勤務を行って

特別な配慮は必要ないと考えます。
定期的に確認する機会を設けるなどの配慮をお願

不要ですが、階段やトイレなどの手すり等の有無に
ことが望まれます。
行し、車の運転等に支障が生じてきた場合は、外勤
また通勤が困難になった場合は、テレワークなどを
になる可能性があります。定期的に支援プランの見
応じた勤務環境を整えることが望まれます。

休暇の許可をお願いします。
-1というウイルスですが、業務や日常生活（握手、
の共用、コップ等の食器の共用など）で周囲に感染
ため、これまで通りの接し方で問題はありません。
生まないよう、十分な配慮をお願いします。
ついては、以下のウェブサイトをご参照下さい。
ター http://www.nanbyou.or.jp/entry/50
サービス
oho.org/general/general_ham.html

○○日　から６か月

（本人署名）　○○○○

に関する意見を提出します。
（主治医署名）　○○○○

療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用
され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の進行の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認
- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 今後、就業上の措置等が必要になる場合、その見通しや内容を確認
  - 上司や同僚等への説明・調整が必要な場合には、労働者本人に確認の上、検討に必要な範囲で情報を共有
  - 症状の進行や障害の程度などに応じて、望ましい就業上の措置等が変わる場合もある点に留意
- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定
- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認
- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・概ね月１回程度（1回の通 ・原則、外来通院による治療導入する際に、入院が必要 ・現在は軽度の歩行障害（つ単位で緩徐に進行し、今後、を生じる可能性がある。	
期間	勤務時間	就業上の措置
期間無し	9：00 ～ 18：00 （1時間休憩）	・月に１回（半（有給で対応 ・現時点では、は行わず。
業務内容	・業務内容の変更は行わない。	
その他 就業上の 配慮事項	・特になし	
その他	・主治医からの今後の見通しい、歩行障害が進行した場ついて、本人と話合いを行 ・その結果、現状では、特にわないことにしました。 ・なお、現段階で車イスは不見込まれることから、階段ついて確認しました。 ・上司から、感染のリスクに人の同意のもとに、先生かクについては懸念する必要 ・今後３か月ごとに本人・産勤業務への転換、座席位置利用が必要となった場合へた。（次回面談予定日：○ ・今後の対応については、本くことも確認しました。 ・本人とは、通院・服薬を継意し、通勤時の転倒や、運ること、上司は、本人から速やかに産業医に報告する ・テレワークの導入について検討していくことにいたし	

上記内容について確認しました。

支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

院は半日程度）の通院が必要である。
が主体となるが、病状の急激な悪化や、新たな治療を
になる可能性がある。
まづきやすい、歩行速度が遅くなる）のみ。病気は年
歩行障害の悪化、排尿障害、排便障害、発汗障害等

・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
日）の通院への配慮 予定） 残業制限等の就業制限	薬の内服

を踏まえて、本人、産業医、上司、人事と話合いを行
合、車の運転や通勤に支障が出てきたときの対応等に
いました。
就業には問題ないことを確認したため、就業制限は行

要ですが、軽度の歩行障害等があること、今後悪化が
やトイレの手すりなどの、バリアフリー対応の状況に

ついて懸念が示されましたので、産業保健職から、本
らのアドバイスを踏まえて、関係者に対して感染リス
はないとの説明を行うようにいたしました。
業医・上司で面談を行い、症状の進行に合わせて、内
の配慮、発汗障害がある場合にはその対応、車椅子の
の対応等、プランの見直しを行うことにいたしまし
月○日○時～○時）
人の意向を尊重しつつ、面談の場で話合いを行ってい

続し、自己中断をしないこと、また、体調の変化に留
転時に危険を感じた場合には、速やかに上司に報告す
の訴えや労働者の体調等について気になる点があれば
こと、を申し合わせました。
は、本人の体調を見つつ、必要な情報を収集しながら
ます。

○○○○年○○月○○日（本　人）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（所属長）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（人事部）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（産業医）＿○○○○＿

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理
- 現在の症状と、今後出る可能性のある症状は区別して記載

- 当面就業制限が必要ない場合には、その旨を明記
- 通院への配慮が必要な場合、その頻度や時間を明記

- 症状の進行に応じて就業上の措置が必要となることが見込まれる場合には、今後の対応に関する方針を記載
- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- バリアフリーへの対応状況を確認したことなど、対応したことがあれば記載
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載
- 上司・同僚等による協力が得られるよう、症状や必要な配慮等に関する説明を行う場合は、労働者本人の同意を得て説明を行う旨を明記

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：心疾患）

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドラインP.12「様式例集」）の記載例を示すものである。

掲載の事例はあくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は疾病の種類や個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

＜構成＞

事例１　虚血性心疾患（狭心症）によるバイパス手術を経て職場復帰をし、治療と仕事の両立を目指す事例

事例２　心不全に対する心臓リハビリテーションを行いながら、治療と仕事の両立を目指す事例

事例３　不整脈のため植込み型除細動器（ICD）の植込み手術を行い、治療と仕事の両立を目指す事例

※心疾患の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 心疾患は重症度や治療法によって業務への影響は大きく異なるため、診断名や印象で就業上の措置や配慮を判断すべきでない。労働者の作業内容や職場環境について、主治医に十分な情報提供を行った上で、治療法や心機能等についての情報を主治医から取得し、就業上の措置を判断することが重要である。
- 心疾患には、業務内容が症状や経過に影響を及ぼしたり、症状や治療内容が業務上の安全に影響を及ぼしたりといったリスクが存在するが、リスクを大きく見積り過ぎることで、本来可能な就業の機会を制限してしまうことがある。リスクをゼロにすることは難しいが、再発や増悪、突然死等のリスクを低減させることは十分可能である。残存リスクについて事業者と労働者が共通認識を持ち、リスク低減に向けて適切な理解に基づく就業上の措置を行うことが重要である。
- 心疾患では、事業者、労働者の双方が就業上の不安を抱くことが多い。本人、事業者、主治医、産業医等の間でコミュニケーションをとり、話し合うことが望ましい。

事例１　虚血性心疾患（狭心症）によるバイパス手術を経て職場復帰をし、治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
５０歳代 男性	虚血性心疾患 （狭心症）	手術 薬物療法	中小企業	正社員 （私立高校、教諭）	なし

（１）事例の概要

ア　基本情報

Aさんは、私立高校の教諭で学級担任、運動部の顧問をしている。真面目な仕事ぶりで上司同僚や生徒からの信頼が厚い。主幹教諭としてデスクワーク中心の変形労働時間制による勤務だが、生活指導・書類作成・部活の指導などにより時間外労働が比較的多い。校舎は４階建てでエレベーターはない。教室・職員室には冷暖房が設置されているが、体育館にはない。敷地内は禁煙となっている。Aさんの勤務先の学校は、規模が小さいため産業医は選任されていない。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Aさんは職場の定期健康診断で肥満と高血圧・高脂血症を指摘され、健診結果通知により受診勧奨されていたが、仕事が忙しく受診できていなかった。たばこは職場の敷地内が禁煙となったことを機に５年前にやめた。部活動の指導で体を動かす際に度々息切れや胸痛を感じることがあり、自宅からほど近い診療所を受診した。診療所から紹介された病院に入院して精密検査を受けたところ、最終的に虚血性心疾患（狭心症）との診断を受け、引き続き胸骨正中切開によるバイパス手術を受けることとなった。入院から手術を経て約１か月で退院となったが、主治医からは職場への復帰までには概ね３か月が必要と言われた。

Aさんは職場に診断書を提出し、３か月休職することとなった。仕事は継続したいが、職場に迷惑をかけていることや、体力の低下・再発への恐れによる職場復帰への不安もあることから、学校側へ両立支援の申出をすることとした。

学校側では外部講師を起用し代理の担任を立てAさんが不在時の対応をした。職場復帰が見えてきたころに、改めて主治医の意見を求め、職場で必要な就業上の措置や配慮を検討することとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Ａさんと上司で復職後の働き方について話し合った結果、業務の内容等を伝えた上で、職場復帰の時期、就業上配慮すべき事項、通院の頻度や通院に必要な時間、内服薬の副作用等に関して主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに仕事の内容や職場環境、復職に向けて悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に主治医意見書を作成した。

職場復帰は短時間勤務から開始し、徐々に元の業務に戻してもよいが、体力が十分に回復するまでは定時内の勤務にとどめ、その後も長時間の時間外労働は避けることや、術後６か月までは重量物の運搬や運動部の活動を避け、無理のない範囲で声を出して良いこと、さらに、抗血小板剤による副作用への注意が必要であることも記載した。

今後は月に１～２回の外来受診が必要であることや、狭心症の再発予防策、病状悪化時の対応等についても記載した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Aさんと上司で話し合った結果、主治医の意見を勘案し、午前中勤務から開始し、復職後１か月でフルタイムでの勤務を目指すこととした。フルタイム復帰後も原則として定時での帰宅とし、本人の同意を得た上で、具体的な措置、制限に限って同僚や生徒に説明を行うこととした。

（3）その他留意事項

狭心症は重症度や治療法によって職場復帰への影響は大きく異なる。例えば、心臓の血管の状況から内科的なカテーテル治療のみで終了する場合には、就労の継続に対する影響はほとんどないこともある。一方、心機能の低下を伴う場合には、仕事の内容によっては配慮が必要となることもある。したがって、過去に別の労働者で狭心症のケースを経験していても同様の対応が適切であるとは限らないため、個々のケースについて状況をよく確認することが極めて重要である。

治療により病状は回復していても、手術の影響により一時的な就業上の制限が生じることがある。就業上必要な制限や治療に伴う副作用、身体機能の低下による業務遂行への影響が、手術等による一時的なものか、あるいは疾患の重症化予防のための永続的なものかを確認することが必要である。

狭心症や心筋梗塞など、虚血性心疾患は再発や悪化のリスクがある。特に暑熱な環境における長時間作業や過重労働、職場における受動喫煙など、業務が病状を悪化させる要因があるものについては就業上の措置や安全面での配慮が必要となる。しかしながらリスクを大きく見積もりすぎて過剰な業務制限を行うと本来可能である就労継続も困難になってしまうことがある。必要かつ十分な配慮について本人を介して主治医とコミュニケーションをとり、産業医など産業保健スタッフの意見も踏まえて対応を決定することが必要である。

再発の防止には、食生活の改善や禁煙・内服の継続など本人自らの健康を保つ努力も重要である。職場における保健指導の一環として、本人はもちろんのこと職場全体でも自らの健康管理に関する意識を高め、健康的な職場風土を作ることも両立支援のあり方のひとつと言える。

さらに緊急時の対応として、AED機器を設置する場合は、必要時に確実に使用できるよう日頃から設置場所の確認や使用方法についての定期的な研修等を行うことが望ましい。

医療機関が確認する際のポイント

- 疾病への影響に留意し、どのような業務内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
・ 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化・再発防止のために、職場復帰可能時期、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	私立高校教諭
職務内容	（作業場所・作業内容） 本校の主幹教諭として、声を出す）・運動部顧問本来業務です ☑体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 □車の運転 □遠隔地出張（国内）
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	8 時 00 分～17 時 00分 （時間外・休日労働の状況： （運動部指導、大会引率、 （国内・海外出張の状況：
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 ☑自動車　□その他（ 通勤時間：（　片道３０
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給 ☑有り □無し
有給休暇日数	残 20 日間
その他 特記事項	以下の点についてご意見を ・職場復帰可能時期と働きますが、あと3か月程度 ・復帰後制限したほうが良 ・勤務時間の制限をすべき ・上記に挙げたような休業 ・今後の通院の頻度・時間 ・病状の悪化や再発防止、
利用可能な 制度	☑時間単位の年次有給休暇 ☑短時間勤務制度 □試し出勤制度

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

デスクワーク（マネジメント）・授業（大きな
（走る）・高校内外の折衝業務（打合せ）が

☑体を使う作業（軽作業）　☑長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　☑対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

（休憩1時間。週6日間。）
平日20時迄、日曜部活動顧問業務
保護者対応等）あり）
学校行事での国内出張あり　　）

（着座可能）　□公共交通機関（着座不可能）
）
）分

（合計で1年６か月）
傷病手当金○%（□休業中の賞与））

いただきたいと思います。
方について（※1か月後に2学期の授業が始まり
は代理講師による授業の代行が可能です。）
い業務、制限した場合の解除する場合の目安
か
前の業務の可否
の見通し
内服治療のために配慮すべき事項

☑傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）
□その他（　　）

（本人署名）　○○○○

（会社名）　私立ｘｘ高等学校
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 職場復帰の可否について主治医意見を確認するにあたり、時間外や休日の労働時間、出張の有無や仕事の特徴を記載
- 変形労働制で週 6 日勤務の形態があることも記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例１（心疾患）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
- 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
- 業務内容や作業環境について、配慮が必要な事項を具体的に記載
- 病状の悪化や再発防止、内服治療のために配慮すべき事項等があれば具体的に記載
- 通院などのために、職場での配慮が長期にわたり必要と想定される場合には、今後の治療方針について、通院頻度等を含めて記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○
復職に関する意見	□ 復職可　☑ 条件付き可 ○年○月に胸骨正中切開 臓の３本ある冠動脈の全 も良く心機能（心臓の血 の心臓リハビリにて 能力）まで可能である心 日常生活は普段通り可能 でおり、現時点での部活 の措置や配慮が必要です。
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	体力面に不安を持たれて に元の業務に戻されたほ また、職場復帰後、十分 ださい。その後も時間外 します。 手術後声がかすれやすく 的にも問題はないので、 術後６か月は重いものを ておりますので、転倒で 治るまでは、重いものを ６か月間は控えて下さい。 されておりますので、出 意ください。国内出張も 狭心症再発のリスクとな します。
その他配慮事項	退院後の心臓外科への通 半日程度、その後は６か いは、バイパス術の経過、 とになります。しかし、 け医への定期的な通院に 月に１回)。これらの受診 狭心症の再発予防のため バランスのとれた食事、 重までの減量、内服薬の また、再び胸痛が現れる い。
上記の措置期間	○○○○年○○月○○日

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日　　（本人署名）

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等
○○○○年○○月○○日　　（主治医

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく
するものです。この書類は、患者本人から会社

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

□ 現時点で不可（休業：～○○年○月○日）

（胸の前面の骨を切って、心臓を手術する方法）で、心
てにバイパス術を施行しております。幸い、術後経過
液を送り出す機能）は保たれております。退院時まで
5METS（平地を早く歩く程度や、ゴルフなどはできる
肺機能であることを確認しております。
であり、狭心症の症状もなく、リハビリも順調に進ん
動の顧問の活動を含めて職場復帰は可能ですが、以下

いるため、短時間勤務から開始し、様子を見ながら徐々
うが良いと思われます。
に体力が回復するまでは、定時内の勤務にとどめてく
労働は１日２時間程度までにしていただくようお願い

なっておりましたが、徐々に改善してきており、医学
無理のない範囲で声を出しても構いません。
持たないようにして下さい。また、胸骨を縦に切開し
手をついた際に胸骨が再開離しないよう、傷が完全に
持つことや、運動部の活動等激しい運動を同じく術後
特に、血液をサラサラにする目的で抗血小板薬が処方
血すると血が止まりにくいことがありますので、ご注
術後６か月からは、可能です。
る、受動喫煙、職場のストレス等にはご配慮をお願い

院は、通常術後半年ぐらいまでは１～２か月に１回、
月から１年に１回の通院となります。１年に一度ぐら
冠動脈狭窄の再評価、心機能の評価などを実施するこ
再発・悪化を防ぎ、生活習慣の管理のため、かかりつ
より、薬物療法を継続することが必要です（１～２か
時間は確保して下さい。
には、禁煙継続はもちろんのこと、規則正しい生活、
十分な睡眠時間の確保、ダイエットに心がけ、適正体
服用を継続してください。
ようであれば、速やかに受診するように促してくださ

～○○○○年○○月○○日

○○○○

に関する意見を提出します。
署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 業務時間を段階的に延ばしての職場復帰のあり方について検討
  - 周囲が気づきにくい症状の場合、労働者が職場に相談しやすくなるよう、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で情報を共有し、対応を検討
  - 再発のリスク回避のために労働者本人がとるべき対応を職場が支援できるよう検討

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・入院による心臓外科手術 ・今後、外来通院と、内服薬 ・外来受診の頻度は、約半年 年 1 回、手術後経過、冠	
期間	勤務時間	就業上の
1～2週目	8：00 ～ 12：00 (1時間休憩)	短時間勤務 書類整理や他 校内での統括・ 時間外労働禁 (教室授業や部
3～4週目	8：00 ～ 15：00 (1時間休憩)	短時間勤務 校内での統括 時間外労働禁 (新学期からの
1か月目 以降 6か月まで	8：00 ～ 17：00 (1時間休憩)	通常勤務 統括・事務作 授業再開 （時間外労働 は1日2時間程 （部活顧問：
業務内容	・まずは校内での統括・事 勤務から、段階的にアッ ・1か月（新学期）めどに授 う、以下の配慮を行う。	
その他 就業上の 配慮事項	・術後6か月までは、重いも け、国内出張も行わな ・再発予防のため、時間外 ・抗血小板剤（血液サラサ 注意する。	
その他	・治療開始後は、２週間ご てプランの見直しを行 ・本人の同意を得た上で、 うこと。 ・狭心症再発のリスクとな ・本人は、通院・服薬を継 留意し、体調不良の訴え ・時間外労働で行っていた 素化や廃止を行う。	

上記内容について確認しました。

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

後。心肺機能は、早歩き程度が問題ないレベル確認済。
の治療継続が必要。
は１－２か月に１回、その後は半年から１年に１回。
動脈狭窄の再評価、心機能の評価が必要。

措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
の先生の授業の補佐から開始 事務作業や会議中心 止 活顧問は準備程度）	内服薬治療、月１回通院継続
・事務作業や会議中心 止 授業準備）	
業、会議、新学期からの教室 は2か月経過まで避け、その後 度まで） 身体負荷ない指導は可）	

務作業や他の先生の授業の補佐、会議中心の短時間
プする。板書や発声は問題なし。
業再開、部活顧問として身体負荷がかからないよ

のを持ち上げたり走ったりの激しい身体負荷を避
い。
労働は復職6か月経過後も1日2時間までとする。
ラの薬）の副作用で血が止まりにくいため、怪我に

とに本人・校長（教頭）で面談を行い、必要に応じ
う。（面談予定日：○月○日○～○時）
具体的な措置、制限に限って同僚や生徒に説明を行

る、受動喫煙・職場ストレスを避けるよう調整。
続し、自己中断をしないこと。また、体調の変化に
は上司（校長・教頭）に伝達のこと。
業務について内容の見直しを行い、必要に応じて簡

○○○○年○○月○○日（本　人）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（所属長）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（人事部）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（産業医）＿○○○○＿

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通し、手術後の経過や評価など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置の内容と期間を設定
- １か月目に通常勤務に戻すことを当面の目標として設定
- 治療方法や通院頻度も参考情報として明記

- 業務内容の調整が必要な場合には、必要な配慮事項を記載
- 再発予防のために残業時間の段階的な拡大の目安を記載
- 労働者が気を付けるべき事項があれば記載

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 同僚等に症状や必要な配慮等に関する説明を行う場合は、労働者労働者本人の同意を得て説明を行う旨を明記
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例２　心不全に対する心臓リハビリテーションを行いながら、治療と仕事の両立を目指す事例

Ｂさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
３０歳代 女性	心不全	薬物療法 心臓リハビリテーション	中小企業	正社員 （スーパー、店員）	嘱託 産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Ｂさんは、従業員80人程度のスーパーのバックヤードで、陳列商品の在庫補充、発注などの作業をする30歳代の女性である。フルタイムの正社員で、同僚・後輩に頼りにされている。会社には嘱託産業医が選任されており月１回来社する。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Ｂさんは以前より陳列する商品を運ぶときに息苦しさなどの自覚症状があり、病院を受診したところ心不全が判明した。主治医からは入院加療が必要であり、しばらく休職して薬物療法、心臓リハビリテーションの継続が必要である旨の説明があった。

Ｂさんは診断されたことのショックと自身の健康状態に不安を覚え、一時は退職を検討したものの、主治医等との話し合いにより職場復帰を目指すこととなった。

主治医や医療ソーシャルワーカー（MSW）等から助言を受けながら、主治医からの診断書を提出するとともに職場に両立支援の申出を行った。

職場は必要な配慮等を検討するため、主治医に意見を求めることとした。

（２）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Ｂさん本人は就労継続の希望がある一方、仕事に復帰するよりも治療に専念するために辞めたほうがよいか悩んでいた。職場側も、仕事に復帰させて良いのか悩んでいた。

Ｂさん、上司、産業医の三者で話し合い、治療と仕事の両立を支援するために、勤務情報提供書を通じて、就労継続による悪化や再発の恐れはないか、作業の安全面への影響や必要な配慮、通院スケジュールの見通しについて主治医に意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Bさんに仕事の内容や職場環境、復職にあたり悩んでいることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に主治医意見書を作成した。

通院は職場復帰後３か月の間は２週間に１回で、内服薬治療と心臓リハビリテーションによる定期的な評価、検査となることを記載した。また、心機能低下に伴う身体活動の制限が必要であり、職場復帰当初は事務作業をメインとし、10kg以上の重量物の運搬は避けること、時々3kg程度の商品を扱う場合は息切れなどの症状が出現するようであれば禁止することを明記した。さらに、今後薬剤やリハビリによる心機能等の改善を認めれば作業の制限が緩和可能であることを記載した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、Bさんと上司、産業医とで話し合った結果、事務仕事から就業を再開し、主治医からの３か月後、５か月後の再評価にて本来のバックヤード業務に戻すか検討し、主治医の許可が出たら通常業務を再開することとした。

また、同僚には本人同意のもと、産業医からの説明を踏まえ就業上の措置が必要であることを説明した。

（3）その他留意事項

（慢性）心不全は心臓の機能低下が起こる病態である。走る、重いものを持つなど心臓に負担のかかる作業をすることで急性心不全（慢性心不全の急性増悪）となり、入院などすぐに治療が必要な状況になりうる。したがって、急に心臓に負担のかかる作業については主治医にどの程度まで許容できるか確認する必要がある。また、不整脈を合併することがある。

心不全では、心機能に応じて悪化防止のために業務内容の見直しが（一時的に）必要な場合がある。事業者の過剰な不安を軽減し、リスクへの適切な理解にもとづく就業上の措置を行うためには、職場と主治医、産業医間でのリスクコミュニケーションが重要である。また、業務量が変わった（軽減された）ことによる偏見、差別の防止のために、本人同意のもと上司・同僚へ説明することが重要である。

一方、本人が職場に知らせず治療・職場復帰する場合もあるため、上司や産業医が把握した場合は、本人同意のもと状況を確認し、対応を検討することが望ましい。

医療機関が確認する際のポイント

- 疾病への影響に留意し、どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 特に作業環境や重量物の取り扱いなど、病状の回復を妨げる恐れのある業務があるかを確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
・ 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化・再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討
・ 労働者と職場の過剰な不安を軽減し、職場が適切な就業上の措置が行えるよう、職場での相談状況を労働者と確

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	スーパー店員
職務内容	（作業場所・作業内容） スーパーのバックヤー 陳列作業などがメイン ものの、お酒など10kg 凍庫内の作業も一部あ 一定量の事務作業もあ ☑体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 □車の運転 □遠隔地出張（国内）
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	8 時 30 分～17 時 00分 （時間外・休日労働の状況：
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 ☑自動車　□その他（ 通勤時間：（片道15分）
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給 □有り ☑無し
有給休暇日数	残 10 日間
その他 特記事項	上に記載した業務をさせ させて病気を悪化させる でいるものの、本人も含 心臓病とのことで急に倒 職場復帰にあたり、どの 注意する症状等があれば 一時的であれば事務作業 から 3 か月程度が限度と 時間についてもご教示く
利用可能な 制度	☑時間単位の年次有給休暇 □短時間勤務制度 □試し出勤制度

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

ド作業に従事しており、荷物の積み下ろし作業、
（70%程度）です。3kg程度の重さのものが多い
を超えるような商品も一部あります。冷蔵庫や冷
ります。発注作業、広告や店舗チラシの作成など
るが業務の割合では30%程度です。

☑体を使う作業（軽作業）　☑長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　☑対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

（休憩1時間。週5日間。）
セールなどの繁忙期のみあり　　）

（着座可能）　□公共交通機関（着座不可能）
　　）

（60日間）
傷病手当金○%（□休業中の賞与））

ても問題ないか、教えていただきたいです。仕事を
ことは本意ではありません。本人も就業継続を望ん
めて病気が悪化しないか心配しております。また、
れて労働災害が起こらないか心配です。
ような症状がある場合には受診したほうがよいか、
教えてください。
のみの作業にもできますが、ほかの社員との公平性
考えている次第です。あわせて、通院頻度及び所要
ださい。

☑傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）
□その他（　　）

（本人署名）　○○○○

（会社名）
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 職場復帰の可否について主治医意見を確認するにあたり、仕事の特徴や当面実施可能な業務等があれば記載

- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（1日、半日、時間単位）等を記載

- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**

- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）

- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名

- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例２（心疾患）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職が可能かどうか意見を記載
- 職場復帰に当たり、留意すべき症状等があれば記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 業務内容について、配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 受診の目安となる症状について記載
  - 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
  - 通院などのために職場での配慮が長期にわたり必要と想定される場合には、今後の治療方針の見直しのタイミングについて記載
  - 外来での心臓リハビリ終了期限を確認し、その後通院頻度が変わることも記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○
復職に関する意見	□復職可　☑条件付き可 現在は当初認められてよび心臓リハビリテーは可能です。 しかしながら心機能はよって息切れや呼吸苦があります。内服薬のきに立ちくらみの症状現在の職場環境・作業とは考えられません。
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	当面の間は、広告作成るような重量物の運搬列作業などの手伝いをようであれば作業を控今後薬剤やリハビリにれれば更なる作業の制価を予定しています）。
その他配慮事項	内服加療と定期検査の来通院を予定していま度を減らす可能性はあリハビリテーションお、○月○日以降は在心臓リハビリで症状の片道 30 分の通院時間の予定はありません。 上記の通り、継続したす。息切れなどの症状受診まで待たずに早め
上記の措置期間	○○○○年○○月○

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日

上記のとおり、診断し、就業継続の可否
○○○○年○○月○○日

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなくするものです。この書類は、患者本人から会社に

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

□ 現時点で不可（休業：～○○年○月○日）

いた息切れなどの症状も消失しており、内服治療おションにより心機能は改善傾向ですので、職場復帰

十分な回復までは至っておらず、過剰な身体負荷になどの症状がでたり、心不全が悪化したりする恐れ影響でトイレが近くなったり、急に立ち上がったとが生じたりする可能性があります。
内容においては突発的な事故を起こす可能性が高い通勤についても特に問題ありません。

などの事務作業をメインとし、酒など 10kg を越え作業は避けて下さい。時々 3kg 程度の商品を扱う陳するのは良いものの、息切れなどの症状が出現するえて下さい。
より心機能および運動負荷検査の結果、改善が見ら限は緩和可能と考えます（3 か月後、5 か月後に再評

ため、少なくとも 3 か月間、2 週間に 1 回程度の外す。3 か月以降は心機能の改善度合いにより通院頻りますが、内服加療の継続は必要です。また、心臓は、○月○日まで週 3 回の外来で行っております。な宅運動療法に切り替える予定ですが、月 1 回は外来チェックや運動処方の見直しを行う方針としており、を含めると受診には半日程度かかります。入院治療

治療が重要ですので、通院時間の確保をお願いしまが出現・悪化するようであれば無理をさせず、定期の受診を促して下さい。

○日～○○○○年○○月○○日

（本人署名） ○○○○

等に関する意見を提出します。
（主治医署名） ○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 作業内容等の調整が必要である場合、対応を検討
  - 治療スケジュールを踏まえ、職場復帰後の通常業務再開のタイミングを検討

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・息切れなどの症状も消失により心機能は改善傾向負荷によって息切れや呼恐れがある。 ・内服薬の影響でトイレがの症状が生じたりする可 ・外来通院は2週間に１回程通院頻度を減らす可能性 ・心臓リハビリテーション外来で症状のチェックや	

期間	勤務時間	就業上の
復帰～ １か月	9：30～ 16：00 (1時間休憩) ３週目以降 8：30～ 17：00 (1時間休憩)	１～２週間目休暇を使用) 広告作成など ３週目以降は
１か月～ ３か月	8：30 ～ 17：00 (1時間休憩)	事務作業をメう陳列作業な息切れなどの業を控える ※３か月目中問を実施。主商品を扱う陳インに変更。業務内容につ
３か月超	8：30 ～ 17：00 (1時間休憩)	3kg程度の商品業務も可能 ５か月後の再 ６か月目からな重量物の運通常の陳列業交えて業務内討する

業務内容	・広告作成などの事務作業の運搬作業は避ける。るのは可。
その他 就業上の 配慮事項	・通院しやすい環境整備を ・本人が業務継続について ・同僚には、本人同意のもことを説明する。
その他	・治療開始後は、４週間ご応じてプランの見直しを ・労働者においては、通体調の変化に留意し、体 ・上司においては、本人かればすみやかに総務担当

上記内容について確認しました。

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	男・女
従業員番号	○○○○

しており、内服治療および心臓リハビリテーションだが、十分な回復までは至っておらず、過剰な身体吸苦などの症状がでたり、心不全が悪化したりする

近くなったり、急に立ち上がったときに立ちくらみ能性がある。
度を予定。3か月目以降は心機能の改善度合いによりがある。
は、復職に伴い在宅運動療法に変更するが、月1回は運動処方の見直しを行う。

措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
は短時間勤務（時間単位の有給 の事務作業から開始 通常の勤務時間	外来通院・２週間に１回 心臓リハビリ通院・１か月に１回
インに時々3kg程度の商品を扱どの手伝いをするのは可 症状が出現するようであれば作 旬ごろに本人と上司で主治医訪治医の許可が出たら3kg程度の列業務やバックヤード業務をメ出ない場合には産業医を交えていて検討する。	外来通院で２週間に１回、心臓リハビリの評価のために１か月に１回
を扱う陳列作業やバックヤード 評価を確認の上、問題なければは、酒などの10kgを超えるよう搬作業も含めた通常勤務を実施務ができない場合は、産業医を容および今後の対応について検	外来通院・心臓リハビリの評価のために１か月に１回の通院の可能性あり

をメインとし、酒などの10kgを越えるような重量物時々3kg程度の商品を扱う陳列作業などの手伝いをす

行う。
不安に思っているので適宜声掛けを行う。
と、産業医から本人への就業上の措置が必要である

とに産業医・本人・総務担当で面談を行い、必要に行う。
院・服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、調不良の訴えは上司に伝達のこと。
らの訴えや労働者の体調等について気になる点があまで連絡のこと。

○○○○年○○月○○日（本　人）○○○○
○○○○年○○月○○日（所属長）○○○○
○○○○年○○月○○日（人事部）○○○○
○○○○年○○月○○日（産業医）○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 現在の症状と今後出る可能性のある症状は区別して記載
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置の内容と期間を設定
- 作業転換の期間を設定し、主治医の許可が出たら通常勤務に戻すことを当面の目標として設定
- 治療方法や通院頻度も参考情報として明記
- 業務内容の調整が必要な場合には、必要な配慮事項を記載

- 通院への配慮や本人の不安軽減に対する配慮事項があれば記載
- 同僚等に症状や必要な配慮等に関する説明を行う場合は、労働者本人の同意を得て説明を行う旨を明記

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載
- 今後の病状の回復状況に応じた就業上の対応に関する方針を記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例３　不整脈のため植込み型除細動器（ICD）の植込み手術を行い、治療と仕事の両立を目指す事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
４０歳代 男性	不整脈	手術 薬物療法	大企業	正社員 （製造業、 エンジニア）	専属 産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Cさんは、従業員1000人超の製造業の会社に勤務するエンジニアである。パソコンを用いた事務作業が主体であり、身体に負荷のかかる作業や危険業務はない。

通勤は電車とバスで、打ち合わせのために社用車（普通乗用車）で取引先へ出向いたり、工場現場へ視察のために立ち入ることがある。しばしば残業することもあるが、おおむね19時には帰宅できている。会社には専属産業医が選任されている。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Cさんは職場の定期健康診断で心電図異常を指摘され、精密検査が必要であったが、産業医による面談の結果、心筋症に伴う不整脈により内服治療中であることが分かった。ただし、この時点では不整脈も軽微であり、就業制限は行っていなかった。

ある日勤務中に意識を失い、救急車で病院搬送されたところ、不整脈の悪化が認められた。主治医からは内服薬の追加とカテーテル手術および植込み型除細動器（ICD）の植込み手術の実施、その後の20日間の入院と、10日程度の自宅療養が必要との話があった。また、ICDは自動車運転の制限があること、電磁波の影響を受ける可能性があることについて説明があった。Cさんは上司に報告の上、４週間程度休みを取り、入院、手術を受けることとした。

手術は成功し、その後の経過も問題がないことから、Cさんは職場復帰を検討しはじめたが、不整脈の再発や電磁波の影響などについて不安が大きいため主治医等に相談したところ、職場に両立支援を申し出てはどうかとのアドバイスを得た。

一方職場では、Cさんが職場で倒れたことから、再発のおそれや、万一再発した際の対応についてかなり不安を感じていた。主治医からも職場環境についての確認があったため、Cさんは職場に相談しながら主治医に情報提供することとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Cさんと上司・産業医とで復職後の働き方について話し合った結果、ICD植込みの関係で業務上の制限や、内服薬の副作用など就業上注意すべき点について主治医に確認することとした。

また、悪化を防ぐために必要な就業上の措置、勤務時間、通院の頻度や時間、急変時の対応などについてもあわせて意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんに仕事内容や職場環境を確認した上で、記載された質問内容を中心に主治医意見書を作成した。

事務的な仕事に関しての就労上の配慮は不要だが、電磁干渉の危険のある現場への立入り禁止や自動車運転時の留意点、当面の時間外労働の制限について記載した。

また、内服治療と月に１回の外来通院加療の継続のほか、ICDが作動した場合を考慮したICD手帳（機種やモード、設定値が記載されている）の常時携帯についても記載した。

ウ　職場復帰支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Cさんと上司、産業医とで話し合った結果、復帰当初からフルタイム勤務とするが、体調不良時には時間単位の有給休暇を取得すること、車の運転は控えることとした。また、主治医の勧めでICDデバイス会社による現場の環境調査を行い、溶接を行うエリアを立ち入り禁止とした。

上司へは産業医から事情を説明し、職場の不安払拭のための同僚への説明は上司が行うこととした。さらに、定期的に産業医面談を行うこととした。

（3）その他留意事項

ア　ICD 等について

不整脈の治療ではペースメーカやICDなど、植込み型心臓デバイスを必要とするケースがある。最近のデバイスはノイズ対策がなされており、日常生活環境ではほぼ問題ないが、職場環境では溶接機器・発電機・溶鉱炉やアンテナ周辺など、強力な電磁波によりデバイスの誤作動をきたすおそれがあるため注意が必要である。不明な場合には職場の状況を主治医に伝え、電磁波の影響について尋ねることも必要である。

ICDは命を脅かす不整脈が生じた場合に自動的に電気ショックなどで停止させるデバイスだが、意識消失のリスクや電気ショックによる予期しない体動が起こる可能性があるため自動車運転に制限が定められている。一定期間作動がなければ普通乗用車の運転は可能だが、中型（8t限定を除く）、大型免許及び第二種免許が必要となる職業運転は認められていない。

また、ICD植込み手術に伴い、障害者手帳を取得する場合もある。

イ　不整脈疾患について

不整脈疾患の中には１回の治療で完全に根治するものもあれば、治療後も発作の再発のおそれがあるもの、再発時に突然の意識消失をきたし倒れるものもあるため、発作時のリスクを確認した上で、必要に応じて本人の安全とともに周囲の安全も配慮しつつ可能な対応を検討して行くことが重要である。

リスクコミュニケーションは、職場での不安感を払拭し、皆が安心して働くことができる環境を整備することにとどまらず、就業上の配慮に対する本人と支援する側双方の納得感の形成や、万が一病状が急変した際の適切な対応のためにきわめて重要である。一方で、病状に関する情報は要配慮個人情報であり、本人としっかり協議した上でどの範囲・どの程度の情報共有を行うのか十分に検討し、同意を得る必要がある。

医療機関が確認する際のポイント

- 疾病への影響に留意し、どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化・再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討
  - ICDには電磁干渉に伴う誤作動の防止や運転制限など業務上の留意事項があるため、業務内容や作業環境を労働者と確認

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	エンジニア（設計）
職務内容	（作業場所・作業内容） 事務所での設計業務が 月2回程度行うことがあ 転して移動することが □体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 ☑車の運転 □遠隔地出張（国内）
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	8 時 00 分～17 時 00分 （時間外・休日労働の状況： （国内・海外出張の状況：
通勤方法 通勤時間	☑徒歩　□公共交通機関 □自動車　□その他（ 通勤時間：（片道約60分）
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給　□有り　☑無し
有給休暇日数	残 10 日間
その他 特記事項	①以下の点について本人・ あればご教示ください。 ・自動車を運転して取引 ・工場現場での確認のたります。 ・内服薬の副作用。 ・勤務時間など、悪化を ②通院の頻度・所用時間 ③急変時にどのように対
利用可能な 制度	☑時間単位の年次有給休暇 ☑短時間勤務制度 ☑試し出勤制度

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

中心ですが、工場現場や取引先での打ち合わせを
ります。取引先での打ち合わせでは、社有車を運
あります。

□体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　□対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

（休憩１時間。週５日勤務。）
残業もあるが、概ね１９時には退社。　　）
近隣の取引先への出張は時々あり。　　）

（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能）
　　）

（１年６か月）
傷病手当金６６％（□休業中の賞与）

職場とも心配しています。必要な就業制限や注意点が
頂いた内容を専属産業医と相談します。
先に出向くことがあります。
め、電気炉・溶接機・発電機などに近づくことがあ

防ぐために必要な就業上の措置。
をご教示ください。
応すべきか、ご教示ください。

☑傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）
□その他（　　）

（本人署名）　○○○○

（会社名）
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 職場復帰の可否について主治医意見を確認するにあたり、仕事の特徴を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例３（心疾患）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医が選任されている場合は、情報を的確に伝えるために必要に応じて専門用語も使用する
- 病名は、事業者が両立支援プランを検討する際に必要と考えられる場合に記載
- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、復職が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
  - ICD植込みにより、業務内容や作業環境で配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
  - 緊急時の対応など職場が理解しておく必要がある事項を記載
  - 労働者が職場に相談しやすい環境づくりのため、上司等からの声掛け、同僚への説明など、必要な取組を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○町○○
復職に関する意見	□ 復職可　☑ 条件付き可 心尖部肥大型心筋症に伴と植込み型除細動器（ICD）頻拍の発作や ICD の作動復帰は可能です。
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	現状の主な仕事であるデであれば無線 LAN 等の事りません。 一方、取引先への視察にを発生し、ICD への電磁自動車運転については法止です。それ以降は ICD 就業上問題となる内服薬上記の内容に加えて、少調によって徐々に緩和し
その他配慮事項	一般的に肥大型心筋症は、脈や心不全の悪化が生じ内服を継続して頂く必要現状通り安定していればます。受診には、通院時の発作により ICD の作動頂く場合があります。 治療後不整脈は落ち着い応じて ICD が自動的に不には当院に受診するよう近隣の医療機関に搬送さた ICD 手帳を常時携帯さ
上記の措置期間	○○○○年○○月○○日

上記内容を確認しました。
○○○○年○○月○○日　　（本人署名）

上記のとおり、職場復帰の可否等に関する
○○○○年○○月○○日　　（主治医
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなくするものです。この書類は、患者本人から会社

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

□ 現時点で不可（休業：～○○年○月○日）

う持続性心室頻拍（不整脈）に対し、カテーテル治療の植込み手術を行いました。内服薬継続下において心室は認められておらず、病状は安定していますので、職場

スクワーク作業に問題はありません。一般的な事務所務機器による ICD への影響はなく、環境上の問題はあ

おいて、電気炉：各種溶接機：発電機など強い電磁波干渉の恐れがある現場への立ち入りは避けて下さい。
令に基づき少なくとも ICD 植込み後 6 か月間は運転禁の作動状況により運転可否が決まります。
の副作用はありません。
なくとも当面の間、時間外労働はなるべく制限し、体て下さい。

運動・過労・ストレス・寝不足などの負荷により不整る可能性が高くなりますので、このような誘因を避け、があります。
当面は月に 1 回程度、当院への外来受診を予定してい間も含めておよそ半日程度の時間が必要です。不整脈が生じた場合や、体調不良などにより、予定外に受診

ていますが、万が一、不整脈が生じた場合でも必要に整脈を停止させますのでご安心ください。ICD 作動時指導していますが、外出先で ICD が作動した場合にはれる可能性がありますので、ICD 設定などが記載されて下さい。

～○○○○年○○月○○日

○○○○

意見を提出します。
署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - ICD植込みによる運転制限、作業環境で配慮が必要な事項を検討
  - 緊急時の対応について、労働者本人の同意を得て、必要な範囲で職場と情報を共有し、対応を検討

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・不整脈に対し、カテーテ 施。病状は安定してお ・運動・過労・ストレス・ じる可能性が高くなるた に制限を緩和する。 ・定期的に産業医面談を実 配慮の内容の見直しや、 ・月に1回程度の通院（半日	
期間	勤務時間	就業上の
1～6 か月目	8：00 ～ 17：00 (1時間休憩)	定時勤務（残 電磁干渉エリ 原則、社外で 自動車運転の 産業医面談
7か月目 以降	8：00 ～ 17：00 (1時間休憩)	主治医判断、 業・自動車運 電磁干渉エリ 産業医面談は 安定していれ 回とし、職場の 面談を実施。
業務内容	・ICDデバイス会社による 渉の可能性があったた また、取引先おいて、電 し、ICDへの電磁干渉の ・自動車運転については、 とし、自動車での移動が	
その他 就業上の 配慮事項	・本人同意のもと、所属 容やICD作動時の対応な に、職場の不安感を払拭 ・不整脈の発作によりICD 要となるため、時間単位	
その他	・本人に対しては、外出先 れたICD手帳を常時携帯	

上記内容について確認しました。

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

ル治療と植込み型除細動器（ICD）の植込み手術を実
り、職場復帰は可能。
寝不足などの負荷により不整脈や心不全の悪化が生
め、当面の間、時間外労働は制限し、体調を見て徐々

施し、業務における困りごと・体調の聞き取りにより
通院・内服の継続・その他生活上の指導を行う。
程度）を予定。

措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
業禁止） アへの立入禁止 の打合せを控える 禁止 （毎月1回）の実施	月1回の通院あり （時間単位年休等の配慮要）
体調管理の状況を踏まえ、残 転・出張を解禁 アへの立入禁止 月1回の実施。なお、体調が ば、産業医面談は2か月に１ 衛生管理者が月1回の頻度で	2～3か月に1回の通院が想定される （時間単位年休等の配慮要）

現場の環境調査の結果、溶接を行うエリアで電磁干
め、同エリアを立ち入り禁止する。
気炉・各種溶接機・発電機など強い電磁波を発生
恐れがある現場への立ち入りは禁止する。
法令に基づき少なくともICD植込み後6か月間は禁止
必要な場合は営業担当が同行し運転する。

長・産業医から職場メンバーに対して、両立支援内
どを説明し、就業上のサポートを依頼するととも
する。
が作動した場合や、体調不良時は予定外の受診が必
の休暇取得などの配慮を行う。

でICDが作動した場合に備え、ICD設定などが記載さ
するよう指導する。

○○○○年○○月○○日（本　人）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（所属長）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（人事部）＿○○○○＿
○○○○年○○月○○日（産業医）＿○○○○＿

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置の内容と期間を設定
- 通院頻度や時間単位の休暇取得についても参考情報として明記
- 自動車運転や立ち入り場所の制限など、ICDの影響による業務内容の調整が必要な場合には、必要な措置内容を記載
- 定期的な産業医面談の実施についても明記

- 本人や職場の不安軽減のために、同僚等に症状や必要な配慮等に関する説明を行う場合は、労働者本人の同意を得て説明を行う旨を明記
- 緊急時や体調不良時の時間単位の休暇取得などの配慮事項を記載

- 労働者本人が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることがわかるよう、署名

企業・医療機関連携マニュアル（事例編：糖尿病）

本参考資料は、具体的な事例を通じて、ガイドライン掲載の様式例（ガイドラインP.12「様式例集」）の記載例を示すものである。

掲載の事例は、あくまで一例であり、実際の経過や必要な就業上の措置等は疾病の種類や個別の労働者の状況によって異なる点に留意する必要がある。

＜構成＞

事例１　糖尿病教育入院を行う初期の２型糖尿病で、退院後、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

事例２　部署異動がきっかけで経口薬治療を中断していた２型糖尿病で、治療を再開し仕事の両立を目指す事例

事例３　インスリン治療中の１型糖尿病で、交替制勤務を継続しながら、治療と仕事の両立を目指す事例

※糖尿病の特徴及び治療と仕事の両立支援に当たっての留意事項

- 糖尿病は定期的な通院への配慮などがされれば、通常と変わりなく就労を継続できる疾患である。しかし、高血糖や低血糖による症状を呈する場合には、危険を伴う作業を控える等の措置が必要となる場合もある。また、血糖コントロールの悪化を防ぐためには業務内容への配慮が必要な場合もある。適切な措置や配慮を講じるためには、労働者と十分に話し合い、主治医や産業医等の意見を十分に勘案した上で、対応を検討することが望ましい。
- 糖尿病は自覚症状に乏しく、治療中断につながりやすい疾患である。治療中断に伴う血糖コントロールの悪化や合併症の発症・進行を防ぐためには、労働者本人が主治医の指示に基づいて治療を継続し、適切な生活習慣を守る等の取組が重要である。一方、事業者は、労働者の健康と安全の確保の観点から、治療が適切になされるよう支援することも重要である。
- 労働者の異動や転勤の際は、業務を優先する結果通院が中断しやすくなる場合もあるため、異動先や転勤先の上司にも糖尿病の治療中であることについて労働者自らが伝えるとともに、上司の間でも適切に情報の引継ぎがされることが望ましい。また、通院状況について産業保健スタッフや上司が能動的に確認することが望ましい。
- 糖尿病は一般健康診断において把握が可能な疾患であり、事業者による定期健康診断の事後措置が重要である。事業者は健康診断で把握した情報をもとに、治療を促しながら、就業継続を図る取組を講じることが望ましい。
- 糖尿病は必ずしも生活習慣のみが原因で発症、悪化するものではない。糖尿病に対する誤解は、労働者からの支援の相談や申出を妨げる要因にもなりうるため、事業者は必要に応じて職場に対して糖尿病に対する正しい知識の啓発を行うとともに、生活習慣病を予防する取組を行うことが望ましい。
- 産業医の選任義務のない50人未満の事業所については、地域産業保健センターにおいて、労働者の健康管理に係る相談や、健康診断の結果について医師の意見を聞くことができる。また、治療と仕事の両立に関しては、産業保健総合支援センター（さんぽセンター）で、両立支援の知識を有した専門家に相談できる。

事例１　糖尿病教育入院を行う初期の２型糖尿病で、退院後、通院による治療と仕事の両立を目指す事例

Aさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
４０代 男性	2型 糖尿病	薬物療法 （経口薬）	中小企業	正社員 （建設会社、作業員）	なし

（１）事例の概要

ア　基本情報

Aさんは、従業員数が40名ほどの建設会社に勤務する40歳代男性である。主任としてフルタイムで勤務するAさんは、慢性的な人員不足から、建築工事現場で屋外・高所作業に従事する傍ら、工程管理や品質管理等の管理業務にも関与するなど複数の役割を担当している。上司や同僚など皆から現場をよく知るベテランとして、頼りにされている。

元請会社からは、安全衛生活動全般、とりわけ、健康診断とその事後措置については、徹底するよう要請されている。産業医の選任義務はないため、安全衛生に関する相談は、専ら、地域窓口（地域産業保健センター）を活用している。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Aさんは、定期健診の結果では尿糖や高血糖の所見があり、要経過観察との指摘を受けていたが、自覚症状もないため医療機関を受診せず数年が経過していた。

そうしたところ、全身倦怠感が出現し次第に増悪したため、近所にある総合病院を受診した。２型糖尿病と診断され、主治医から教育入院を勧められたが、教育入院の必要性は理解できたものの、Aさんは周囲から生活がだらしないから糖尿病になったとみられるのではと思い、周囲への言い出しづらさがあった。加えて、入院により約１週間も現場を離れることは、関係者に迷惑をかけるため難しいと考え、主治医や医療ソーシャルワーカー（MSW）に相談した。上司に教育入院の必要性や、今後治療や通院が必要になることを伝えることが重要であるとアドバイスを受け、上司に相談した。

相談を受けた上司は、入院のための人員調整や今後の支援体制について検討が必要なことは理解できたものの、具体的な対応については経験がないため、Aさん及び人事担当と相談し、地域窓口に相談した。地域窓口の担当者からは、相談先として産業保健総合支援センター（さんぽセンター）を紹介されたため、さんぽセンターの助言を得ながら両立支援を開始することとなった。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Aさんと上司、人事担当の三者で話し合った結果、教育入院の期間や退院後の通院の頻度、屋外作業継続の可非と屋外作業の注意点について、主治医に確認することにした。また、上司や同僚への病気の伝え方など現状の悩みや課題について記載し、主治医の意見を求めることにした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Aさんに仕事の内容や職場の支援制度、不安に思っていることについて確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。糖尿病の治療を受けながらでも今まで通り仕事は続けられること、治療のための特別な配慮は原則不要であること、その他高所作業や夏場の屋外作業等、仕事をする上での注意事項について明記した。また、教育入院後の通院頻度や管理監督者には文書だけでなく、Aさんの診察に同席しての情報提供も可能である旨も記載した。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、Aさん、上司及び人事担当の三者で相談した結果、教育入院のために担当業務や役割を一時免除し、業務に復帰するまでの間、代行者を立てることにした。退院後は、脱水を避けるため、適時水分補給を可能にし、低血糖発作が出現する恐れがある場合の危険作業については、主治医に相談の上再開することとした。

また、安定した定期通院を支援するための時間単位の休暇取得制度を積極的に活用することとした。なお、産業保健総合支援センターとも相談しながら日常的な課題の解決ができる体制を整備していくこととした。

（3）その他留意事項

糖尿病の初回の治療開始時や、治療薬を服薬しているにもかかわらず生活習慣の管理不足などから血糖コントロールがうまくいっていない場合には、糖尿病の教育入院が必要な場合がある。糖尿病は自覚症状の乏しい病気のため、入院精査により糖尿病の状態（インスリン分泌能力、血糖値の日内変動、合併症の有無やその程度等）を正確に把握することができ、どのような治療が適切であるのかを理解することができる。また、食事療法（カロリー計算の方法など）や運動療法について学び、これまでの生活習慣を振り返り、生活習慣の改善につなげることができる。さらに薬物療法（薬の正しい使い方など）の正しい知識やスキルを身につけることにより、退院後も糖尿病を自己管理できるようになることを目指している。

糖尿病は適切に管理されれば、日常生活や就労には特段の配慮は不要である。ただし、薬物療法中であれば、相応の注意は必要である。低血糖発作はその代表的なものであるが、主治医の指導のもとで自己管理を適切に行うことができれば、リスクは十分低減できる。より安全な就労のために、発作時の対応について事業場としても労働者本人に確認や相談をしておくことが望ましい。また、事業場から主治医に対して業務内容（屋内外の作業環境など）を伝えることで、主治医が治療内容を調整したり、より具体的な指導を労働者本人に行うことができるため、より適切な糖尿病管理とより安全な就労が可能となる。

事例１（糖尿病）：勤務情報を主治医に提供す

医療機関が確認する際のポイント

- 疾病への影響に留意し、どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 作業場所や勤務形態、勤務時間など仕事の特徴を確認

- 教育入院、通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 労働者の意向を確認しながら、糖尿病の治療を続けながら今まで通りの仕事が続けられると判断
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、高所作業や夏場の屋外作業など仕事上の配慮や注意事項を検討
  - 上司や同僚に糖尿病を正しく理解してもらうための情報、説明の機会について検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に
先生にご意見をいただくための従業員の
どうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	建設作業員
職務内容	（作業場所・作業内容） 一般作業員として、日 傍ら、工程管理や品質 書の作成等の PC 作業や ☑体を使う作業（重作業） ☑暑熱場所での作業 □車の運転 □遠隔地出張（国内）
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	8 時 30 分～17 時 30分 ※担当する現場や季節によ ※定時退社はまれ、月1～2
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 ☑自動車　□その他（ 通勤時間：片道30～60分
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給　□有り　☑無し
有給休暇日数	残 10 日間
その他 特記事項	糖尿病の治療を受けなが 必要な就労上の配慮は何 ば教えてください。入院 ですが、今回の入院期間 本人の上司や同僚にも糖 （リーフレット等）がござ
利用可能な 制度	☑時間単位の年次有給休暇 □短時間勤務制度 □試し出勤制度

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

常的に屋外の建築工事（高所作業等）に従事する
管理等の管理業務にも関与しており、記録や報告
関係者との打合せ等のデスクワークもあり。

☑体を使う作業（軽作業）　☑長時間立位
☑寒冷場所での作業　☑高所作業
☑機械の運転・操作　□対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

（休憩１時間。週５日勤務。）
り、始業終業の時刻にはシフトあり
回の休日出勤もあり

（着座可能）　□公共交通機関（着座不可能）
）
※従事する現場により、長短あり。

（○○日間）
傷病手当金○%（□休業中の賞与））

ら、今まで通り仕事を続けられるか、治療のために
か、屋外作業継続の是非と屋外作業の注意点があれ
治療や外来通院についても会社として支援する方針
や退院後の通院の頻度についても教えてください。
尿病を正しく理解させるため、一般向けの解説書
いましたら、ご紹介ください。

□傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）
□その他（　　）

（本人署名）　○○○○

（会社名）
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 屋外作業や高所作業、温熱、寒冷場所での作業など、仕事の特徴を記載
- 教育入院や通院、体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例１（糖尿病）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 外見からわかりづらい症状は具体的に記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
- 入院の可能性がある場合は、必要となる期間などを含めて、事業者が見通しを立てやすいようにその旨を明記

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 業務内容や作業環境について、配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 疾病に対する正しい理解を促すために、参考となる情報源や相談先を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区

病名	2型糖尿病
現在の症状	○○さんは、以前から健 されて糖尿病の診断に至
治療の予定	・高血糖が認められるこ ため、1週間程度の入院 ・退院後は、経口糖尿病薬 ります。就業中に特別 ・通院で治療を継続しま ・通院の頻度について 標準所要時間は、検査
退院後／治療中の就業継続の可否	☑可　（職務の □条件付きで可（就業上 □現時点で不可（療養の
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	・当院で指示する食事内 限は必要ありません。 ・夏季の屋外作業等発汗 る恐れがあるため、本 提供をお願いします。 ・今回から内服開始と が、食事を摂らずに服 や汗が出る、脈が速く を生じることが、まれ がないようにご本人に ・万が一、就業中に意識障 ことで速やかに回復す 本人と相談してくださ ・低血糖発作が勤務中に て慎重に従事させる必 ・必要時の糖分補給につ 方にも、低血糖発作を 応への協力をお願いし
その他配慮事項	・糖尿病については、下 http://dmic.ncgm.go. ・本人の状況について、 診察に同席していただ
上記の措置期間	○○○○年○○月○○日

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日　（本人署名）

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等
令和○○年○○月○○日　（主治医

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく
するものです。この書類は、患者本人から会社

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

康診断で糖尿病を疑われていましたが、今回当院を受診りました。現在は全身倦怠感が認められます。

と糖尿病について今後の自己管理を学んでいただくが必要です。
の服用（1日2回程度、低血糖を起こしにくい薬）となの服薬時間を設ける必要はありません。
す（半日程度の休業となります）
は、血糖管理が良好であれば、1～3か月に１回程度、と診察等で正味1～2時間程度必要です。

健康への悪影響は見込まれない）
の措置があれば可能）
継続が望ましい）

容と処方された薬の服用を守れていれば、就業に特に制

を伴う作業については、脱水により糖尿病を悪化させ人が希望する時に十分な水分摂取ができる作業環境の

なった薬は、低血糖を起こしにくいとされています薬するなどした場合、血糖値が低下(低血糖)しすぎて冷なるといった症状が生じ、さらに低下すると意識障害にあります。高所での作業や運転中にそのようなことは自己管理を徹底するよう指導をしています。
害などが起きた場合には、砂糖等の糖分を口に含ませるるはずです。低血糖発作時の対応については、事前にい。
頻回に発生する場合は、高所作業等の危険作業におい要がありますので、主治医まで相談ください。
いては本人の自覚や注意が基本ですが、管理監督者の起こす可能性があることへの理解や低血糖発作時の対ます。

記のホームページを参考にしてください。
jp/general/about-dm/010/index.html
管理監督者に対しては、文書による情報提供のほか、ければ、直接の説明もできます。

～○○○○年○○月○○日

○○○○

に関する意見を提出します。
署名）　○○○○

治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認

- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認

- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 夏季の屋外作業など脱水を避けるための対応を検討
  - 低血糖発作が出現する恐れのある場合の危険作業については主治医に相談の上再開することに留意
  - 低血糖発作時の対応への協力について、情報の共有の範囲を検討

- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定

- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認

- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○建設	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・全身倦怠感や高血糖等を 週間の教育入院を予定。 ・退院後は、糖尿病薬の内服 ・通院頻度については、血 ・退院後は、従前の業務を が、場合によっては、低	
期間	勤務時間	就業上の
入院に際して	8:30 ～ 17:30 (休憩1時間)	本人不在によし、退院後のも、入院からておく。
退院後	8:30 ～ 17:30 (休憩1時間)	糖尿病は、本指示された食が守られているが、以下の ①薬物療法に恐れがある業についてさせる。 ②夏季の屋外は、脱水にがあるた作業を休止する。
業務内容	業務内容の変更は行わない	
その他就業上の配慮事項	低血糖発作時の糖分補給等を理解し、発作時の対応に	
その他	・本人においては、通院と ・事業者は、安定した定期積極的な活用を促進す ・本人においては、体調不上司にも相談する。定期 ・管理監督者は、本人の体調いて話し合うこと。必要 ・事業者は、管理監督者カー）、産業保健総合支が、治療と仕事の両立支する。	

上記内容について確認しました。

復帰支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

認め糖尿病と診断、今後の自己管理を学ぶため、約1

継続と定期的な外来通院が必要。
糖管理が良好であれば、1～3か月毎になる見込み。
再開可能。治療のための特別な配慮は原則不要だ
血糖発作等への対応が必要となる可能性あり。

措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
る業務への影響を最小限とスムーズな業務再開のために復職までの間の代行者を立て	入院の期間は、約 1 週間の見込みだが、状態により前後することもある。
人の自己管理が基本であり、事内容と処方された薬の服用れば、特段の措置は不要であ 2 点に配慮する。 より、低血糖発作が出現する場合は、高所作業等の危険作は、主治医に相談のうえ従事 作業などの発汗を伴う作業より糖尿病を悪化させる恐れめ、本人が希望する時に適時し充分量の水分補給を可能と	・内服治療継続 ・外来通院の頻度については、血糖管理が良好であれば、1～3か月毎が標準。 ・外来受診の所要時間は、検査と診察等で正味1～2時間程度。

の対応は、本人が行うが、管理監督者も低血糖発作は協力できるようにする。

服薬を継続し、自己中断をしない。
通院を支援するため、時間単位の休暇取得制度等のる。
良があれば、主治医と相談することはもちろんだが、健康診断の結果は速やかに主治医に報告すること。
等について懸念があれば、関係者で就労上の配慮につに応じ、本人経由で主治医にも相談し助言を得る。
（上司や人事）、主治医（や医療ソーシャルワー援センターとの連携を構築し、本人や管理監督者援のための日常的な課題の解決ができる体制を整備

○○○○年○○月○○日（本　人）　○○○○
○○○○年○○月○○日（所属長）　○○○○
○○○○年○○月○○日（人事部）　○○○○
○○○○年○○月○○日（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、職場復帰支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 入院から復職までの代行者を立てる場合は明記する
- 作業に伴う配慮事項を記載
- 通院頻度も参考情報として明記

- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載
- 治療と仕事の両立支援のための体制整備など事業所方針、考えを記載する

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例２　部署異動がきっかけで経口薬治療を中断していた２型糖尿病で、治療を再開し仕事の両立を目指す事例

Ｂさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
５０歳代 男性	2型 糖尿病	薬物治療 （経口薬）	中小企業	正社員 （運送会社、営業職）	嘱託産業医・ 保健師

（１）事例の概要

ア　基本情報

Bさんは、従業員数が150名ほどの運送会社で営業職として勤務する50歳代の独身男性である。営業職の中堅社員として上司・後輩から頼りにされている。現在の職場や仕事を気に入っており、定年まで働きたいと考えている。

営業では社用車を運転することもあり、不定期で宿泊を伴う国内の出張もある。接待を伴う営業のために勤務時間が不規則で、さらに極めて多忙で長時間勤務になることがある。Bさんが勤務する事業場は、嘱託産業医を１名選任しており、月１回職場に来訪する。

イ　両立支援を行うに至った経緯

糖尿病と診断されていたBさんは、以前から経口薬治療を受けており、職場に病気のことは伝えていた。最近部署異動があったが、異動後の職場には病気のことを口に出しづらい雰囲気があり、糖尿病であることをなかなか話せないでいた。

Bさんは異動後、業務スケジュールが顧客に依存するため通院が不規則になり、内服薬が切れてしまうこともあったが、糖尿病に対する偏見を恐れ職場に相談できない状況が続き、治療が中断していた。

ある年の健診でHbA1cの悪化が顕著であることから保健師、産業医との面談に至った。通院の必要性を認識していたBさんは、上司に相談し、人事担当に両立支援の申し出をすることにした。産業医からも人事担当・上司に対し、通院の必要性について説明がなされ、糖尿病に対する正しい理解と通院への配慮を求めた。上司は職場での対応を検討するため、Bさんと一緒に勤務情報提供書を作成し、主治医の意見を求めることとした。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

産業医の助言をもとに、Bさんと上司とで話し合った結果、今後の治療方針、車の運転を含む就業上の配慮等について、勤務情報提供書を通じて主治医の意見を求めることとした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Bさんの治療に対する希望や、仕事の内容等を確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

入院が望ましいが、本人の希望もあり、外来通院での服薬治療継続とし、通院や時間外労働について職場の配慮を求める内容とした。また、使用している薬剤の効果や副作用について記載した。

出張や接待等問題はないが、接待時の食事内容や量に注意することや、血糖コントロールが悪化した場合の治療方法及び留意点を記載した。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Bさん、上司、産業医とで話し合った結果、現状では就業上の措置は不要とし、通院のための休暇を取得できるよう業務調整を行った。また、保健師か産業医が本人に通院、治療状況を定期的（１～３か月毎）に確認していくこととした。同僚に業務での負担や差別感が生じるようであれば、本人の同意を得た上で必要な範囲に周知していくこととした。

（3）その他留意事項

通院の継続は労働者本人の意識が重要であるが、重症化や合併症の発症等を防ぐために、業務を優先して通院を中断しないよう、管理監督者が通院の必要性を理解し、配慮する必要がある。

また、糖尿病に対する偏見は支援の申し出を阻害する要因となる可能性があるため、支援の申し出がしやすい職場環境整備が重要である。

本人の健康状態や業務内容によっては就業上の措置（過度の残業禁止、業務上の車両運転の制限等）が必要となる場合もある。

医療機関が確認する際のポイント

- 疾病への影響に留意し、どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 社用車の利用、出張の有無・頻度など、仕事の特徴を確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化・再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討
  - 入院の必要性や通院頻度などの今後の治療方針について検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○
職　　種	営業職
職務内容	（作業場所・作業内容） ・運送会社の営業職で ・業務を顧客のスケ 不規則です。 □体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 ☑車の運転 ☑遠隔地出張（国内）
勤務形態	☑常昼勤務　□二交替勤務
勤務時間	8 時 30 分～17 時 30分 ※時間外・休日労働の状 間程度 ※国内・海外出張の状況：
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 □自動車　□その他（ 通勤時間：（　片道60
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給　□有り　☑無し
有給休暇日数	残 15 日間
その他 特記事項	月に1回産業医の訪問があります。 就業上の措置等を検討す ・入院の必要性、通院の ・今後の治療方針に変更 ・治療による営業業務へ 要か ・業務に差し障るような が必要か ・運転が必須の業務（営 何か
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給休暇 □短時間勤務制度 ☑その他（必要に応じ可能

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

す。
ジュールに合わせて行うことが多く、勤務時間は

□体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
□機械の運転・操作　☑対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

（休憩１時間。週５日間。）
況：時期にもよるが、毎月の時間外労働は20～40時

不定期で宿泊を伴う国内の出張あり

（着座可能）　☑公共交通機関（着座不可能）
）
）分

（○○日間）
傷病手当金 66%）

るため、その際に就業について相談することができ

るため以下の点についてご教示ください。
場合の頻度、要する時間
の可能性はあるか
の影響の有無、接待や宿泊を伴う出張等の制限は必

慢性合併症の進行はないか、あればどのような配慮

業）は問題ないか、また運転をする場合の注意点は

□傷病休暇・病気休暇　☑時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）　☑試し出勤制度
な限り対応を検討します　）

（本人署名）　○○○○

（会社名）
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 社用車の運転や、不定期で宿泊を伴う国内の出張もあること、不規則な勤務であること、時間外労働時間など、仕事の特徴を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（１日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例２（糖尿病）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 外見からわかりづらい症状は具体的に記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
- 入院の可能性がある場合は、必要となる期間などを含めて、事業者が見通しを立てやすいようにその旨を明記

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 業務内容や作業環境について、配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 薬の効果や副作用について記載する際は、わかりやすい言葉とし、副作用への対応方法についても記載
  - 今後の治療方針について、通院頻度、配慮事項等を含めて記載
  - 疾病に対する正しい理解等、職場における配慮のために必要な点を記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区
病名	2型糖尿病
現在の症状	外来受診時、血糖値が高飲んでしまう、頻回に尿再開いたしましたので、することが見込まれます。
治療の予定	血糖値が高いことに伴ううとともに、糖尿病に関院治療をしていただくこ院ではなく外来にて治療現在は飲み薬による治療が、病状が悪化した場合治療を行う可能性があり当面は週1回の外来通院がら、月に1度の外来通院に
退院後／治療中の就業継続の可否	☑可　（職務の □条件付きで可（就業上 □現時点で不可（療養の
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	現時点において就業制限題はありません。ただ 1）定期的な外来通院が必うご配慮ください。な行う場合には、出張先しますので、出張先で 2）規則正しい生活習慣をで、時間外労働が過度 3）外食時には一般的に食食の機会が過度になら 4）現在使用している治療あり、トイレに行く回は途中でトイレに行く
その他配慮事項	1）病状が顕著に悪化した 2）現在は使用しておりまをきたす可能性のある、心臓がドキドキす車の運転を控えるよう 3）糖尿病になる原因の1の原因ではありませない人と同様に日常生いよう、十分にご配慮 4）病状や配慮事項等に関口までお問い合わせく
上記の措置期間	○○○○年○○月○○日

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日　（本人署名）

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等
令和○○年○○月○○日　（主治医
(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなくするものです。この書類は、患者本人から会社

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

いことに伴う症状（のどが渇く、水やお茶をたくさんが出る、など）を認めておりました。糖尿病の治療を今後、血糖値の改善に伴い、これら一連の症状は改善

症状を認めます。早々に薬の調整や合併症の評価を行する正しい知識を学んでいただく目的で10日程度の入とが望ましいですが、今回はご本人の希望もあり、入させていただくことといたしました。
を行っており、今後も飲み薬による治療は必要ですには、飲み薬に加えてインスリンなどの注射薬によるます。
必要と思われますが、血糖値の改善が確認できました通院間隔を延長する予定です。

健康への悪影響は見込まれない）
の措置があれば可能）
継続が望ましい）

の必要はありません。社用車の運転に関しても特に問し、以下の点につきまして配慮をお願いいたします。
要になりますので、週1回の通院を行うことができるよお、1回の通院は半日程度かかります。長期間の出張をの病院または診療所で治療を継続するよう本人へ指示の通院が可能となるようご配慮ください。
送ることが血糖値を改善させる上で必要になりますのにならないようご配慮ください。
事量が多くなる傾向にありますので、接待等に伴う外ないよう本人と相談してください。
薬の中に、頻回に多くの尿が出る副作用を有する薬が数が多くなる可能性があります。長時間の会議の際にことができるようご配慮ください。

場合には入院治療が必要になることがあります。
せんが、病状の悪化に伴い、インスリンなどの低血糖薬を使用する場合があります。その際、冷や汗が出る、などの低血糖に伴う症状を認めた場合には、社用配慮をお願いいたします。
つとして生活習慣の乱れがありますが、それがすべてん。また、糖尿病は適切な管理ができていれば病気が活を送ることができます。無用な差別や誤解を生まなください。
しましてご不明な点がございましたら、当院の相談窓ださい。

～○○○○年○○月○○日

○○○○

に関する意見を提出します。
署名）　○○○○
治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認
- 主治医への質問事項に対する回答を確認
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 通院のための業務調整を検討
  - 出張時の配慮事項の確認
  - 薬の副作用等による症状とその対応方法を確認
- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定
- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認
- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・教育入院はせず、外来で ・当面は週1回の外来通院を (1回の通院時間は半日程 ・飲み薬による治療予定だ スリンなどの注射薬によ 入院治療が必要) ・血糖値が高いことに伴う症 頻回に尿が出る、など）は ・治療薬に頻回に尿が出る 能性がある ・治療の一環として、規則 や接待等に伴う外食の機	

期間	勤務時間	就業上の
血糖値が改善するまでの期間	8：30 ～ 17：30 (1時間休憩)	毎週の通院配 時間外労働は 宿泊を伴う遠
血糖値が改善後	8：30 ～ 17：30 (1時間休憩)	月に 1 回の通 時間外労働制 ないよう配慮 宿泊を伴う遠隔 長期出張の場 うに配慮要

業務内容	・主治医意見書より就業制 せず、営業職を継続とす
その他就業上の配慮事項	・副作用によりトイレの回数 ・病状の悪化に伴い、イン する場合は、冷や汗が出 ないか確認し、症状を認
その他	・血糖値改善までは、1ヶ月 を行い、通院・治療状 改善・増悪に伴いプラン ・本人においては、通院・ の変化に留意し、体調不 ・上司においては、本人か るように善処すること ・総務担当は、産業医に対 る情報提供を依頼し、そ ・同僚に業務での負担や差 必要な範囲に周知する ・病状や配慮事項等に関し 合わせて確認する

上記内容について確認しました。

立支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

の薬を使用した治療の方針
行い、血糖値が改善したら月に1度の外来通院予定
度)
が、病状が悪化する場合には、飲み薬に加えてイン
る治療を行う可能性がある(病状が顕著に悪化すれば

状（のどが渇く、水やお茶をたくさん飲んでしまう、
血糖値の改善に伴い、改善することが見込まれる
副作用の薬があり、トイレに行く回数が多くなる可

正しい生活習慣を送る必要があるため、時間外労働
会は過度にしない

措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
慮要 1日1時間程度まで 隔地への出張禁止	週 1 回通院・薬物療法 （症状：頻回のトイレ）
院配慮要 限は特にないが、過度になら 地も含めて、特に出張制限なし 合は、出張先で通院できるよ	月に 1 回通院・薬物療法 （症状：頻回のトイレ）

限不要ということであり、業務内容に関しては変更
る

など多いようであれば、会議の休憩時間などに配慮する
スリンなどの低血糖をきたす可能性のある薬を使用
る、心臓がドキドキするなどの低血糖に伴う症状が
めた場合には、社用車の運転を禁止する

ごとに産業医または保健師・本人・総務担当で面談
況、プランの実施状況を確認する。今後は血糖値の
の見直しを行う（面談予定日：○月○日○～○時）
服薬を継続し、自己中断をしないこと。また、体調
良の訴えは上司に伝達のこと
らの体調不良の訴えなどを申し出しやすい環境を作

し、上司など必要最低限の関係者への糖尿病に関す
の機会を調整する
別感が生じるようであれば、本人の同意を得た上で

て不明な点がある場合は、通院先の相談窓口に問い

○○○○年○○月○○日（本　人）　○○○○
○○○○年○○月○○日（所属長）　○○○○
○○○○年○○月○○日（人事部）　○○○○
○○○○年○○月○○日（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話し合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通しなど、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置として、病態に応じた期間を設定し、配慮すべき内容を記載
- 通院頻度も参考情報として明記

- 労働者本人に確認しながら、配慮する事項を記載

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 労働者本人や上司、総務担当等が気を付けるべき事項があれば記載
- 同僚等による協力が得られるよう、労働者本人の同意を得て必要な範囲に周知する旨を明記
- 病状や配慮事項について留意すべき点があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

事例３　インスリン治療中の１型糖尿病で、交替制勤務を継続しながら、治療と仕事の両立を目指す事例

Cさん	治療の状況		企業の状況		
	病名	治療状況	企業規模	職種等	産業医等
４０歳代 男性	１型 糖尿病	薬物療法 （インスリン）	大企業	正社員 （製造業、 生産工程職）	専属 産業医

（１）事例の概要

ア　基本情報

Cさんは、従業員数が1000名超の製造業の企業に勤務する40歳代の男性である。工場内で製造ラインにフォークリフトで部品を供給する業務に就いており、運転が主な業務である。

Cさんは１年前に、７名の班で、１名の主任と３名ずつの２交替勤務で夜勤のある部署に異動した。仕事ぶりは熱心で周囲からも信頼されている。勤務先には、専属産業医が選任されている。

イ　両立支援を行うに至った経緯

Cさんは30歳代に１型糖尿病と診断され、インスリン治療を継続してきた。これまで意識消失などの重篤な低血糖の症状の既往はなく、治療開始時に一時的にフォークリフトの運転業務を外れたことがあるが、血糖コントロールが良好だったため産業医と相談の上、運転業務を再開した。その後も定期健診で大きな異常はなく産業医の定期面談は行われていなかったが、異動直後の定期健診結果では、HbA1c、随時血糖ともに受診勧奨判定値を超えていた。Cさんはインスリン治療中であったが、異動で交替制勤務となったことが影響し、血糖管理が難しくなっていた。血糖コントロールが徐々に悪化していたが、現在の仕事を続けたい気持ちが強く、上司や産業医に申し出ることはなかった。

翌年の定期健診結果では前年度より、HbA1c、随時血糖ともにさらに悪化したため産業医面談となった。産業医は、交替勤務を続けることは好ましくないと考え、Cさんに交替制勤務や運転業務を外れる提案をしたが、Cさんは現在の業務を継続したいと強く訴えたため、極力制限を避ける方向で、主治医と相談することとなった。

（2）様式例の記載例

ア　勤務情報提供書　【労働者・事業者において作成】

Cさんと産業医、上司とで今後の働き方について話し合った結果、主治医の意見を求めた上で、交替制勤務でのフォークリフトの運転を続けながら治療と両立が可能かどうかを検討することとした。特に、交替勤務を一時的にでも外した方がよいか、交替勤務を続ける場合は、食事や血糖測定、インスリン注射のタイミングやフォークリフト運転業務での留意点、低血糖時やシックデイ（体調不良時）の症状や対応方法について確認することとにした。

イ　主治医意見書　【医師において作成】

主治医は、勤務情報提供書に記載されている内容を踏まえ、Cさんの勤務に対する希望や、仕事の内容、勤務時間・シフト表を確認した上で、勤務情報提供書に記載された質問内容を中心に、主治医意見書を作成した。

交替勤務の継続や運転業務は可能であるが、業務中の血糖の変化を確認するために、CGM（持続型血糖測定）を用いる旨を記載した。また、シックデイや低血糖時の状態とその対応方法について記載した。血糖測定、インスリン注射のタイミングや食事については本人に指導しているため、本人に確認してもらいたいことを記載し、運転前の血糖確認と、低血糖時の補食・再測定が必要であることも明記した。

血糖測定、インスリン注射を行うための時間と場所の配慮や通勤への配慮を求めた。

ウ　両立支援プラン　【事業者において作成】

主治医意見書を踏まえ、再度Cさんと産業医、上司とで話し合った結果、主治医の意見を勘案し、交替勤務とフォークリフト運転を継続することとした。低血糖発作時、シックデイの対応を共有し、低血糖に備えて作業中も補食を常備していくことにした。

職場では、運転業務を安全に行うため、作業前の血糖確認と低血糖時の対応等の条件を設定した。また、交替勤務時は上司が不在となるため、同僚等がCさんの状況を理解し対処していけるよう、上司が産業医の説明を聞き、それをもとに同僚等に説明していくこととした。

（3）その他留意事項

糖尿病については、勤務情報を伝えて、適切な治療・指導につなげることが重要であり、病状や低血糖発作時の対応等、必要な範囲で職場関係者と共有することも重要である。

糖尿病は、冷や汗、手の震え、動悸などの症状なく低血糖発作を起こす無自覚性低血糖の状態になることがある。低血糖がフォークリフトの運転など就業においてリスクとなる場合には、CGMを行うことによって、自分の血糖の変動の傾向を知ることができ、事前に補食などをすることにより低血糖を防ぐことができる。しかし、糖尿病性網膜症の進行に伴う視野欠損や無自覚性低血糖がある場合は、運転制限が必要になることがある。

通常勤務から交替勤務になる等、勤務形態が変わる際は、生活リズムの変化により血糖のコントロールが悪くなる場合があるため、予め産業医等に相談することが望ましい。

医療機関が確認する際のポイント

- 疾病への影響に留意し、どのような作業内容や作業負荷の仕事に従事する予定であるのかを確認
- 交替制勤務でのフォークリフトの運転業務があることなど、仕事の特徴を確認

- 通院のスケジュールを勘案して、有給休暇の利用で対応可能かどうか、労働者と確認

- 産業医が選任されているかどうか、職場での健康管理などの支援が可能な体制があるかどうかを確認
- **特に意見を求められている点について確認**
  - 就業内容が過度に制限されないように配慮した上で、病状悪化・再発防止のために、職場において必要と考えられる配慮や注意事項を検討
  - 労働者の意向も確認しながら、交替勤務が可能かどうか、交替勤務の際の食事、血糖測定、インスリン注射のタイミングについて検討

- 署名漏れがないか確認
- 記載内容を踏まえながら、労働者にその他要望や不安の有無等について確認

（主治医所属・氏名）　先生

今後の就業継続の可否、業務の内容に先生にご意見をいただくための従業員のどうぞよろしくお願い申し上げます。

従業員氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区
職　　種	工場におけるフォークリ
職務内容	（作業場所・作業内容） ・1 週間ごとの 2 交替の ・作業内容は部品や製品 ・作業場所であるフォー □体を使う作業（重作業） □暑熱場所での作業 ☑車の運転 □遠隔地出張（国内）
勤務形態	□常昼勤務　☑二交替勤務
勤務時間	昼勤：8 時 00 分 ～ 17 時 夜勤：20 時 00 分 ～ 翌 5 ※時間外・休日労働の状 時間外労働あり ※国内・海外出張の状況：
通勤方法 通勤時間	□徒歩　□公共交通機関 ☑自動車　□その他（ 通勤時間：（片道 15 ）分
休業可能期間	○○年○○月○○日まで （給与支給 ☑有り □無し
有給休暇日数	残 15 日間
その他 特記事項	常勤の専属産業医がいるが可能です。本人は、現することを希望していまうな配慮や対応が必要か 1．交替勤務の所定労働に応じて、どのタイよいか。（シフト表を 2．運転業務を行う場合 3．低血糖時や病気の際どのように対応した 4．その他治療のために 5．一時的にでも交替勤
利用可能な 制度	□時間単位の年次有給休暇 ☑短時間勤務制度 ☑試し出勤制度

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日

令和○○年○○月○○日

る際の様式例（勤務情報提供書）の記載例

ついて職場で配慮したほうがよいことなどについて、
勤務に関する情報です。

	生年月日	○○○○年○○月○○日

フトの運転手

勤務に従事しています
のフォークリフトでの運搬業務です
クリフトの移動範囲は建屋内から屋外まで

☑体を使う作業（軽作業）　□長時間立位
□寒冷場所での作業　□高所作業
☑機械の運転・操作　□対人業務
□海外出張　□単身赴任

□三交替勤務　□その他（　　）

00 分（休憩 1 時間。週 5 日間。）
時 00 分（休憩 1 時間。週 5 日間。）
況：操業度に応じて、1 日当たり 0.5 ～ 2 時間程度の

出張業務はなし

（着座可能）　□公共交通機関（着座不可能）
）

（○○日間）
傷病手当金 66 %）

（毎年 4 月 1 日に 20 日付与）

ため、本人や上司と作業の内容などを相談すること
在の職場で交替勤務やフォークリフトの運転を継続
す。職場で現在の業務を継続していくには、どのよ
下記の点につき、ご意見をください。
時間（日勤時:8 時～ 17 時、夜勤時:20 時～翌 5 時）
ミングで食事、血糖測定、インスリン注射をしたら
添付しますので、ご参考にしてください）
留意すべき点は何か
には、どのような症状が現れ、本人及び周囲の者は
らよいか
配慮すべきことは何か
務を外し、常昼勤務としたほうがよいか

☑傷病休暇・病気休暇　□時差出勤制度
□在宅勤務（テレワーク）
□その他（　　）

（本人署名）　○○○○

（会社名）
担当：○○○○○　連絡先：○○○○○

労働者･事業者が作成する際のポイント

- 情報の提供・活用目的の明記が必要
- 現在の業務内容が継続可能かどうか確認するために、具体的に仕事の内容を記載
- 交替制勤務でのフォークリフトの運転業務があることなど、仕事の特徴を記載
- 通院や体調管理のために利用可能な有給休暇に関する情報を記載
- 必要に応じて有給休暇の新規付与のタイミングや付与日数、単位（1 日、半日、時間単位）等を記載
- 労働者本人と話し合い、事業者や労働者が悩んでいること、主治医に相談したいこと等、**特に主治医の意見がほしい点について具体的に明記**
- 治療と仕事の両立のために利用可能な社内の制度を明記
（時間単位有給休暇、傷病休暇・病気休暇、時差出勤制度、短時間勤務制度、在宅勤務（テレワーク）、試し出勤制度など）
- 労働者本人が記載事項に齟齬がないかを事業者に確認した上で署名
- 主治医からの問い合わせに対応できるよう、担当者、連絡先を明記

事例３（糖尿病）：職場復帰の可否等について主治医の

医療機関が作成する際のポイント

- 産業医等以外の非医療職も閲覧することが想定されるため、可能な限り専門用語を避け、平易な言葉で記載
- 外見からわかりづらい症状は具体的に記載

- 通院への配慮が得られるよう、通院頻度を具体的に記載
- 産業医が選任されている場合は、情報を正確に伝えるために必要に応じて専門用語も使用する。

- 勤務情報提供書に記載されていた働き方について、現在の労働者の状況や治療の予定を踏まえ、就業継続が可能かどうか意見を記載

- **勤務情報提供書「その他特記事項」に記載されていた質問事項に対する回答を記載**
  - 配慮や就業上の措置を記載する際は、安全配慮義務上、対応が必須のものか、必須ではないが望ましいものであるかが識別できるように記載
  - 勤務時間や休憩時間、血糖測定などの配慮が必要な事項を具体的に記載
  - 症状について記載する際は、対応と留意点を含めて記載
  - 運転業務を行う場合の留意点について記載

- 措置期間は、症状や治療経過を踏まえ、上記の就業上の措置や配慮事項が有効であると考えられる期間を記載
- 措置期間は、事業者にとって、次に主治医に意見を求める時期の目安になる

- 労働者本人が主治医意見書の内容を理解・把握できるよう、労働者に対して内容をきちんと説明することが重要

患者氏名	○○○○
住所	○○県○○市○○区

病名	１型糖尿病
現在の症状	強化インスリン療法を 徐々に悪化している。
治療の予定	糖尿病治療継続のため、 あとは定期的な通院（月1 交替勤務時間中に血糖測 要がある。CGM（持続血 どが明らかになり、低血 CGMによる血糖測定方法 勤務中の注意点は本人に い。交替勤務時間中の食 本人に資料を渡した上で 士に相談されたい。今 治療が必要になる場合も
退院後／治療中の就業継続の可否	☑可　（職務の □条件付きで可（就業上 □現時点で不可（療養の
業務の内容について職場で配慮したほうがよいこと（望ましい就業上の措置）	交替勤務の継続は可能。 交替勤務時間中を含め、 間を確保すること。 低血糖の場合、血糖測定 置を行う場所や時間を確 フォークリフトの運転業 CGMによる血糖測定を行 場合には決められた量の 糖尿病においては、イン こしやすい。その場合は
その他配慮事項	定期通院のための時間を 血糖測定やインスリン注 必要である。
上記の措置期間	○○○○年○○月○○日

上記内容を確認しました。
令和○○年○○月○○日　（本人署名）

上記のとおり、診断し、就業継続の可否等
令和○○年○○月○○日　（主治医

(注)この様式は、患者が病状を悪化させることなく
するものです。この書類は、患者本人から会社

意見を求める際の様式例（主治医意見書）の記載例

	生年月日	○○○○年○○月○○日

行っているが、１年ほど前より、血糖コントロールが

当初は頻回な受診が必要であるが、血糖値が安定した
回）が必要である。インスリン治療を継続するため、
定を行い、食事に合わせインスリン注射を適宜行う必
糖測定）によって作業時の血糖変動や夜間の低血糖な
糖への対処が容易になるので、CGMも導入する。
や、基礎インスリン量、食前のインスリン量等、交替
説明しているが気になる点があれば随時ご相談された
事の時間や内容、量、また補食の摂り方についても、
栄養指導を行っているが、不明点については適宜栄養
後、血糖コントロールや症状が悪化する場合は、入院
ある。

健康への悪影響は見込まれない）
の措置があれば可能）
継続が望ましい）

定期的な食事時刻の確保、インスリン注射の場所、時

やスナックなどの補食を摂る必要があるので、その処
保すること。
務は、低血糖がないため可能であるが、運転開始前に
い、低血糖でないことの確認を行う。低血糖を認める
補食を摂るなどして、15分後に再測定を行うこと。
フルエンザなどの感染症にかかることで体調不良を起
休暇を取る必要がある。

確保する。
射は清潔な環境で行う必要があり、その場所の確保は

～○○○○年○○月○○日

○○○○

に関する意見を提出します。
署名）　○○○○
治療と就労を両立できるよう、職場での対応を検討するために使用に提供され、プライバシーに十分配慮して管理されます。

事業者が確認する際のポイント

- 両立支援が必要な期間や支援内容の参考とするため、症状の見通しや現段階で想定されている治療の予定等を確認
- 勤務情報提供書に記載した働き方によって就業継続が可能かどうか、主治医の意見を確認
- **主治医への質問事項に対する回答を確認**
  - 記載事項のうち、対応必須のものかどうかを確認
  - 低血糖の症状出現時の対応方法などを確認
  - 健康管理上、時間や場所など環境調整が必要となる事項の確認と、対応の検討
  - 運転業務での配慮すべき内容の確認と対応の検討
  - 疾病の特徴による留意点の確認
- 措置期間後は必要に応じてプランの見直しや主治医の意見の確認を行うことを想定
- 主治医意見書の内容について、労働者本人の理解・同意が得られていることを、署名欄を活用するなどして確認
- ガイドラインで示された情報の取扱いに則り情報を取り扱う

事例３（糖尿病）：両

従業員 氏名	○○○○	○
所属	○○○○	
治療・投薬等の状況、今後の予定	・治療開始当初は頻回である ・インスリン治療の継続が必 ・交替勤務時間中に血糖測定 ・CGM（持続血糖測定）に になり、低血糖への対処が ・今後、血糖コントロールや症	
期間	勤務時間	就業上の
期間なし	昼勤： 8時00分 ～ 17時00分 夜勤： 20時00分 ～ 翌5時00分 (1時間休憩)	・通院頻度に応 ・交替勤務：可 ・フォークリフ で、低血糖で ・低血糖を認め 食をとるなど ・血糖コント の中止、その は産業医と相 ・定期的な食事 の場所・時間
業務内容	・主治医意見書より交替勤務 に関しては、運転開始前に るため、業務内容に関して	
その他 就業上の 配慮事項	・血糖測定やインスリン注射 保する ・低血糖の場合、血糖測定や 確保する ・インフルエンザなどの感染 場合は十分な休暇を与える ・交替勤務で上司が不在であ ら体調が悪くて血糖コント 対応について上司が説明を	
その他	・少なくとも血糖値が安定す を行い、必要に応じてプラ ・コントロール良好時も定 更時や勤務形態が変わる ・長期間にわたって血糖コ め、より間隔をあけての ・本人においては、通院や また、体調の変化に留意 ・低血糖に備え、作業中も ・夏場の経口補水液などは ・上司においては、本人から に善処すること	

上記内容について確認しました。

立支援プランの記載例

作成日：○○○○年○○月○○日

生年月日	性別
○○○年○○月○○日	(男)・女
従業員番号	○○○○

が、血糖値が安定後は月1回の定期的な外来通院が必要
要
を行い、食事に合わせインスリン注射を適宜行う
よって作業時の血糖変動や夜間の低血糖などが明らか
容易になるので、CGMも導入する
状が悪化する場合は、入院治療が必要になる場合もある

措置・治療への配慮等	（参考）治療等の予定
じた通院配慮 能 トの運転：運転開始前にCGM ないことを確認した上で可能 る場合には決められた量の補 して、15分後に再測定を行う ロールの増悪に伴う運転作業 後の改善に伴う再開について 談し、検討する 時間の確保、インスリン注射 の確保	月１回通院、インスリン・薬物療法 （症 状：冷 や 汗、ドキドキなどの低血糖症状）

可能ということである。また、フォークリフトの運転
CGMで低血糖でないことを確認した上で実行可能とす
現在の業務を継続とする。

は清潔な環境で行う必要があり、その場所や時間を確

補食を摂る必要があり、その処置を行う場所・時間を

症にかかることで体調不良を起こしやすいため、その

ることも多いため、本人の同意を得た上で、産業医か
ロールが乱れがちなシックデイや低血糖の影響とその
受け、それをもとに同僚等へ説明を行う

るまでは、1ヶ月ごとに産業医・本人・総務担当で面談
ンの見直しを行う（面談予定日：○月○日○～○時）
期的な産業医のフォローアップが必要。作業内容変
ときは、事前に産業医に相談する
ントロールが良好な場合には受診頻度が下がるた
フォローでの対応が可能となる
インスリン治療を継続し、自己中断をしないこと
し、体調不良の訴えは上司に伝達のこと
補食を常備する
糖分の割合の低いものを準備する
の体調不良の訴えなどを申し出やすい環境を作るよう

○○○○年○○月○○日（本　人）　○○○○
○○○○年○○月○○日（所属長）　○○○○
○○○○年○○月○○日（人事部）　○○○○
○○○○年○○月○○日（産業医）　○○○○

事業者が作成する際のポイント

- 主治医の意見を勘案し、労働者本人との話合いも踏まえ、両立支援プランを作成
- 治療の予定や症状の見通し、血糖測定など、就業上の措置や配慮を行うために必要な情報を整理

- 就業上の措置として、配慮すべき内容と期間を設定
- フォークリフト運転作業の継続基準を記載
- 低血糖状況の確認と状況に合わせた対応を記載
- 通院頻度も参考情報として明記

- 作業環境の調整が必要な場合には、必要な配慮事項を記載
- 上司不在時の対応について、同僚等に説明する場合の対応を明記

- プランの見直しや面談の実施時期を記載
- 労働者本人や上司等が気を付けるべき事項があれば記載

- 関係者による協議・確認を終えた内容であることが分かるよう、署名

令和 3 年 3 月印刷